

桃山学院大学

# 社会学論集

第49卷 第2号

---

鈴木富久教授退任記念号



---

2016年2月

桃山学院大学総合研究所

## 鈴木富久先生をお送りするにあたって

社会学部長 巖 圭 介

私たちが敬愛する鈴木富久先生は、2016年3月末をもって桃山学院大学をご退任なさいます。ここに鈴木先生の長年の本学、そして社会学部への多大なご貢献に対し感謝と敬意を込めて、本号を「鈴木富久教授退任記念号」として捧げたいと思います。

以下に、鈴木先生と長年親しくしてこられた宮本先生より、鈴木先生の来歴と研究業績について紹介していただきます。

鈴木富久先生は1945年に名古屋市でお生まれになり、工業高校卒業後、民間企業勤務を続けながら、夜間の愛知大学法経学部経済学科に入学し勤労学生として勉強を続けられました。しかし、向学の気持ちは抑えがたく大学院受験を決意し、そのために企業勤務を辞めるという決断をされ、立命館大学大学院社会学研究科に進まれました。その後30代半ばを過ぎた頃の博士課程単位取得退学まで、そこで研究生生活を続けられました。その当時から、立命館大学をはじめいくつかの大学で非常勤講師を務めながら研究を続けられていましたが、すぐには常勤職に就くことができなかったため、退学後も非常勤講師を掛けもちする生活を続けられました。そして40代半ばになる頃、桃山学院大学社会学部の「社会学基礎講義担当教員公募」に応募されたところ採用が決定し、1991年4月に桃山学院大学社会学部助教授（社会学基礎講義担当）として着任されることになりました。その後1995年には教授に昇任され今日に至っています。

以上にご紹介した経歴からもうかがえるように、青年時代の鈴木先生は苦学の人であり、その後も生活のご苦勞を負いつつ刻苦勉強、研究一筋の道を歩まれてきました。ただ忘れてはならないのは、そのような生活を支えたのが奥様だったことです。奥様はお子さん二人を育てながら、鈴木先生の大学院時代、非常勤講師かけもちの時代にご家庭を切り盛りされたわけですが、そのご苦勞は推察するに難くありません。それだけに鈴木先生の桃山学院大学への着任は、先生ご自身にはもちろん、ご家族にも福音であったと思われます。着任後の先生の研究は着実に発展し、教育においても社会学基礎講義においては現代社会の全体と細部をバランスよく教授し、専門演習においては現代社会の諸問題への社会的読解力の養成に大きな成果を挙げられてきました。

鈴木先生のご研究テーマはイタリアのマルクス主義思想家アントニオ・グラムシの社会理論です。夜間の経済学科生としてマルクス主義の古典、現代日本経済、労使関係を勉強するうち、鈴木先生は人々の生活と闘争が多様に展開される生きた社会に強烈な関心を持つに至ったそうです。それが大学院進学の契機となりましたが、そのときすでに30歳近くになり社会学を専攻し、特に労働社会学を専門としたものの、社会学とは何かという根本問題で苦悶され、社会学研究者として学問的将来への見通しがまったくたないという苦しさも味わうことになりました。そんな時、1975年にグラムシに触れる機会がもたらされたのです。それは著名なグラムシ研究家である竹村英輔氏の名著『グラムシの思想』でした。以来、1981年にトヨタ調査（立命館大学を主とする研究グループによる自動車工業労働者の労働と生活についての総合的調査）に参加して、その一員としての研究を進めるかたわら、社会学の学問的特質を探りながら、グラムシ研究の日々を重ねられました。最初のグラムシ研究論文が1985年に発表されますから、実に10年に及ぶ獄中ノート解読視点の模索の時期が続いたようです。ちょうど1985年には京都グラムシ研究会が発足し、それにも参加された鈴木先生はさらにグラムシ研

究を深めていかれました。そして1991年の桃山学院大学着任とともに、研究の中心をグラムシに移して、その研究論文を続々と発表されることになったのです。

世紀が改まると、鈴木先生は書き溜めた多くの論文を著作にまとめ上げる作業を本格化されました。その成果は2009年から2011年の3年間に世に問われるに至ります。まず2009年には御茶の水書房から『グラムシ『獄中ノート』の学的構造』が刊行されます。それはファシズム時代のイタリアで獄中にありながら思索を続け書きとめたグラムシのいわゆる獄中ノートについて、その全体を貫く方法論の探求に焦点をあてつつ、その体系的論理構造を解明した著作です。これによって2010年に立命館大学から博士号を授与されました。さらに2010年には大月書店より『グラムシ『獄中ノート』研究 思想と学問の新地平を求めて』を上梓されました。グラムシがノートで展開した主要な論題を個々に掘り下げて、それらが体系的論理構造をもつ全体像の中で占める位置を明らかにした前著に勝るとも劣らない大著です。そして2011年には東信堂の「シリーズ：世界の社会学・日本の社会学」の1冊として『アントニオ・グラムシ 『獄中ノート』と批判社会学の生成』が出版されました。小著ながら前の2冊の大著の達成点がコンパクトに盛り込まれた格好のグラムシ社会理論の入門書になっています。なお、このシリーズは著名な内外の社会学者の人生と業績について日本を代表する社会学者が執筆するもので、この執筆を依頼されたこと自体、鈴木先生が日本の社会学におけるグラムシ研究の第一人者と公に認められたことを示していると言えますでしょう。

鈴木先生のご研究の一層のご発展と、末永いご健勝を心よりお祈り申し上げます。

## 目 次

鈴木富久先生をお送りするにあたって .....	社会学部長 巖 圭 介 ( 1 )
----------------------------	-------------------

### 〈論 文〉

ギデンズのマルクス研究 ——近代社会の構造と変動—— .....	宮 本 孝 二 ( 7 )
ボランティア学習に関する一考察 ボランティア論受講生の作文の分析から .....	石 田 易 司 ( 35 ) 福 山 正 和 金 本 拓 也
原発への態度と世代・ジェンダー・社会階層 ——価値媒介メカニズムの検証—— .....	阪 口 祐 介 ( 47 )
『プロレタリア歌論集』再読 ——その短歌の限界と可能性—— .....	松 澤 俊 二 ( 69 )
「経済成長」の歴史的起源 .....	竹 内 真 澄 ( 87 )
障害者の地域生活支援体制の構築に向けて ——スウェーデン・カールスタッド・コミュニケーション における実践を手がかりに—— .....	清 原 舞 ( 119 )
1970年代におけるフーコー権力論の転換 ——新自由主義的合理性における「真理の形成」—— .....	藤 田 博 文 ( 145 )

〈研究ノート〉

介護過程教育の課題

.....嶋田直美 (177)

〈書 評〉

NHKドラマ番組部監修, NHK出版編

『朝ドラの55年：全93作品完全保存版』

(NHK出版, 2015年, 256頁)

.....軽部恵子 (195)

〈献 譜〉

FLŌRĪLĒGUM MUSICUM

.....GONZÁLEZ Darío (199)

鈴木富久教授略歴..... (207)

鈴木富久教授主要業績目録..... (209)

# ギデンズのマルクス研究

— 近代社会の構造と変動 —

宮本孝二

キーワード：ギデンズ，マルクス，階級構造化，史的唯物論，  
国民国家

はじめに

第1節 マルクス社会理論の全体像

第2節 階級構造化論から階級構造化論へ

第3節 史的唯物論と社会変動論

おわりに

## はじめに

筆者は35年前に修士論文でアンソニー・ギデンズの著作を取り上げて以来、ギデンズ研究を継続し、『ギデンズの社会理論』（宮本，1998）を上梓し、その後もいくつかの論文を執筆してきた。しかし、宮本（1998）においてはギデンズ社会理論の全体像と可能性に焦点を合わせたため、ギデンズが研究した個々の社会学者について丁寧な検討をすることができず、その後もその課題を十分に果たさないまま今日に至ってしまった。そこで新たに「ギデンズと社会学者たち」という研究プロジェクトを開始し、順次ギデンズの世界社会学者研究について内容を明らかにしていくことにした。マルクス研究を取り上げる本稿は、ウェーバー研究、デュルケム研究に続くその第三作目に

あたる。

本稿では、まず第1節において、『資本主義と近代社会理論』（Giddens, 1971=1977）に収録されたマルクス研究を紹介する。60年代のギデンズは古典的な社会理論の研究を集中的に遂行し、マルクスについてもその膨大な著作に取り組み、その社会理論の全体像を把握する努力を行い、近代社会の構造と変動の全体的な社会理論の基本構成がすでに初期著作に提示されていたことを明らかにしたのである。

次に第2節では、『先進社会の階級構造』（Giddens, 1973=1979）に結実したマルクス研究の意義を明らかにしたい。マルクス主義階級論の固定化され限定的で現実対応性を失った主張を、マルクスの問題提起を現代に生かす方向で刷新しようとギデンズは試みたのである。それが階級を動的に把握しようとする階級構造化の理論枠組みであり、それによれば階級構造は生産関係のみならず多様な経済的社会的な要因によって生成されるのであり、また階級構造には経済的社会的階級のみならず政治的階級すなわちエリートも含まれているのである。

そして最後に第3節において、『史的唯物論の現代的批判』（Giddens, 1981）、『国民国家と暴力』（Giddens, 1985=1999）、および『左派右派を超えて』（Giddens, 1994=2002）として刊行された史的唯物論の現代的批判について、マルクス研究としての意義を明らかにしたい。それらの連作でギデンズは、資本主義の発展と国民国家の生成との関連について説明することこそ、近代社会の構造と変動の社会理論の核心的課題であると見なし、パワー論を導入することによって史的唯物論を増補することを試みたのである。

なお、ギデンズのマルクス研究の紹介と検討の先行研究には、田口（1994）および田口（1995）や、千石（1997）および千石（2009）があり、本稿もその成果に多くを負っているが、本稿の意義は単なる紹介にとどまらず、ギデンズのマルクス研究の全体を視野に入れ、そこに一貫性と体系性を見いだすための基本的視点を明らかにしたところに求められよう。

## 第1節 マルクス社会理論の全体像

Giddens (1971=1977) の序文でギデンズは、マルクスの諸著作を内的一貫性をもった総合的なものとして解釈すること、したがって若きマルクスと成熟したマルクスとの二分法はとらないことを基本方針すると宣言しており、後述のようにマルクス社会理論の全体像を整合的に描き切っている<sup>1)</sup>。

序論でマルクスがドイツにおいて哲学の高度な達成点を示したヘーゲル哲学を批判的に継承しつつ、イギリスの国民経済学やフランスの社会主義の潮流をも踏まえて独自の社会理論を生成したということを述べた後、第1章「マルクスの初期著作」ではそれらを丁寧に紹介していく。初期著作にマルクスの社会理論の基本構成がすでに示されていたことは、日本でも1960年代には明らかにされつつあったが<sup>2)</sup>、同時期のイギリスにおいてギデンズはその点を明示しえたのであった。そのような視点こそがマルクスの諸著作を、一貫性をもった総合的な全体として把握するために不可欠なのである。

まず第1章の序説にあたる部分で、初期著作として『ヘーゲル国法論批判』、『ヘーゲル法哲学批判序論』、『経済学・哲学草稿』を主として取り上げると述べた上で、まず第1節にあたる「国家と「真の民主主義」」で、近代国民国家の基本構成として、国家と市民社会との区別と関連を検討したマルクスが、市民社会に渦巻く諸利害が国家によって一般的な共同利害としてまとめあげられるという仕組みをヘーゲルの議論を逆倒させることによって洞察したと述べる。ヘーゲルは一般的利害を真に共同的なものと位置づけたが、マルクスはそれが幻想的な一般性であることを認識したのであった。近

- 
- 1) 第1部がマルクスにあてられ、第1章が『マルクスの初期著作』、第2章が『史的唯物論』、第3章が『生産関係と階級構造』、第4章が『資本制発展の理論』と構成されている。Giddens (1971: 1-64=1974: 12-80) 参照。
  - 2) そのような流れの一つの頂点に戦後最大の思想家ともいべき吉本隆明の1960年代に提示されたマルクス研究(『吉本隆明全著作集12思想家論』勁草書房、1969年に収録)があり、その概要は宮本(2011: 138-40, 232-34)で紹介している。

代社会の構造として国家と市民社会から成る国民国家の本質を洞察することは17世紀以来のヨーロッパの社会思想の先端的な流れにあったが、マルクスもまたヘーゲルの達成点を活用してそれを正確に把握していた。これこそマルクス社会理論の全体的構成を示すものであり、初期著作以後は、特に市民社会の運動法則の解明に専念していったのである。

次に第2節「革命的実践」では、哲学的批判にとどまらない実践をマルクスが志向していたことが示される。マルクスはヘーゲル批判の潮流が急進的な哲学運動にとどまっていることを批判し、社会変革の実践を目指した。理論的批判が社会の中で革命的地位を取り得る堅固な社会集団と結びつくことによって革命的実践が可能となると考え、それがプロレタリアートの発見につながったのである。

そして第3節「国民経済学理論と疎外」では、国民経済学が資本主義経済を最終形態と見なし、経済的関係を人間の媒介とは無関係に抽象的に成立しようと誤認している点をマルクスが批判したこと、その根拠を明らかにする疎外論を展開するに至ったことが示される。労働者はその生産物を他者に占有され生産物への支配力を失い、労働者はすでに労働それ自体からも疎外されており、そのような労働の疎外は階級関係を分岐させ、さらには疎外された労働が自然との能動的な相互関係において成立する類的存在から切り離されてしまう。社会的存在である人間が疎外によって個人的で私的な存在に切り下げられてしまうのである。資本主義の巨大な生産力は、それ以前には不可能であった人間と社会の多大な発展可能性を生み出したが、資本主義的生産が遂行される社会関係においてはその可能性は実現しないというのがマルクスの予言であった。疎外された労働とは、疎外されていない自然の人間と、疎外されている社会的人間との緊張関係ではなく、資本主義によって生み出された潜在力ないし可能性と、まさに資本主義的生産関係においてその実現が妨害されていることの間の緊張関係の中にある。

したがって第4節「初期の共産主義概念」でギデンズは、共産主義社会と

は、それ以前の生産体制では不可能であるような形で、個人の固有の潜在的  
可能性ないし能力を伸ばしていく社会であるとマルクスが明言していたこと  
を示す。人間は集団的産物である諸資源を利用しながら個性化していくが、  
それは社会を通じてのみ可能になるのであるが、共産主義は個人を抑圧したり  
規制したりすることのない社会として描かれていた。

以上のように、初期著作にマルクス社会理論の全体的構図が示されていた  
ことを確認したギデンズは、第2章「史的唯物論」の序文で、『ドイツ・イ  
デオロギー』において史的唯物論の一般的考えが概略的に提示され、それ以  
降のマルクスの生涯はその考え方を理論的に発展させ、実践に適用すること  
に捧げられたと端的に指摘している。ギデンズは『ドイツ・イデオロギー』  
をマルクスの成熟期を代表する最初の重要な著作と位置づけている。しか  
し、そこには初期著作との連続性は明らかであるとして、初期著作で先鞭が  
つけられ後期の著作で具体化した重要なテーマを次のように明らかにする<sup>3)</sup>。  
第1に、世界史は人間の不断の自己創造であるという視点、第2に、歴史的  
現象として研究される疎外概念、第3に、国家と市民社会という構成的把握  
と国家の廃止の構想、第4に、哲学の拒否と社会的・歴史的分析の中軸  
化、すなわち史的唯物論の中軸化、第5に、哲学の否定による革命的実践論  
である。これらはすでに初期著作において描かれていたのであり、ギデンズ  
はここにマルクス社会理論の一貫性を見ている。

まず第1節「唯物論の命題」では、人間の意識は主体と対象との弁証法的  
相互媒介に条件づけられ、人間は世界に形を与えられつつ同時に世界を積極  
的に形成していく存在であるというマルクスの基本的視点が示される。歴史  
は人間欲求の創出、充足、再創出という連続的過程であり、人間社会の発展  
の研究は、人間存在にとって必要不可欠な社会生活を具体的過程に沿って経

---

3) マルクスの初期著作と後期の業績に断絶を見る向きは、この『ドイツ・イデオロ  
ギー』を後期の始まりとするが、ギデンズは『ドイツ・イデオロギー』が後期の  
理論展開の出発点と位置づけつつも、初期と後期の連続性を見いだしマルクス社  
会理論の一貫性を主張したのである。

験的に検証することから始められる。人間と自然の創造的な躍動的相互作用によって人間が自己を作り上げていく過程の研究に支えられた経験的社会科学の必要性が提唱される。ただし、マルクスは社会発展に関する説明を貫いている一般原理を明解に示すが、直線的発展理論を主張したわけではない。

次に第2節「階級社会以前」では、近代における資本主義の発展によって階級社会が成立する以前の長期的な歴史過程をマルクスがどう把握したかが描かれる。原初的な社会がようやく部族社会に到達した頃、農耕が発明され定住社会も成立した。そのような部族社会間のコンフリクトや交換を通じて、支配と従属の関係が生まれ古代的な国家が成立する。こうして部族社会から古代社会へ、あるいはまた部族社会からアジア的社会へという大規模社会の成立過程が進行する。なお古代ギリシャやローマでは都市国家が発達し、都市と農村の分化という資本が成長するための歴史的條件が整備され、単に労働との交換のうちのみ土台をもつような所有の発端が見られたが、私的に占有された富の剰余部分が生産者大衆から離れて明瞭に区別された閉鎖的集団を形成するまでには至らなかった。

そして第3節「古代世界」では、マルクスの古代ローマ分析が紹介される。古代社会は契約や征服によって複数の部族が一つの都市に統合されるところから出現するが、そのような古代ローマをマルクスは分析する。人口の増加、軍事的侵略、奴隷の増加、土地所有の集中といった変動過程において地主貴族が支配階級となり、公有財産や軍隊を掌握し、植民地の定期的建設に励んだ。享楽重視の価値観が強く、労働は蔑視され、貴族による平民の搾取は貴族の高利貸資本によって遂行され、平民ないし小農民は破滅し奴隷はますます増加し、ついにはローマ帝国は崩壊するに至った。古代ローマでは生産力の発展は高度化したが、社会の内部構造が発展を妨害するようになった。農民からの土地収奪が資本制的生産への発展につながるような社会構造ではなかったのである。

第2章の最終節は「封建制と資本主義の発生」である。封建制から資本制

への移行過程がマルクスの関心事であった。古代社会は都市から出発したが、中世社会では農村を基盤にする中で都市が発達してきた。封建制の解体と初期資本主義の発達とは都市の成長と密接に関連している。都市が商業資本を育て、商業の発達は貨幣制度の形成がもたらした貨幣使用の無限拡大によって加速され、都市は商工業の繁栄の中心地となり、自給自足で封建的な農村経済を巻き込んでいった。富裕農民は貨幣によって領主からの負債を決済し自由になり、自由な土地所有農民が誕生したが、彼らから土地を収奪することによって資本の第1次的蓄積が進行したのである。土地所有貴族が交換経済に巻き込まれ、囲い込み運動が生まれ、浮動的流動的な無産の農民集団が賃労働者として市場へ投げ込まれるに至るのであるが、そこに大航海時代の著しい植民地化が重なり、通商の繁栄に伴う資本の流入が進み資本の蓄積が加速した。資本が革命的な力を発揮し、中央集権や強力な政治的権力が発展し、封建制から資本制への転化が促進され、そこにマニュファクチュア生産から産業革命へとという大転換が重なった。すなわち機械の発達による機械化の進行、技術改良による一層複雑で効果的な機械の発展が、資本制経済における資本の集中を促進する第1次的要因となったのである。

以上のように、マルクスの史的唯物論は個別具体的な歴史過程への一般法則の押し付けではなく、一般法則に準拠しつつ具体的な歴史的 analysis を遂行しようとするものであると判定したギデンズは、階級構造論についても同様のスタンスで臨んだ。第3章「生産関係と階級構造」の序文において、人間の生命の生産と再生産により、自らと社会を創造、再創造し、諸欲求や感覚を新たにし、生産力を向上させるが、それは社会的な諸個人相互間の関係においてであるという基本的な視点をマルクスが一貫させていることを確認した後、第1節「階級支配」において、高度な分業の生産関係が搾取関係であれば剰余価値が少数集団に集積され階級が発生するが、階級は所得源泉別の集団ではなく、生産関係の側面、すなわち生産手段の私有か否かによって成立する階級間の対立関係であるとマルクスが考えていたと述べられる。

そして第2節「階級構造と市場関係」で、マルクスにとって二元的階級概念は理論上の構成物であること、現実には諸階級、諸階層、ルンペンプロレタリアートなどが存在するが、それらの過渡的階級は理論上は二大階級に呑み込まれていくと見なしたこと、そして階級関係が基軸となり政治権力が分配されて政治組織の形成がなされると洞察したことなど、マルクスの一連の議論がまとめられる。

さらに第3節「イデオロギーと意識」では、近代の法体系ないし裁判制度はブルジョア国家を支えるイデオロギー原理であり、意識は人間の実践に根差す社会的産物であり、言語が実践的意識として自己意識を成立させると考えたマルクスが、イデオロギーはその温床である社会諸関係との関連で分析すべきことを提唱したことが紹介される。イデオロギーは自力で発展しない。一定の実践に伴い社会に生活する人間の意識の要素として発展していく。マルクスの強調点は諸個人が活動する社会的状況は彼らが生活している世界の認識の母体となること、すなわち言語が人間の意識を形成すること、および階級社会においては支配的な思想は支配階級の思想であること、すなわち意識ないし観念の伝播は経済力の配分に左右されるということである。支配的イデオロギーは自らの普遍性を主張するが、生産関係が生産力増大の障害になると、生産関係に基づく階級関係におけるイデオロギー対立が激化する。資本主義の発展に伴って、階級支配から自由な合理的秩序のもとで疎外された自己を回復することが一層求められるようになるからである。

マルクス社会理論の全体像の解明を進めるギデンズが最後に取り組むのが資本主義のダイナミクスであり、それが第4章「資本制発展の理論」である。その第1節に当たる「剰余価値論」でギデンズは、経済学的運動法則を詳細に紹介する。交換価値の基礎は抽象的労働、使用価値の基礎は有用労働であり、抽象的労働は社会的必要労働時間であること、需要は価格に影響を及ぼすが価値は決定しないこと、商品は具体化された社会的必要労働時間を基準に交換されること、労働力という商品は市場で売買される自由な労働力

であること、その生産に必要な生活必需品を生産する社会的必要労働時間がその価値を決めること、剰余価値は利潤の源泉であり必要労働と剰余労働との比率が剰余価値率ないし搾取率であること、労働者は生活費に等しい価値の生産物より一層多くの生産物を生産可能であるため剰余価値が生まれること、可変資本が価値を創造すること、可変資本に対する不変資本の割合が資本の有機的構成であること、不変資本の割合の低下とともに利潤率は上昇することなど、資本制経済の動きを基礎づける原理を記述する。そのような資本制的生産に内在する運動原理が資本制経済の基盤条件自体を掘り崩すとマルクスは主張したのである。

次に第2節「資本制的生産の経済学的「矛盾」」では、マルクスがその矛盾をどう考察していたかが説明される。利潤追求は資本主義の内在的特性だが、利潤率の傾向的低下が構造的特質であるという利潤率低下法則と資本の有機的構成の分析とが統合され、剰余価値理論とも関連づけられる。利潤総量は剰余価値に依存し、利潤率は資本の有機的構成とは逆方向に動く。生産の機械化による利潤競争は、資本の有機的構成を高度化し、平均利潤率の低下を招く。そこで労働からの搾取が強化され、労働日の延長と労賃の切り下げが実施され、こうして周期的恐慌が訪れる。ただし資本主義は人間の歴史において、大量の剰余生産が可能となる初めての体制であり、過剰生産、利潤率の低下、投資の減退、労働者の解雇、恐慌、そして恐慌期の非効率的企業淘汰、新たな拡大期という過程から明らかのように、恐慌は資本主義の崩壊ではなく定期的変動の体制調整メカニズムと見なしうる点が重要である。

そして第3節は「受救貧民化」の命題、すなわち窮乏化についてのマルクスの議論の紹介である。ギデンズはマルクスが資本主義の最終的大恐慌についてどこでも語っていないことを強調する。マルクスは資本家階級と労働者階級の所得の相対的差異の増大と、資本主義の発展が一層大きな産業予備軍、相対的過剰人口、慢性的失業者群を生み出し、その大多数は極度な貧困に陥ることを理論化したが、労働者全体が窮乏化すると言っているわけでは

ない。

第4節は「集積と集中」、すなわち資本の独占と巨大化の理論の説明である。資本の有機的構成の高度化を通じて、個別資本は集積され巨大な資本に併合されていく。巨大資本は価格競争に耐え一層併合を進める。信用制度ないし銀行活動が集中を一層促進する。そのような資本の運動による資本主義の発展は労働者階級の階級的自覚の高まりを促進し、それと連動して革命的実践を通じて社会変革を行うに必要な能動的意識を創出する。なお労働者階級の相対的貧困と産業予備軍の絶対的貧困は区別されなければならない。ただし、恐慌期の失業増と賃金切り下げは革命の温床となる。利害の共同性の認知が進み、集団組織化の基盤が強化される。このように資本の集積と集中は労働者階級の革命的パワーを成長させるのである。

最終節「資本主義の止揚」で示されるのはマルクスの社会主義社会への展望である。資本主義が推進した生産の社会化は私的所有の終焉によって完成される。人々は自らが費やした労働と等しい量の消費手段を支給される。そのような社会主義社会では社会的必要を満たす支出も行われるが、国家は社会に完全に従属する機関となる。いわゆるプロレタリアート独裁の段階を経て、生産と分配の集中化の完成と共に、国家は廃棄される。ただし廃棄は根絶ではなく、行政が社会に従属させられることである。国家的機能は必要であるが、市民社会の矛盾、疎外を解消するかのような幻想的共同性としての、市民社会から分離して存在する国家は消滅するのである。そしてそこでは分業の廃棄が可能になる。生産の機械化の拡大が分業の止揚を可能にする。資本主義がもたらした生産力の向上、分業の発展、交換関係の世界化、国民的編成などが歴史上初めて人類全体を単一の世界秩序内に登場させ、世界史的存在としたのである。

以上のように、ギデンズはマルクス社会理論の全体像を描き切り、それらについて重要な知見を把握した。それではここで、あらためてギデンズによるマルクス社会理論の総括の要点をまとめておこう。

第1に、初期著作の段階においてマルクスはすでに生涯を通じて獲得していく近代社会論の全体像を基本的に描き切っていた。国民国家における国家と市民社会という基本構成、市民社会の矛盾、それがもたらす疎外を解消するかのような幻想的共同性としての国家の成立という近代社会の一般的構成を明確に把握した上で、市民社会の運動法則としての資本主義論を探究し、その背景に史的唯物論を置き、さらに生産関係に基づく階級構造を市民社会の構成として把握していた。

第2に、史的唯物論は歴史の一般的法則としてではなく、歴史的分析の導きの糸、方法論として位置づけられており、進化論的理論として構想されていたわけではない。

第3に、階級関係ないし階級構造は、生産関係を基盤として成立するが、諸階級諸階層の存在が前提であり、それらが資本主義の運動法則によって次第に二大階級に収束していくとマルクスは見ていた。生産関係を基盤としつつ意識も含めたその他の諸要因の作用によって諸階級が生成される過程こそが重要であり、それによって生成される市民社会の構造に国家が加わって現実の階級構造が成立するのである。

第4に、資本主義は生産の社会化を実現していく過程において定期的に変動するとマルクスは指摘していた。その変動とは資本主義の矛盾が恐慌として現れ、恐慌を通じて資本主義は高水準となり、さらにまた次の恐慌が訪れるという繰り返しであり、大恐慌で資本主義が滅亡するというシナリオではない。むしろ資本主義の高度化ないし生産の社会化の高度化こそが、社会主義社会実現の可能性を準備すると主張したのである。ここからギデンズは、いわば資本主義革命ともいうべき変動過程を把握しえたと言えよう。

ギデンズがマルクスの著作研究によって獲得した以上の知見は、ギデンズのその後の社会理論の展開に活かされていく。第2節および第3節でその点を明示することにしよう。

## 第2節 階級構造論から階級構造化論へ

Giddens (1973=1979) は、Giddens (1971=1977) のマルクス社会理論総括の成果を活かしつつ新たな視点を導入して構築された画期的な階級構造論である。マルクスの階級構造論が、生産関係を土台にして階級構造が成立するという点を基本認識としていたこと、究極的に二大階級に帰着するまでのダイナミックな過程のありかたを重視していたこと、その構造形成の過程において階級意識の諸相も作用していると見ていたことが、Giddens (1971=1977) では確認されていたが、Giddens (1973=1979) はそれらに基づき、階級構造の生成に作用する要因は基本的には生産関係であるとしても、階級意識も含めたその他の社会経済的な諸要因の作用もまた重要であること、また階級構造には社会経済的な階級のみならず政治的な階級すなわちエリートも含まれることを明示する階級構造化の理論を提示したのであった。ギデンズは70年代後半には一般的社会理論としての構造化理論を提唱し、その構築を推進することになるが、その構造化というアイデア自体、階級構造化論を源泉としていたのである<sup>4)</sup>。

それではまず階級構造を動的的に把握する構造化の理論枠組みを概観し、さらにそれが国家論を組み込むことによって全体的な理論枠組みになるという点を、ギデンズの記述にしたがってまとめることにしよう。

前述のようにギデンズはマルクスの生産関係と階級構造という視点を継承するが、生産関係は階級構造の基軸であるとしても、それだけでは階級構造は成立しないとする。階級構造が生成するためには次のような社会経済的な諸要因が作用しなければならない<sup>5)</sup>。

---

4) ギデンズの構造化理論と階級構造化論の関連、および階級構造化論の概要については、宮本 (1998: 24-38) および宮本 (2009: 151-60) で示した。本節はそれらを下敷きにしている。

5) 以下、階級意識の段落までの記述内容についてはGiddens (1973: 107-11=1977: 105-9) 参照。

階級構造の生成過程の出発点に置かれるのは、生産関係と直結した階級構造である。この不平等構造を成立させる要因は、市場能力（market capacity）の差異である。市場能力とはパワーの特殊形態であり、市場は1つのパワー構造をなすとギデンズは考える。

パワーを、相互作用における資源の動員による自己の意図の実現能力と規定するならば、市場能力は、市場の相互作用における資源の動員による自己の意図の実現能力となる。市場の相互作用とは交換であり、その市場は産業社会の市場である。産業社会とは、「市場価値を有する財の生産が経済において支配的となるに至った社会秩序」とされる。ギデンズはマルクスにならって、産業社会の市場交換の特質を労働力商品化に求める。人間の労働力自体が商品として、市場で交換の対象となることこそ、産業社会の市場交換が他の歴史的社会的それから区別される特質である。注意すべきは商品となるのは労働力であって、決して人間そのものではない。人間はあくまで「自由」であって、市場に自己の労働力を商品として持ち込み、それと他の商品との交換を意図するのである。すなわち人間は自己の労働力という資源を動員して、他者所有の資源との交換を意図すると見なすことができる。もちろん市場交換の場に持ち込まれる資源は、労働力だけではない。何よりも資本がある。労働力も資本の一つと言えるが、資本の所有は労働力商品を購入する市場能力である。

以上、ギデンズのパワー概念を基礎に、パワーの特殊形態として市場能力を規定し、それを構成する2つの要因、すなわち労働力の種類と資本所有量を指摘した。労働力は限りなく分類可能であるし、資本所有量はどのようにも区分できるので、実に多様な形態を、市場能力は取りうるのである。しかしギデンズは産業社会における主要な市場能力として、次の3つを設定する。生産手段の所有、教育上または技術上の資格の所有、肉体的労働力の所有がそれである。彼が市場能力をこの3つに限定しているのは、産業社会の主要階級といわれる（イギリス社会に典型的に示される）上層階級、新中間

階級、労働者階級からなる階級構造の構造化の検討に焦点を合わせているからであり、市場能力が3つの種類しかないとか、3つの階級しか存在しないと主張しているわけではない。分析の焦点に応じて、階級を区分する市場能力のさまざまな形態は選択されて良いのである。

次に問われるべきは、階級間の関係の規定要因である。市場能力の差異とそれがもたらす所得格差によって成立した経済諸階級は、さまざまな社会的場面で相互作用を形成するので、そこに階級関係が生じる。階級関係の規定要因は、それらの相互作用のありかたにほかならず、ギデンズはこれを限定的構造化 (proximate structuration) の要因とよぶ。限定的 (proximate) と表現するのは、その構造化が階級それ自体の存在の生成ではなく、階級関係の生成に限定されているからである。ただしギデンズは前述の三大階級の間を分析の対象としているので、それらにかかわる要因のみを挙げている。企業内部における分業関係、企業内部における権限関係、分配集団による影響力がそれである。

企業内部における分業とは、企業すなわち生産組織内部において職業上課せられる仕事の配分である。そこで最も重要なのは生産技術によって労働条件が区別され、異なった労働環境が形成されて成立する分業関係である。次に企業内部における権限関係とは、企業における権限の不平等配分に基づく命令と服従の関係である。最後に分配集団による影響力とは、消費において異なった形態を有する諸集団によるもので、重要なのは居住地域の差異による影響力である。これらの要因の具体的なありかたが階級関係のありかたを規定するのであり、ここにさまざまな資源に基づく階級パワーの相互関係が成立する。

次に階級自体の再生産を規定する要因について見てみよう。ギデンズはそれを媒介的構造化 (mediate structuration) の要因とよび、階級間移動の閉鎖性の程度を考えている。階級間移動は世代内および世代間のそれであり、配分された諸資源を動員しての階級成員の行為がそれを実現する。世代内階

級移動の閉鎖性は各階級成員の生活経験の同質化を促進し、世代間階級移動の閉鎖性はそれを再生産することになる。

さらにマルクスも自覚していたように階級意識の作用も階級構造の生成に大きな影響を与える。ギデンズは、他階級との関係の認識を含むか否かを基準にして、class consciousnessとclass awarenessに区別する。前者を階級関係意識、後者を階級特有意識と命名しよう。階級関係意識はさらに、次の3つに分けられる。他階級と区別される自己の階級の認識である一体化意識、他階級との利害対立の認識である対立意識、階級構造の変革の可能性と、階級運動によるその実現可能性の認識である革命意識である。階級特有意識は、階級特有の人生観や社会観などであり、階級特有の子どものしつけ方に見られる意識なども含まれよう。なおギデンズは、階級意識に加えて階級イデオロギーの存在も指摘する。それは階級意識のイデオロギー的側面であり、階級構造を自然的なものと解釈したり、階級特殊利害を社会的に普遍的な利害と解釈したり、階級構造に含まれる矛盾を無いものとしたりするような解釈図式である。

階級は経済的階級だけではないことも重要だ。政治的権力の有無が基本的要因となるエリートと大衆という構造は、政治的階級の存在を示す。マルクス以来の階級理論史は、多様な展開を見せてきた。しかしその多様さは同時に混迷でもあり、部分的な階級現象の一面的な強調に終始する傾向を、階級諸理論はややもすれば持ちがちであった。ギデンズの階級理論は、それらを総合した理論枠組みであり、それはまたマルクス初期著作に明示された市民社会と国家の基本構成に基づき、政治的階級の存在を見逃してはいない。以下、ギデンズの政治的階級論ないしエリート論を紹介しよう<sup>6)</sup>。

エリートは、公式的に制度化された権威（権限）、すなわち公式権威（権限）の不平等配分によって成立する。ギデンズは「社会組織あるいは制度に

---

6) ギデンズのエリート論についてはGiddens (1973 : 118-24=1977 : 117-24) 参照。

において、公式権威（権限）を伴う高い地位を占める人々」をエリート集団とよぶが、それを単にエリートとも表現する。ただし、エリートは一つの集団とは限らず、そこには諸領域における複数の集団が含まれる。また、ここでいうエリートは国家組織、国家制度に限らずあらゆる大規模組織集団において存在しうるが、それらエリートの全体構造が想定されているのである。

「高い地位」とは曖昧な表現にすぎようだが、それは公式組織の重要な意思決定に参加する権限を有する地位である。この地位に就く人々がエリートであるが、エリートと対比される非エリートないし大衆との関係が構成する基本的な構造が、実体的なエリート・非エリート構造に生成していくためには、エリート・非エリート関係のありかたを規定する要因が必要になる。エリートは権限を基軸に諸資源を動員して政治的パワーを行使し、非エリートもまた権限はもたないとしても、その他の諸資源を動員しパワーを行使しうる。このように両者がパワーを行使し合う「コントロールの弁証法」を通じて、エリートの実効的パワーが形成され、エリートへのパワーの集中度が確定される。また集中度と並んで、エリートのパワーがいかなる問題の解決のために実効的に行使されうるかという問題の範囲の広さ、すなわち争点網羅性も、実効的パワーのありかたを規定する。このパワーの集中度とカバーする問題範囲の広さという二つの要因を組み合わせると、ギデンズはパワー構造の四つの類型を提示する。集中度が高く範囲の広い独裁制的パワー、集中度は高いが範囲は狭い寡頭制的パワー、集中度が低く範囲の広いヘゲモニック・パワー、集中度も低く範囲も狭い民主制的パワーである。

さらに「パワーの制度的媒介」として、エリートの再生産要因である世代内および世代間移動の閉鎖性の度合いと、内部の統合性や連帯性の高さをギデンズは指摘する。特にエリート内部に婚姻などを通じた高い統合性がある場合、エリートの閉鎖性はさらに高まろう。ギデンズはこの移動と統合を組み合わせると、四つのエリート形成体の類型を提示する。閉鎖的で統合度の高い均質的エリート、閉鎖的だが統合度の低い確立的エリート、開放的だが統

合度の高い連帯的エリート、開放的で統合度も低い抽象的エリートがそれである。

このエリート形成体の類型と、先のパワー類型を組み合わせることによって、ギデンズはエリート類型を設定する。均質的ないし確立的エリートと独裁制的ないし寡頭制的パワーの組み合わせが支配階級であり、同じく均質的ないし確立的エリートであってもパワーがヘゲモニックないし民主制的の場合は統治階級とよぶ。また、連帯的エリートと独裁制的ないし寡頭制的パワーの組み合わせがパワー・エリートであり、抽象的エリートとヘゲモニックないし民主制的パワーの組み合わせが指導者集団と命名される。

以上がギデンズの階級構造化論の基本的な枠組みである。1970年代前半にはマルクス主義の影響力はまだ大きかったため、二大階級が存在するかしないかをめぐる不毛な議論が横行していたが、ギデンズはマルクス社会理論の研究の成果を活かし、生産関係を前提としつつも社会経済的諸要因が多角的に作用することによって生成される階級構造を現実在即して経験的に解明しうる枠組みを提示することに成功したのであった。さらに、社会経済的な階級とは関連しつつも区別される政治的階級すなわちエリートの存在を見逃すことなく、現代社会の階級構造が社会経済的な階級構造とともに政治的な階級構造をも包含していることを明らかにしたのであった。それはギデンズがマルクスの初期著作に見出した国家と市民社会の基本構成にも対応しており、社会経済的階級構造が市民社会の中心構造であるとすれば、エリートこそ国家の実体的な構成要素となっているのであった。こうしてギデンズはマルクスの階級構造論の原理的立場を基底に据えつつ、経験的な階級構造論を各国の現実在即して解明していく道を指し示したのである。

### 第3節 史的唯物論と社会変動論

Giddens (1971=1977) でマルクス社会理論を総括し、それに基づいて Giddens (1973=1979) によって、マルクス社会理論の現代的な継承の試み

を行ったギデンズは、さらにGiddens (1981)において、マルクス社会理論というよりマルクス主義社会理論の根幹にある史的唯物論を増補した社会変動論の構築を開始した<sup>7)</sup>。

前述のようにギデンズはマルクス社会理論の全体像について、マルクス初期著作の総括によって明確に把握していた。近代の国民国家の生成という変動過程の中で国家と市民社会という全体的構成が成立しつつあることをマルクスは洞察し、その上で市民社会が資本主義の発展を基盤としていること、そして資本主義を先端とする歴史を貫く一般的理論法則として史的唯物論が成立することを唱えたのであった。しかし、史的唯物論は資本の革命的パワーに焦点を合わせており、国家パワーやそれを基軸に政治領域を生成する階級運動等の諸運動のパワーについては捨象している。そこでギデンズはパワー論の導入ないし組み込みによって、史的唯物論を増補する試みを開始したのであった。その試みは史的唯物論を社会発展の進化論的単線的図式と見なす視点への批判、さらにはまた生産力と生産関係によって構成される生産様式、すなわち土台がもつ社会構造や社会変動に対する規定性の相対化につながっていくのである。

ギデンズによれば、パワーには社会的世界を支配するパワーと物質的世界を支配するパワーがあるが、資本主義社会以前の社会では権威資源に基づく人間コントロール・パワーが主導的な位置を占める。すなわち、それらの社会のありかたを規定するのは生産力ではなく、政治的なパワーであるというわけである。国家パワーの発生自体が、物質コントロール・パワーの差異によって成立する階級対立と階級支配の帰結として発生したというよりは、権威資源にもとづく人間コントロール・パワーとして、まず発生したと見られるべきであるとギデンズは主張する (Giddens, 1981: 49-68)。

余剰生産物の搾取は権威資源に基づいているため、資本主義以前の諸社会にも階級は存在していたが、私有財産によって産出される経済的パワーによ

7) その概要は宮本 (1998: 50-59) で紹介した。本節はそれを下敷きにしている。

る階級支配は、いまだ社会の構造原理とはなっていなかった。それらの社会には、都市国家や帝国や封建的社会などの諸形態が属するが、それらは部族社会以降に時系列的に現れたのではなく、多元的な発展形態なのであり、同時代において社会間システムを形成した。やがてその一角である西欧に資本主義が発達し始め、資本主義社会が成立するに至る（Giddens, 1981: 69-108）。

資本主義社会のパワー論的特殊性は、配分資源に基づく経済的パワーが主導的なパワーになったということではない。政治的パワーが後退し、自由競争市場とそこにおける経済的パワーが前面に出て来たのではなく、国家パワーと階級パワーの分離が生じたのである。資本主義以前には融合していたそれらのパワーが、国家パワーによる暴力の独占と、資本主義的労働契約による経済的パワーの相互コントロールの場の確立によって、各々独自の活動領域を確保して分離したのである。こうして政経分離が生じるゆえに、資本主義社会においてさえも、基本的には配分資源にもとづく階級パワーが、絶対的な主導権を握ることはない。しかし逆にそれゆえにこそ、資本主義以前の社会とは異なって、階級パワーが、したがって資本-賃労働関係が、さらに言うならば生産力と生産関係の弁証法や、社会的生産と私的領有の矛盾が、独自の規定力を社会に及ぼしうるのである（Giddens, 1981: 109-28）。

史的唯物論の批判を通じてギデンズが強調しているのは、国家パワーの社会分析における重要性であった。政経分離という特性を示す近代、あるいは現代の先進的な社会の分析は、国家パワーと階級パワーを基軸とする。社会は時間的空間的構成をもったシステムとして成立しているが、成立の要因は支配であり、支配は前近代にせよ近代国民国家にせよ国家パワーによって実現する。パワーが時間的空間的構成を成立させ、パワーの及ぶ範囲が時間的空間的遠隔化によって確定される。時空遠隔化はパワーの生成と密接に関連している。パワーの生成、したがってパワーを基礎づける資源の生成によって、社会が時空の広がりカバーしていくことが可能になる。遠隔化が資源動員可能性によって実現し、逆に遠隔化によって資源動員可能性を実現す

る。そのような社会は歴史の中で変動する。社会は単数ではない。遠隔化と遠隔化とが激しく接触し、巨大な遠隔化が小さな社会を呑み込んでいく。社会間システムも発達し、それが世界システムにまで至り、その発達において諸パワーの遠隔化の激しい接触の中で近代国民国家が登場した。資本の運動はそのような時空遠隔化の波に乗り世界的規模で展開されるに至ったのである。社会の歴史は単純な類型から複雑化していく過程ではなく、中心的なパワーによる時空遠隔化が進行していく歴史である (Giddens, 1981: 26-48)。

以上のように社会変動の歴史を概観するなら、史的唯物論の進化論的発想に対しても代替的な考え方が示されることになる。社会が単純な類型から複雑な類型へと内在的要因によって変化するという発想は否定される。時空遠隔化による諸社会の成立と展開は、諸社会にとって外生的な変動要因のもつ重要性を高める。それがギデンズのいう時空エッジであり、社会間システムであり、世界時間という歴史的意識なのである (Giddens, 1981: 157-69)。時空エッジは時空遠隔化の接触し接合する場であり、それによって社会間システムが生成する。パワーを担う主体はそのようなシステムの生成の歴史と現在を意識し、それらを反省的に把握することによって運動を選択するのであるが、そのような歴史的意識こそ世界時間なのである。また、ギデンズは変動のエピソード、ないしエピソード的な推移による変動の累積が歴史の変動の内実であることを強調し、多元的な社会発展過程という視点を導入したのである。

こうしてギデンズは近代国民国家の全体像の把握に取り組むことになり、まず国家パワーの対内的なありかたを、特に監視や自律性という概念を中心に分析する。国家パワーは情報の蓄積と社会成員の活動の調整を起源としている。しかし、資本主義社会以前の階級分割社会では、社会の統合手段である時空遠隔化は存在の直接性に主に依存しており、したがってコミュニケーションの能力も速度も低いため、情報蓄積や活動調整に基づく監視能力は低度にとどまっていた。この監視能力が、資本主義の発達とともに飛躍的に増

大するのは、第1に、政経分離による国家官僚制の組織的拡大と整備によってであり、第2に、技術発達による情報コントロール能力の増大によってである。監視能力の向上は、言うまでもなく国家パワーの基礎となる権威資源を増大させることになるが、その増大の要因には、政経分離に由来する国家の暴力独占も数えられる（Giddens, 1981 : 203-29）。

西欧の先進諸社会における資本主義の発達は、諸社会間の経済的相互依存性を高め、また国家によって独占された暴力は、対内的のみならず対外的にも使用されたため、社会間システムが発達した。ギデンズはウォーラーステインにならって、それを世界システムとよぶが、次のような留保をつける（Giddens, 1981 : 196-202）。第1に、ウォーラーステインは、資本主義が発達する以前の社会にも世界システムを認めるが、それは誤解を招く用語法であり、その名称は、資本主義の発達によって諸社会の経済的相互依存性が高められた近代ないし現代世界に限定されるべきである。第2に、ウォーラーステインは世界システムとしての経済的秩序を基本としているが、政治的あるいは軍事的パワーの世界システムの自律性をも考慮すべきである。第3に、ウォーラーステインは現代の世界システムが資本主義的であるとするが、そこには資本主義社会はもとより、国家社会主義社会、発展途上国、階級分割社会、部族社会などが併存していることが強調されねばならない。ただし、近代ないし現代社会は世界システムの中で国民国家として成立したのであり、それは社会間システムにおいて生成し存立せざるをえなかった。ここにネイションやナショナリズムの問題が見いだされる。

ネイションとは国民であり、国民国家の成立は資本主義の発達と深く関連している。これはすでに産業社会論の強調するところであったが、ここでは国民国家の概念とナショナリズムの概念が等置され、ナショナリズムの暗黒面が軽視されることになり、また、西欧の歴史的経験の軽視によって、それが一面的に普遍化されたとギデンズは指摘する（Giddens, 1981 : 191-6）。ナショナリズムと国民国家との区別を曖昧なままにするならば、国民国家の

利害として一部エリートの特殊利害が表出される場合、それがあたかも国家の一般利害であるかのように幻想させる働きを、ナショナリズムがもつことを見逃してしまう危険性が生じる。また、ナショナリズム運動は西欧内部においてさえ多様であり、ましてや西欧のそれをナショナリズムの一般モデルとすることなど不可能なのである。

こうして国民形成の運動と資本主義の発達とが連動して近代国民国家が生成したのであるが、それらは当然ながら同じ資本主義国家ではない。単一の資本主義国家があるのではなく、実在するのは資本主義諸国家である(Giddens, 1981: 209-14)。そのような留保を付けた上で、その一般的特性を上げるならば、第1に、支配階級のパワーは基本的に配分資源に依存しており、支配階級と国家パワーの担い手は必ずしも同一ではないということである。逆に言うと、資本主義国家は搾取過程に依存してはいるが、それを直接的にコントロールできないということである。第2に、資本主義国家はいわゆる市民権を普遍化する方向をめざす。マルクス主義的な考え方からすれば、このブルジョア的権利の普遍化は、ブルジョア的な政治的欺瞞性の現れとされるが、そのように始末してしまうことはできない。第3に、第一点から生じる問題を解決するために、いわゆる国家介入が行われるということである。ただし、それは独占資本主義期に初めて現れた現象ではなく、資本主義の発達の初期からのものである。しかも、国家パワーによる市民社会への介入は、経済的な領域に限定されているわけではない。

また、ギデンズによれば国家パワーは独自の利害に基づいているのであって、資本のパワーから自律性を保つのみならず、経済的土台に独自の見地から介入する(Giddens, 1981: 214-17)。その独自の見地とは、社会化された生産と私的領有の矛盾という資本主義の主要矛盾に対し、その激化を諸政策で未然に防止しようという観点である。国家パワーは、何らかの階級の利害を代表せず、市民社会の調整・管理に自己の利害を見いだす。しかし、これは国家パワーが準拠する利害が共同利害であることを意味しない。利害の

実質がどうであれ、国家パワーはその利害を共同利害として表現し、自らもそう考えさせる点が重要なのである。

もちろん国家パワーは諸階級のパワーとの相互関係において何らかのコントロールを受けざるを得ない。この意味では支配階級のパワーからは自由ではないが、同時にまた労働者階級のパワーからも自由ではないのである。その端的な表れとしてギデンズが挙げるのは、市民権の普遍化である（Giddens, 1981 : 221-9）。それはブルジョア的な欺瞞性の表れにすぎないわけではなく、労働者階級やそれと連帯する政治団体の運動による、長期にわたる支配階級や国家との闘争の成果なのである。政治的自由を保障する政治的市民権を手掛かりにして、経済的さらには社会的市民権へと権利獲得を進めてきた階級運動があつてこそ、国家はそれを保障せざるをえなくなるのである。逆に言えば、労働者階級のパワーが弱体化すれば、市民権の保障は危うくなるだろう（Giddens, 1981 : 226-29）。

支配構造の再生産は、パワー関係を媒介にして実現されるのであり、その関係は多くの場合、利害対立すなわちコンフリクトを含んでいる。コンフリクトが顕在化すればパワー関係は闘争となり、その帰結として支配構造は存続しもしれば変容しもある。資本主義の主要矛盾が存在する限り、その解決をめぐる闘争は絶えることなく、近代ないし現代社会は変革の可能性を常に孕んでいるということができよう（Giddens, 1981 : 230-36）。そして闘争に参加する諸パワーは国家や階級のみならず多種多様な運動の主体（エージェント）とそのパワー（エージェンシー可能性）なのである。歴史的条件のもとでリフレクシヴに諸規則および諸資源を動員する人間、すなわちパワーを発揮する人間が、結局は意図せざる帰結として社会変動を生み出さざるをえないというギデンズ社会理論の基本原理が、進化論や必然論を否定する根拠になる<sup>8)</sup>。

---

8) リフレクシヴな主体という認識を含めたギデンズのリフレクシヴィティ論の全容については宮本（2000）が詳しい。

以上で紹介したギデンズの国家論を基軸にした社会変動論は、Giddens (1985=1999) において国家パワーの生成論として一層明確に展開される<sup>9)</sup>。ギデンズはGiddens (1985=1999) を、Giddens (1981) の第2巻として位置づけている。第1巻である前書は「パワー、所有、国家」という副題に示されるように、史的唯物論の中心概念のひとつである所有に基づくパワーの重要性を承認しながらも、そこに欠落していたパワー論、特に国家パワー論の充実を図り、独自の世界史の変動理論の提示を目的としたものであった。それを受けて『国民国家と暴力』では、前書ではいまだ不十分であった国家論の一層の展開を図っており、第1巻と類似した構成をとりつつも、内容的に一層の洗練を加えた著作となっている。そして9年後の1994年のGiddens (1994=2002) はその第3巻と位置づけられているが、それは国家社会主義には引導が渡され、資本主義の革命的パワーを前提にした高度近代(ハイ・モダニティ)の社会システムに対応した新たな社会構想を展開していく出発点となったのである<sup>10)</sup>。

## おわりに

最後に、本稿の達成点を確認しておこう。第1に、ギデンズのマルクス研究が1960年代から70年にかけて世界で遂行されていたマルクス研究の新しい流れの中で行われていたこと、マルクスの社会理論の基本構成がすでに初期著作に提示されており、その基本構成にマルクス社会理論の諸パートが位置づけられると洞察していたことを紹介できた。ギデンズのその後の社会理論の展開の原点はまさにそのマルクス研究にあったのである。第2に、ギデンズの階級構造化論が十分にマルクス研究を踏まえたうえで、階級構造が存在するかしないかといった不毛な議論に終始していた状況を克服する方途を

9) 『国民国家と暴力』の概要は宮本(1998:60-70)で紹介した。

10) Giddens (1994=2002)の概要は宮本(1998:140-63)で、またGiddens (1998)およびGiddens (2000)で提示されたギデンズの新しい社会の構想のその後の展開については宮本(2007)で紹介した。

明示し、各国の社会について一層生産的な階級構造論を展開しうる可能性を開いたことを改めて確認できた。ギデンズはマルクスの階級構造論の原理的立場を基底に据えつつ、経験的な階級構造論を各国の現実に即して展開する道を指し示したのである。第3に、やはりマルクスの史的唯物論の原理的立場を受け継ぎながらも、それを国家パワーを中軸とした諸運動のパワーが絡み合い展開する世界社会の歴史的な変動過程において位置づけたことを明らかにできた。近代社会の変動の推進力には、世界システムにおいて展開する資本主義の革命的パワーだけではなく、資本主義のダイナミクスに直面しつつ活動する国家のパワーや諸運動のパワーも含まれるのである。

さて、本稿が掲載される『桃山学院大学社会学論集』第49巻第2号は、本学社会学部の鈴木富久教授の退任記念号である。鈴木教授とはこの四半世紀、社会学部の同僚として親しくさせていただき、その研究からも多大な教示を得てきた。鈴木教授の研究テーマはイタリアのマルクス主義の社会理論家アントニオ・グラムシであり、鈴木教授は誠実で勤勉な研究者として単著だけでも三冊のグラムシ研究を上梓されている。グラムシ社会理論についてギデンズの言及は少なく、まとまったグラムシ論を見ることはできないが、ヨーロッパの社会理論にグラムシが与えた影響は大きく、本稿が明らかにしたギデンズのマルクス研究の方向性はグラムシのそれと大きく重なっているようであり興味深い。本稿を鈴木教授退任記念号に寄稿させていただくのはそのためでもある。鈴木教授の今後のご健勝を祈念申し上げる。

## 参照文献一覧

- Giddens, A., 1971, *Capitalism and Modern Social Theory*, Cambridge University Press. (=1974, 犬塚先訳『資本主義と近代社会理論』研究社。)
- , 1973, *Class Structure of Advanced Societies*, Hutchinson. (=1977, 市川統洋訳『先進社会の階級構造』1977年, みすず書房。)
- , 1979, *Central Problems in Social Theory*, The Macmillan Press. (=1989, 友枝敏雄ほか訳『社会理論の最前線』, ハーベスト社。)
- , 1981, *A Contemporary Critique of Historical Materialism*, The Macmillan Press.
- , 1985, *Nation-State and Violence*, Polity Press. (=1999, 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房。)
- , 1994, *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Polity Press. (=2002, 松尾精文・立松隆介訳『左派右派を超えて』而立書房。)
- , 1998, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (=2002, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済評論社。)
- , 2000, *The Third Way and its Critics*, Polity Press. (=2003, 今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- 千石好郎, 1997, 『社会体制論の模索——パラダイム革新への助走』晃洋書房。
- 千石好郎, 2009, 『マルクス主義の解縛——「正統的な科学」を求めて』ロゴス。
- 田口富久治, 1994, 『近代の今日的位相』平凡社。
- 田口富久治, 1995, 『解放と自己実現の政治学：マルクスと共に, マルクスを超えて』近代文芸社。
- 宮本孝二, 1998, 『ギデンズの社会理論——その全体像と可能性』八千代出版。
- , 2000, 「社会学とリフレクシヴィティ」『ソシオロジ』45巻1号。
- , 2007, 「『第三の道』の社会理論」『桃山学院大学社会学論集』41巻1号。
- , 2009, 『社会理論25講』八千代出版。
- , 2011, 『吉本隆明の社会理論』晃洋書房。
- , 2012, 「ギデンズとサッチャリズム——社会理論と社会変動」『桃山学院大学社会学論集』46巻1号。

## Giddens' Studies on Marx's Works : Structure and Change of Modern Societies

MIYAMOTO Koji

The works of Karl Marx (1818–1883) have exerted an extraordinary influence over the development of modern social theory. This paper, the third one of my project 'Giddens and Sociologists', aims to explore how Anthony Giddens, one of most famous sociologists in the contemporary world, interpreted, revised and enlarged Marx's social theory through studying his works. The main findings are as follows.

First, through interpreting Marx's works, Giddens found the basic construction and contour of Marx's social theory in his early works. His social theory is constructed on the basic theory of nation-state and capitalism. Second, by revising Marx's class theory, Giddens formed the theory of class structuration. According to the theory of class structuration, the class structure is produced not only by the relations of production but also by the other socio-economic factors and it includes not only socio-economic class but also political class or elite. Third, by introducing the theory of power, Giddens enlarged the historical materialism which is Marx's theory of social change. Driving forces of modern social change are powers of states and movements as well as revolutionary power of capitalism developing in the global systems.

Keywords : Giddens, Marx, class structuration, historical materialism,  
nation-state

# ボランティア学習に関する一考察 ボランティア論受講生の作文の分析から

石 田 易 司  
福 山 正 和  
金 本 拓 也

キーワード：ボランティア，初体験，学習，学校教育，  
アクティブ・ラーニング

目次

達人への道のり

達人と学生の活動の違い

①体験の違い

②時期の違い

③活動の動機

④活動の継続性

⑤参加の形態

⑥効果

⑦コーディネート機関

達人への道

結論

## 達人への道のり

大阪ボランティア協会が発行するボランティア情報誌・ウォロに「ボラン

ティア初体験」という連載記事がある。もう10数年にも渡る連載で、100人をはるかに超える人が登場している。ウォロ編集委員会がボランティア活動の面白さを伝えるために選んでいる人たちだから、これまで日本のボランティア活動の推進に大きな貢献のあったいわゆる「ボランティアの達人」たちに違いない。

一方、筆者は勤務する文化系総合大学で「ボランティア論」という授業を担当している。大学で今、それなりに流行っている「アクティブ・ラーニング」という受講者主体の体験的な学習をしようとシラバスを書いたら、なんと500人を超える受講者が登録して、初日から挫折した。

しかし、何とかしなければと、実際に地域でのボランティア活動に参加してもらい、活動日誌を書いてもらうことや、ボランティアに関する本を読んで感想文を書いてもらうなど、いろいろ工夫をしてたどり着いた一つの方法が、学生にもものを書いてもらい、それをみんなで検討するということだった。その一つとして、ウォロと同じように自分のボランティア初体験をエッセイ風に書いてもらった。今回のデータは2014年度ボランティア論受講生375人、ウォロによる達人128人の比較である。

その作文を整理していて、驚いた。多くの学生が大学時代までボランティア体験をしたことがないということや、多くの最初の体験が掃除や草引きなど、地域の環境整備の体験なのだ。その偏りとウォロの「ボランティア初体験」登場者を比較して、達人への道のりを考えてみようというのが、この文章の目的である。

### 達人と学生の活動の違い

元のデータはともに文章だったので、初めての活動時期、その活動のテーマ、活動の形態、動機などの枠組みを作り、文章をその枠組みの中に落とし込んで、基礎データにした。例えば、ウォロ筆者の初体験が、学生に合わせた大学時代までの年代区分に合わず、その他が圧倒的に多いなど、学生用に

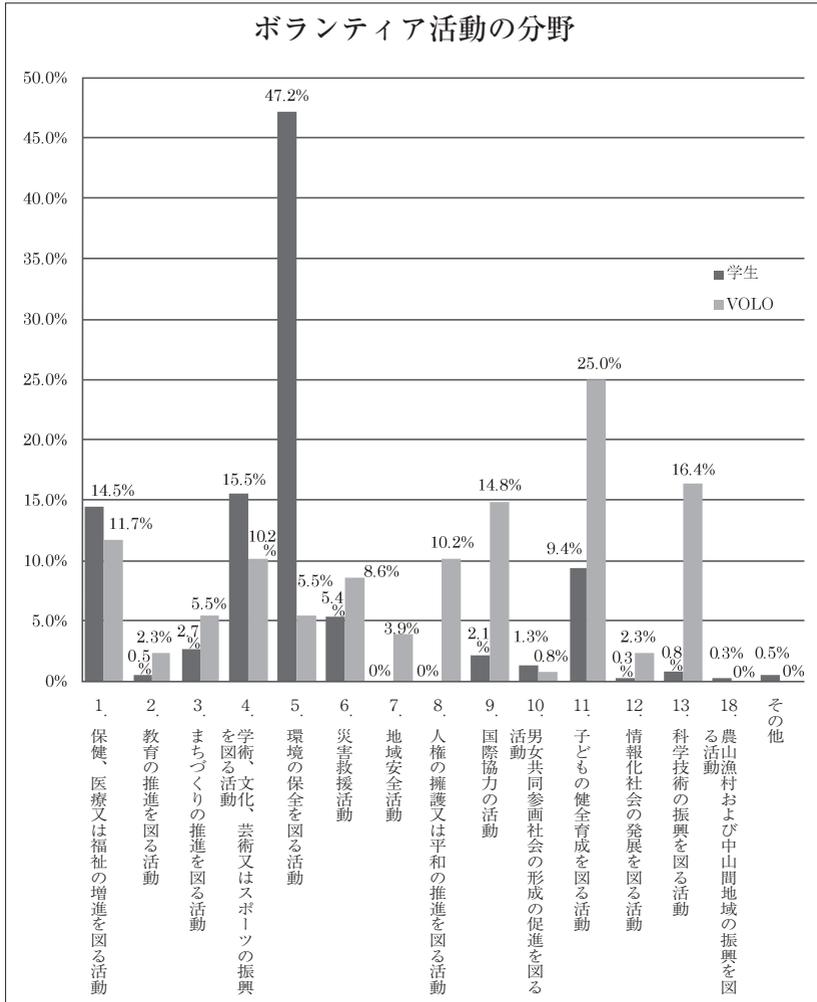
用意した枠組みに合わないところはあったが、その原因も明確で、理由のわからない不明やその他という項目がほとんど出なかったので、同じようなことを記述していることが分かった。

その結果、まず、学生とボランティアの達人の単純なデータの違いを比較してみよう。年齢の違いや、読者を意識して書かれた達人の体験は、必ずしも全くの「初めて」の体験ではないだろうという違いはあるにしても、様々な違いに驚きの連続だった。

#### ①体験の違い（表1）

活動分野をNPO法の20分野に合わせて整理してみた。初体験として14の活動分野が出てきたが、学生では約50%が「5. 環境整備」で突出していた。さらに「4. 文化・スポーツの振興」と「1. 医療・福祉」の分野を合わせると約80%になり、この3分野でほとんどといってもいい結果になった。一方、達人は「11. 子どもの健全育成」が25%と少し多いが、多様な活動分野を初体験としてあげていた。

表1 活動分野 (数字はNPO法の20の分野)  
 学生N=375 ウォロによる達人N=128



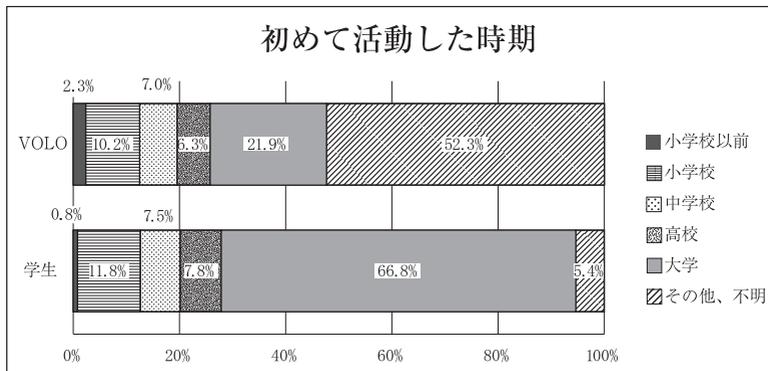
## ②時期の違い (表2)

初めてボランティア活動にかかわった時期も大きな違いが出た項目である。学生は約3分の2が大学生になって初めて体験しているが、達人はその

他が約半分。これはこの区分で行くと、社会人になってからの体験が多いということを示している。おそらく達人と言われるまで活動を継続するきっかけになった活動に出会ったのが、学生時代でなく、社会人になってからということなのだろう。

時代の相違や年齢の違いもあるだろうが、学生は20歳前後。達人の執筆時点で分かっている人の平均年齢は55.4歳で、社会が認める達人になるにはそれなりに年輪を重ねなければならない。本学の学生、ウォロ掲載の達人たち、いずれも初めての体験が大学入学の18歳以後がそれぞれ72.2%、74.2%を占めていることを考えると、平均55.4歳の人の子どものころから現在に至るまで、小・中・高の学校在学中にボランティア活動にかかわることはほとんどなかったと言えるだろう。

表2 初めての活動時期

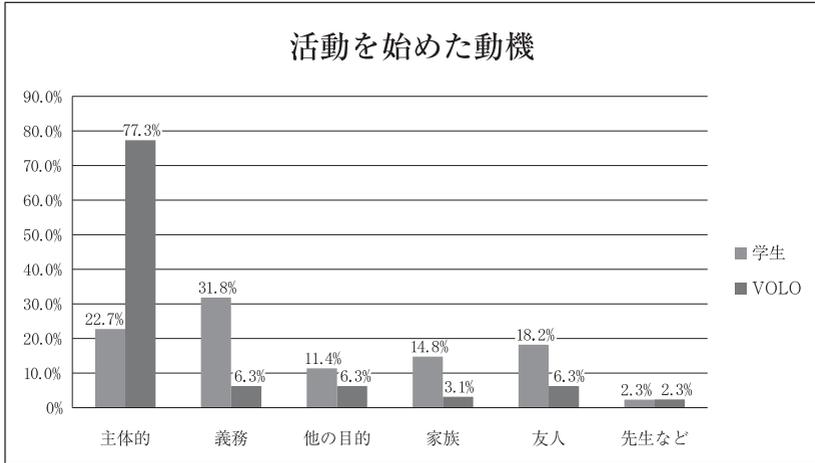


### ③活動の動機 (表3)

達人は圧倒的に主体的に自分の意思で活動を始めているのだが、学生は先生に言われてとか、クラブの活動でとかの義務が30%もあるし、家族や友人など身近な人に誘われてというのが33%にも上っている。主体的に活動

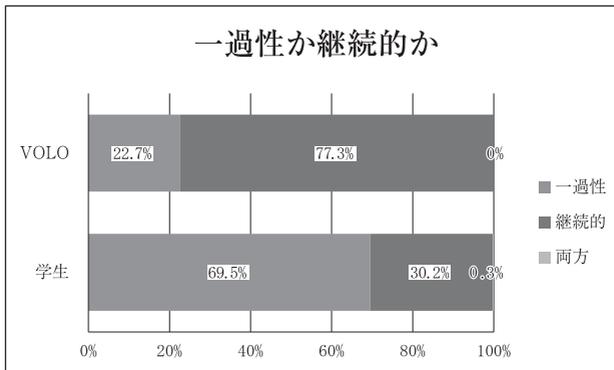
を始め、達人になるような人材は、本学にはほとんどいないということになる。この授業で半ば強制的にでもボランティアの世界に足を踏み入れた若者の30年後を楽しみにしたい。

表3 活動の動機



## ④活動の継続性 (表4)

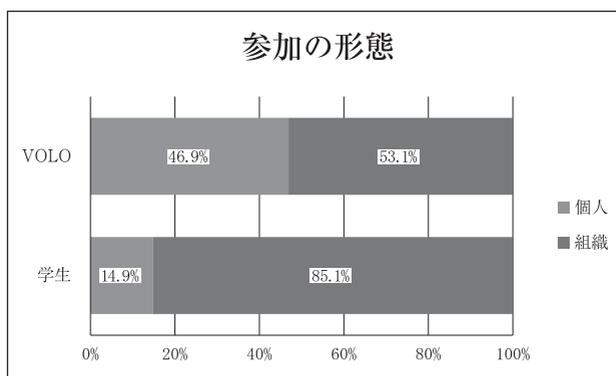
表4 活動の継続性



このグラフでもわかる通り、初めてのボランティア体験に主体的に関わらなかった多くの学生は1回だけの体験で活動を終わらせてしまっているのに比べ、達人は圧倒的にその活動を継続している。継続している活動こそがボランティア体験だと思っているということも言えるが。

### ⑤参加の形態（表5）

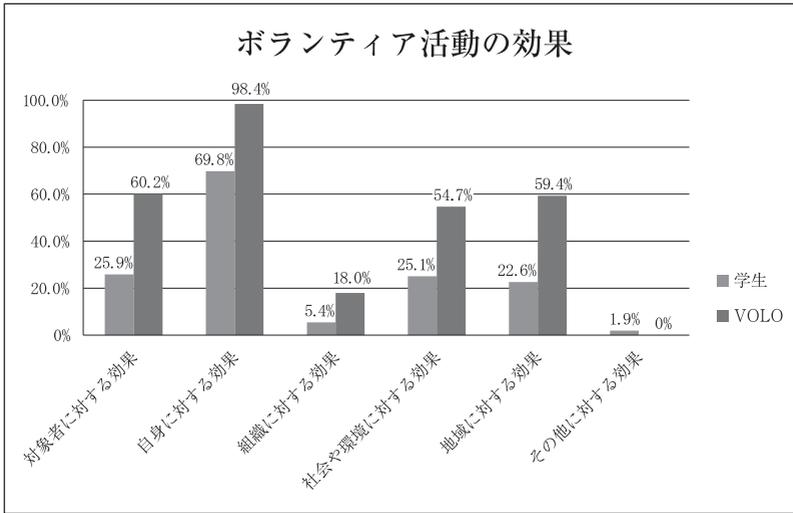
表5 参加の形態



学生のほとんどが組織の中に入って活動しているのに比べ、達人は半分以上が、最初から個人的に活動している。組織に参加するというより、自分(たち)のしたい活動を自分たちで作って参加している。これもやりたいことを明確に持っている達人と学生の主体性の違いだろう。

## ⑥効果 (表6)

表6 活動の効果



そして、その活動の効果で何が一番なのかというとき、達人はほぼ100%が自分自身にとって意味があったと言い切っているし、対象者にも地域にも環境にもその活動は意味があったと答えているのに、学生たちは明確にその効果をあげていない、あるいは過小評価しかできていないのである。

## ⑦コーディネート機関 (表7)

こうした違いは何が原因なのだろうか。

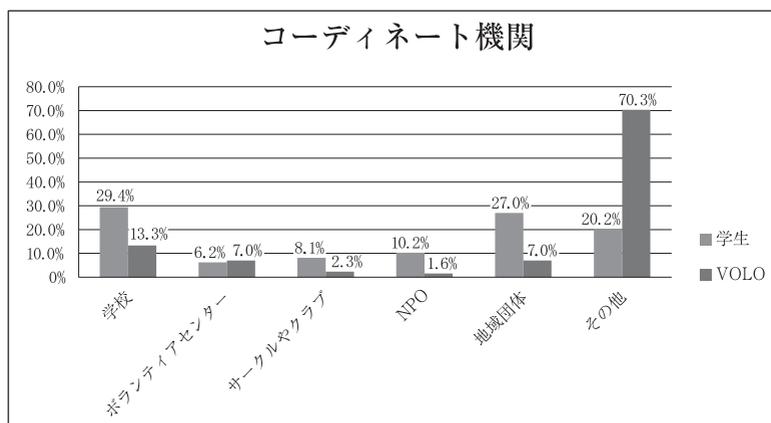
学生たちの活動のきっかけは、家族や友人から誘われ、学校や地域団体による呼びかけや、強制や義務で活動に参加し、自分でやらなければならないテーマがある訳でない。一方、達人たちは今、これをやらなければならないと強く意識して主体的に活動を始めているのである。

達人たちが活動を始めた時代にはまだNPO法人というものがあるが十分機能し

ていなかったらうし、ボランティアセンターもどこにでもなかった時代かもしれない。学校も児童・生徒たちにボランティア活動を体験させようという意識がなかったらうし、エリア型の活動をボランティア活動だとは思ひもしなかった時代だらう。達人たちはその多くがきっかけになったコーディネート機関は「その他」で、実は自分と仲間とという答えが圧倒的だった。

つまり、作られた団体の中で活動するというより、自分たちで活動の場を作ることから始めているのである。そして、させられた活動というより、自分たちで始めた活動こそ、ボランティアのボランティアたる活動と認識しているのである。

表7 コーディネート機関



日本社会におけるボランティア活動の位置づけそのものが変わっていたと言ってもいいだらうが、それにしても、この主体性はどこから育まれたのだろうか。

地域や学校でたくさんの人数の若者や子どもが一斉に活動しようとするれば、草引きやごみ拾いなどの環境整備の活動が最も手っ取り早い活動なのだ

ろう。特別な技術や道具も不要で、結果も活動もだれにも理解できる活動が、草引きやごみ拾いなどの環境整備の活動なのだろう。

しかし、ある種の義務で参加してもそれを継続することは難しく、多くの場合、その活動を継続し、ボランティアの意義を感じ、その過程で自身が成長し、達人、つまり組織の責任者や呼び掛ける側に回ることなく終わってしまうのだろう。

これらの結果、やらなければならないテーマを見つけることができ、主体的に自分たちで活動を作り出したかどうか、現在の大学生と、現在の日本でボランティア活動を作り出し、支えてきた達人を大きく分けているように思う。

## 達人への道

ではどんな学生が達人となる可能性を秘めているのだろうか。

まず学生の中で達人と同じパターンの回答をしているものを探してみた。つまり、

- ①体験の違い : 自分の興味ある活動、ここでは環境整備以外の活動
- ②時期の違い : 社会人になってという選択肢はないから、大学生になってから
- ③活動の動機の違い : 主体的に自分から
- ④継続的か一過性か : 継続性のある活動
- ⑤組織か個人か : 個人的にやりたいことを
- ⑥効果 : 自分自身にとって
- ⑦コーディネート機関 : 依存していない

探してみると、一人もこの達人パターンに当てはまる学生はいなかった。

②、⑤を外してやっと3人の学生がこのパターンにはまった。回答者375人

中3人しか、柔軟にとらえた達人パターンに当てはまる学生はいなかった。達人への道は遠い。学校教育とボランティア活動の溝は深い。

## 結論

つまり、今の日本の学校教育では、社会人になるまで主体的に活動しようというテーマは見つからず、人に誘われて、組織に入ってしかボランティアはできず、自分の人生に大きな影響を与えるような活動に出会わず、受験やクラブ活動で多忙な若者にボランティアを継続的に関われるような環境が整っていないということなのだろう。

これからの日本の若者のボランティア教育を考えるうえで、大いに考えさせられる結果となった。

ただ、学生時代に参加していたクラブ活動を、今は継続していないが、ボランティアとして、スポーツのコーチなどそのクラブの運営や指導にかかわっている学生が想像以上に多かったことを考えると、学校のクラブ活動にボランティア関連のものをもっと多様に組み込むことが必要だろう。

日本におけるボランティア活動をさらに盛んにするために、教科以外の次のことを考えた学校教育を期待したい。

- ①地域課題を自分で発見できる力の育成
- ②主体的に行動できる力の育成
- ③創造的に自分で活動を作り出せる力の育成
- ④自分の行動の自分自身に対する効果を認め、さらに活動を進めようとする力の育成

## 参考文献

月刊VOLO 1997.4～2014.3 大阪ボランティア協会

A Consideration of Learning about Volunteering  
— Based on the Analysis of Essays by  
Students Taking Theory of Volunteerism Class

ISHIDA Yasunori

FUKUYAMA Masakazu

KANEMOTO Takuya

We conducted a study on volunteering by comparing essays written by college students about their first volunteering experience with essays by so-called “expert volunteers” taking a leading role in the volunteering movement in Japanese society today. The essays were analyzed with reference to seven aspects, including the type of activity, when and for how long it was carried out. Our analysis found significant differences in every aspect, and that no student shared similarities with experts. The results indicate that volunteerism programs at Japanese schools fail to develop human resources capable of continuing their activities as a volunteer, in other words, capable of incorporating their activities in this field into their daily life and leading society in terms of volunteering. We expect that programs at schools will be improved.

Keywords : volunteer, first experience, learning, school education,  
active learning

# 原発への態度と世代・ジェンダー・社会階層

— 価値媒介メカニズムの検証 —

阪 口 祐 介

キーワード：リスク社会, 脱原発, 世論

- 第1節 原発事故後の世論と政治の変化
  - 第2節 分析枠組み 原発をめぐる価値対立
  - 第3節 仮説 世代・ジェンダー・社会階層
  - 第4節 分析 誰がなぜ脱原発を支持するのか
- さいごに

## 第1節 原発事故後の世論と政治の変化

2011年3月11日に発生した東日本大震災, そしてその後の原発事故は, 日本社会が〈リスク社会〉へと移行しつつあることを象徴する出来事であったといえるだろう。これを機に, 一部の人々を除いては深刻に捉えられていなかった原発事故や放射能のリスクが多くの人々に認識されるようになり, 原発の是非をめぐる政治的議論が活発化した。リスク社会論の嚆矢であるU・ベックが指摘したように, こうした原発や放射能のリスクに対する意識の高まりは, 社会変動を駆動する大きなダイナミズムを引き起こす。たとえば, 人々は科学を反省的に捉えるようになり, リスクをめぐる社会的分断や新たな連帯が生じる (Beck 1986=1998)。実際, 原発事故以降, SNSなどを通じて科学技術の専門家に対する批判が展開され, 脱原発運動が盛り上がり

をみせている。本研究は、こうした社会変動の駆動力となる「原発リスクに対する態度」に焦点を当て、その様態を実証的に明らかにする。いかなる人々がなぜ、原発に肯定的・否定的であるのかについて、実証データの分析から把握する。

さて、原発事故後の人々の意識の変化を振り返ると、それは<脱原発へと向かう世論>という言葉でまとめることができるだろう。世論調査によると、事故直後は原発維持を望む声が主流であったが、汚染の実態や政官財の癒着構造が表面化するにつれ、原発に対する否定的意見は増加し、2011年の夏以降、原発否定派は7割を超えるに至った<sup>1)</sup>。こうした世論の変化と並行して、2011年4月頃より東京で、「原発やめろデモ」や「エネルギーパレード」といった原発抗議運動が盛り上がり、その後、全国各地へと広がっていった。東京での運動は、警察の激しい取締りもあって9月頃には一端、下火になったが、2012年の6月頃から「再稼働反対」をテーマとして再び盛り上がる。毎週金曜に行われた官邸前抗議の参加者は徐々に増え、6月29日の参加者は主催者発表で20万にのぼった(小熊編2013)。一方、政治の動きに目を転じると、原発事故後、民主党政権のもとで原発政策の転換を志向する動きもみられた。しかし、2012年12月の衆議院選挙での政権交代によって誕生した安倍政権によって、原発維持の方向に舵が切られている<sup>2)</sup>。

こうした原発事故以降の社会や政治の動きを、<脱原発へと向かう世論>と、それに反して<原発維持へと転換する政治>という言葉で総括することもできるだろう。しかし、本研究では、原発への世論を「脱原発」として一

- 
- 1) 岩井・宍戸(2013)は、朝日新聞や読売新聞など主要報道機関が実施した原発に対する賛否の世論調査をまとめ、原発事故以降、原発を減らすことを支持する人々が増加し、夏以降は7割を超えるに至ったことを示している。
  - 2) 2011年7月13日に菅首相は会見で脱原発の方針を打ち出し、その後、退陣要求の高まりのなかで、自然エネルギー普及のための法律を成立させた。次の野田政権においては、パブリックコメントや討論型世論調査という形で民意をくみあげる努力がなされ、9月14日の「エネルギー・環境会議」において「原発に依存しない社会の1日も早い実現」を掲げた「革新的・エネルギー環境戦略」を決定

つにまとめるのではなく、その内部に潜む意見の相違に着目する。というのも、原発事故後も3割の人々は原発に肯定的であるし、残り7割の否定派のなかでも、減らすべきだが全廃はしないという意見もあり、内部には温度差が存在するからである。本稿では、こうした原発に対する意見の相違がどのような社会的要因によって生み出されているかを明らかにする。

## 第2節 分析枠組み 原発をめぐる価値対立

原発事故後、どのような人々が脱原発を支持するのかについては記述的な分析結果がすでに示されている。全国規模の社会調査から、ジェンダーと世代によって原発への意見が大きく異なり、女性において脱原発支持が多く、若年層の方が原発を支持する傾向にあることが示されている（高橋・政木 2012；岩井・宍戸 2013）。たとえば、2011年12月に実施された全国調査によれば、原発否定派は、中年（30～50歳）女性では74%に達するが若年（16～29歳）男性では47%と半分にも満たない（高橋・政木 2012）。

しかし、それらの研究では、なぜ女性において脱原発志向が高く、若年層において原発支持が多いのかについては説明がされていない。また、職業や学歴といった社会階層要因についてはほとんど焦点があてられておらず、原発への態度の社会階層差やその差が生じるメカニズムについては十分に明らかになっていない。そこで本研究では、世代・ジェンダー・社会階層といった社会的属性に焦点を当て、原発への態度の差がいかなるメカニズムから生じているかを探究する。

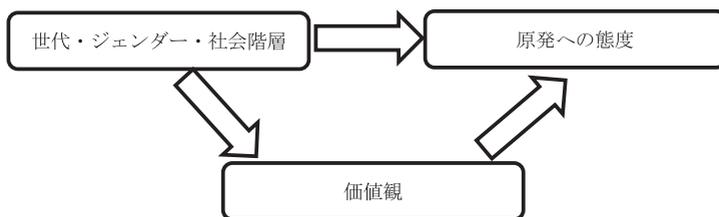
その際、本研究は、図1に示したように、社会的属性と原発への態度の間

---

した。こうした動きは、原発継続を主張する勢力からの反発と抵抗を受けて妥協を余儀なくされたが、これまでの原発政策からの転換を志向するものであった（船橋 2013）。しかし、2012年12月の衆議院選挙での政権交代によって誕生した安倍政権は原発維持の方向に舵を切る。政権誕生後まもなく、民主党政権が掲げた2030年代には原発をゼロとする方針を見直す方向が打ち出され、ねじれ国会が解消した2014年4月11日には、原発をベースロード電源と位置付けた「エネルギー基本計画」が閣議決定された。

を価値観が媒介するという価値媒介メカニズムを検証する。これは社会的属性（世代・ジェンダー・社会階層）によって原発支持度に差があるとして、そこに何らかの価値観が媒介していることを想定したモデルである。たとえば、女性において脱原発志向が高いとして、平等主義という価値観が媒介していることが予想できる。すなわち、女性の方が平等主義的傾向にあり、平等主義であることで脱原発志向が高まるというわけである。このように媒介モデルを想定することによって、原発への態度の社会的属性差のメカニズムを把握することが可能になる。

図1 分析枠組み（価値観の媒介モデル）



上述のように価値観に着目するのは、原発をめぐる意見の相違の背後には、望ましい社会像をめぐる価値の対立が存在すると考えられるためである。M・ダグラスとA・B・ウィルダヴスキーによれば、人々のリスク認知は、社会がどのようにあるべきかという世界観を反映したものである。ある特定の価値を有していることで、原発リスクに目を向け高く評価することになったり、逆にリスクから目をそむけ低く評価することになる (Douglas and Wildavsky 1982)<sup>3)</sup>。

では、いかなる価値対立が原発への態度の背後に存在するのだろうか。こ

3) たとえば、環境リスクを認知する背後には、環境汚染による被害は社会的に平等であるべきであるという価値観がある一方、犯罪リスクを認知する背後には社会秩序を重視し、その逸脱者を厳罰に処すべきという価値観があるというものである。

の問題をすでに論じた阪口祐介（2015）を引用しながら論じよう。海外の先行研究によれば、原発リスク認知や脱原発志向に影響する価値観として〈社会的格差への態度〉と〈既存秩序への態度〉が指摘されている。たとえば、平等主義・利他主義であるほど原発リスク認知は高まり、伝統主義的で規範意識が高いほど原発支持へ向かう傾向にある（Kahan 2007; Whitfield et al. 2009; Peterson et al. 1990）。原発事故以降の日本社会においても、これら2つの次元の価値観が人々の原発リスク認知や脱原発志向に影響を与えていることが予想される。

〈社会的格差の態度〉については、原発事故以降、原発の地方への集中や、原発労働者の被曝が様々なメディアで問題化された。これは船橋晴俊が原発事故以前から指摘していた〈環境負荷の外部転嫁〉のことを指す。すなわちそれは、社会内の一定の地域や集団が、自らの生産や消費活動を通して生み出された環境負荷を引き受けずに、それを空間的または時間的に離れた別の地域や集団に押し付ける構造である（船橋 2005）。こうした構造は原発事故後、多くの人々にも認知されるにいったといえよう。このように原発にひそむ社会的格差が可視化した現在において、原発を支持する人々は、社会的格差を容認するという価値を有する傾向があると予想される。

次に〈既存秩序への態度〉について説明しよう。原発に対する考えの背後には、政治や国家に対する態度が存在すると考えられる。日本や海外における原発をめぐる意見対立の構造を整理した中山茂（1981）は、脱原発のエコロジー派の主張を次のようにまとめる。その主張は、原子力が中央集権的なエネルギーであり、市民のコントロールが利かないがゆえに問題であり、自然エネルギーのような分散的で自主管理しうるオルタナティブ・テクノロジーをもって替えるべきだというものである（中山 1981 : 178-179, 192）。一方で、原発支持の立場からすると、脱原発派は公共の利益をかえりみない個人のエゴとみなされることもある。ここには、政策決定を国家主導で行うべきか、地域や個人が主体となるべきかという対立があるように思われる。

このように原発支持/不支持の背後には国家に対する価値観の相違が存在することから、政治への不信が強い人々は原発リスクを危険だと感じ、脱原発志向を高めると考えられる。また、想像の共同体としての国家を信じ、肯定する人々は原発支持に向かう傾向があると予想される（阪口2015：169-70）。

### 第3節 仮説 世代・ジェンダー・社会階層

ここでは、社会的属性の効果が価値観を媒介しているという視点から仮説を示す。はじめに注目するのは「女性において脱原発志向が高い」という効果である。この傾向は、海外においても日本においても確認されている傾向であり<sup>4)</sup>、原発事故後だけでなく、以前においても一貫してみられる結果である（柴田・友清1999；高橋・正木2012；岩井・宍戸2013）。

では、なぜ女性において脱原発志向が高いのだろうか。本研究で焦点を当てるのは次の2つの説である。1つ目は「政治不信説」である。M・L・フィンケイトらは、アメリカでの調査から、女性、非白人は科学技術リスクの危険性を高く見積もる傾向にあることを発見した。そして、このジェンダーおよび人種の差について、女性・非白人は政治的権力が少なく、政治不信が強いことが関係していると解釈している。これに対し、白人男性は政治を信頼し、科学技術からの便益を得る傾向にあるために、リスク認知を低く見積もる傾向にあるというのである（Finucane et al. 2000）。

2つ目は、「政治的価値説」である。D・M・カーンらは、上記の人種やジェンダーによるリスク認知の相違の背後に望ましい社会像の相違があることを指摘し、実証分析を行った（Kahan 2007）。すなわち、白人男性は個人主義・階層主義的である一方で、女性は平等主義的傾向がある。平等主義的である人々は環境リスクに関心を持ち、リスク認知が高いがゆえに、女性・

---

4) 阪口祐介（2009）は国際比較調査データの分析から、女性では原発を含む環境リスク認知が高いことを示した。

非白人はリスク認知が高いという主張である。これらは「リスク認知」の研究ではあるが、科学技術や環境リスク認知が高いことは、原発リスク認知や脱原発志向と関連することから、脱原発志向の仮説として想定することもできると考えられる。

本研究では、この2つの価値「政治不信」「平等主義」を媒介要因として想定し、原発への態度のジェンダー差のメカニズムを検証する<sup>5)</sup>。

仮説1：女性の方が、政治不信が高く、ゆえに脱原発支持へと向かう

仮説2：女性の方が、平等主義的であり、ゆえに脱原発支持へと向かう

次に、世代に着目しよう。原発事故後のいくつかの研究では、若年層ほど原発支持度が高いことが示されている。これは原発事故以前の1970、80年代にはみられない傾向である（柴田・友清1999）。また、海外でも若年層で原発支持が多いことは報告されておらず、説明を要する現象である（Whitfield et al. 2009）。このようにそもそも先行研究では若年層の効果自体がみられず仮説が参照できないため、ここでは明確な仮説というよりも一般的な推測を示そう。以下の3つの媒介要因が想定される。1点目は、「家族形成説」である。原発や放射能リスクは自分よりも重要な他者である自分の子どもへと向けられる傾向にあると予想される。若年層ほど家族形成をしていないため、幼い子どもを持たず、ゆえに原発や放射能リスクへの不安は少なく、原発支持へと向かうというものである。2点目は、「経済不安説」である。原発支持派のロジックとして、脱原発は経済的損失が大きいという議論がある。若年層の方が不安定雇用や低い収入など経済的不安定性にさらさ

---

5) 先行研究では、ここで示した2つの説以外にもケア役割説が検討されている。T・J・ブロッカーとD・L・エックベルグ（1997：842）は、女性はケア役割の担い手として社会化されているため環境保護意識が高い傾向にあると指摘する。女性は子どもや家族を思いやり、介護するというケア役割の担い手として社会化されており、現に社会でケア役割を担うため環境リスクの危険性を感じやすいと考えられる。阪口祐介と樋口耕一（2015）は、高校生を対象とした原発に対する意見の自由回答の計量テキスト分析から、女子の方が男子よりも身近な人間関係を想起しながら恐怖を感じる傾向があるというジェンダー差があり、ケア役割の予期的社会化説が支持されると結論づけている。

れる傾向にあるため、脱原発による経済的損失を深刻に捉え、原発を支持しやすいと考えられる。3点目は、「政治的無力感説」である。若年層は政治から距離を取り、政治に無力感を感じる傾向が強いと予想される。原発事故後、原発問題が政治的イシューとして浮上したが、政治からの距離はそれに対して否定的見解を持つことにつながると考えられる。

仮説3：若年層では、幼い子どもを持たないことから、原発支持度が高い

仮説4：若年層では、経済的不安が高く、ゆえに原発支持度が高い

仮説5：若年層では、政治的無力感が高く、ゆえに原発支持度が高い

最後に、社会階層についての仮説を示す。社会階層変数と原発への態度との関連性については、先行研究では3つの異なる見解が示されている。まず、ベックの理論にそくすと、社会階層によって原発への支持度に差がないことが予想される。ベックは、リスクそれ自体だけでなく、人々の意識レベルにおいてもリスクが普遍化することを指摘した。彼によると、〈富〉とは異なり〈リスク〉は階層・階級を超えて人々に降りかかり、普遍的にリスク不安が抱かれる。このリスク意識の脱階層・脱階級性ゆえにそれは社会・政治的ダイナミズムの駆動力となるのである (Beck 1986=1998)。

一方、インゲルハートが提唱した脱物質主義の理論に基づくと、物質的問題に悩まされない高階層の方がエコロジー問題に関心が高く、ゆえに脱原発志向が高いことになる。インゲルハートも近年のリスク意識の高まりの背景には脱物質主義の高まりがあることを指摘している (Inglehart 1997: 36-7)。

この説とは逆に、社会的周縁層において脱原発志向が高いという仮説も想定できる。日本における原発の導入・維持は大企業・政治家・官僚を中心に進められてきたが (本田 2005)、その意思決定プロセスが閉鎖的で公共圏に開かれたものではないことは、原発事故後、多くのメディアで可視化されるようになった。これらへの反発が脱原発運動を駆動する力となったことも指摘されており (平林 2013)、脱原発運動参加者の調査では自由業・自立的職

業の人々が多いことが報告されている（小熊編 2013）。ここから中心的な階層に所属しない周縁層において脱原発志向が高いことが予想される。社会階層については、上述の3つの仮説の検証を行う。

## 第4節 分析 誰がなぜ脱原発を支持するのか

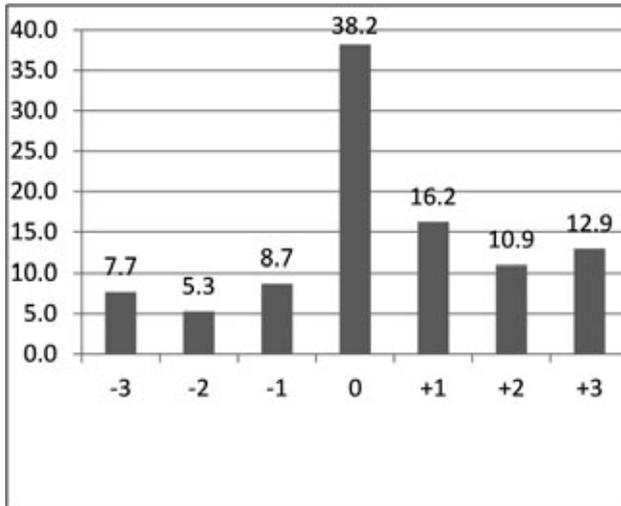
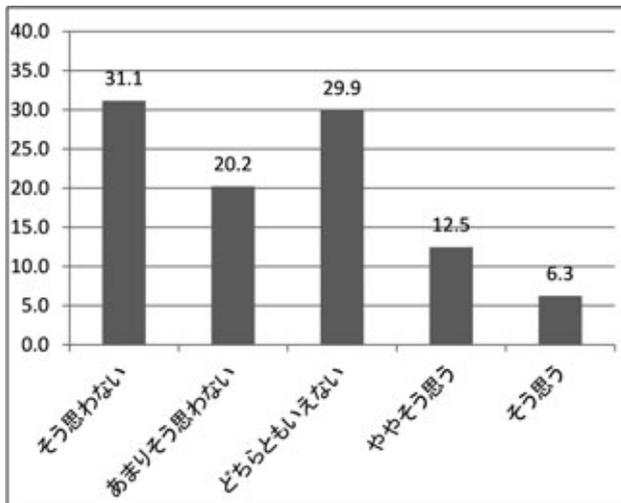
### 4.1 データ・変数・分析モデル

データは2013年11月に実施された「国際化と市民の政治参加に関する世論調査」（研究代表者：田辺俊介）を用いる。本調査の母集団は2013年時点の20歳～80歳の日本国籍保持者である。サンプリング方法は層化多段抽出法を用い、郵送配送・郵送回収の自記式で調査を行った。総抽出ケース数10200、回収数4134、回収率42.2%である<sup>6)</sup>。

従属変数は、「脱原発を主張する団体への好感度」と「今後も原発を利用していくべきだ」という2項目から作成した脱原発志向因子を作成し用いる（分析結果の詳細は表2に示す）。両変数の度数分布を示した図2、図3をみると、脱原発に肯定的である人々が多いことをうかがえる。図2の脱原発を主張する市民団体への好感度についてはマイナスの否定派2割、中立4割、肯定4割となっている。図3の原発維持を支持する意見は、否定派5割、中立3割、肯定2割となっている。

次に独立変数は以下の通りである。社会的属性については、女性ダミー、年齢、従業上の地位（正規・非正規・自営）、職業（専門・管理・事務販売・マニュアル・農業）、世帯収入、教育年数、配偶者あり、12歳以下の子どもありダミーである。価値観については、平等主義、愛国主義、政治不信、政治的無力感、経済悪化認知（経済不安）である。平等主義、愛国主義、政治不信については複数の項目から因子を作成した。具体的な質問内容は、分析

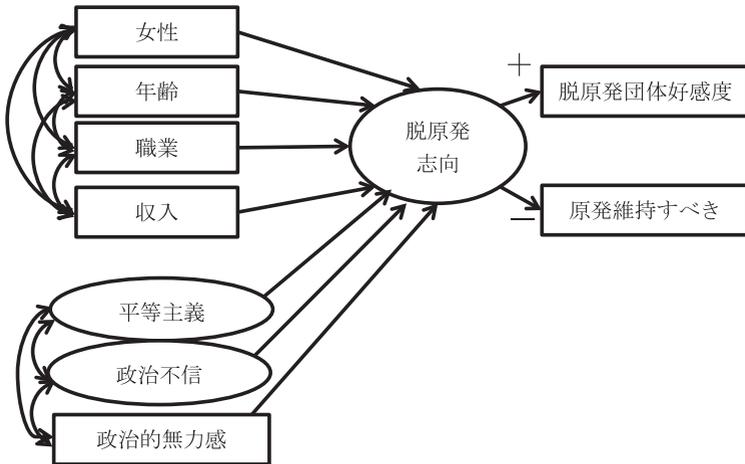
6) 層化多段抽出は、第1層は51市区町村（外国人居住者比率で層化）、第2層は200ケースを選挙管理委員会名簿より抽出を行った。外国人居住者比率で層化したのは、本調査が外国人に対する態度の規定要因の解明を目的としているためである。

図2 「脱原発を主張する市民団体への好感度」の度数分布  
(%, N=4013)図3 「今後も原発を利用していきべきだ」の度数分布  
(%, N=4055)

結果も合わせて表2に示す。

はじめに、いかなる属性、価値観を持つ人々において脱原発志向が高いのかを確認するために、図4のような完全逐次パスモデルで共分散構造分析を行った。従属変数は2項目に影響を与える潜在変数である脱原発志向因子である。モデル1では、独立変数に社会的属性変数を投入し、モデル2では価値変数を加えた。ここでは、独立変数の因果関係は想定せず、すべての独立変数の相関を仮定している。

図4 完全逐次パスモデル（主要な変数のみ提示）



#### 4.2 分析結果 誰が脱原発へと向かうのか

分析結果をみていこう。どのような人々が脱原発へと向かうのだろうか。前節で示した分析モデルによって推定した結果を表1に示す。以下では、標準偏回帰係数 $\beta$ の結果を中心にみていく。まずは、モデル1から社会的属性の効果を確認する。女性ダミーは有意な正の効果を持っており(0.127)、女性では脱原発志向が高いことがわかる。次に年齢については、0.183と大き

な正の効果がみられる。これは高齢者ほど脱原発志向が高く、若年層では原発支持傾向が強いことを意味する。これらの結果はすでに先行研究においても確認されている傾向である。次に、従業上の地位については、効果は0.046と強くはないが、自営ダミーで有意な正の効果があり、正規に比べて自営では脱原発志向が高いことがわかる。ただ、職業では有意な効果はみられない。一方、世帯収入については、それほど強くないが負の有意な効果がみられる。これは、世帯収入が高いほど脱原発志向が低い、逆に言えば世帯収入が低いと脱原発志向が高いことを示す。12歳の子もダミーに有意な効果はなかった。幼い子どもがいることで脱原発志向が高まる傾向はみられず、若年効果の仮説として想定した家族形成説は検証されなかった。原発立地県ダミーは有意な効果を持っており、原発が県内にあると、脱原発志向が高まることを示している。

次に、モデル1の独立変数に価値観を追加投入したモデル2の結果をみていこう。平等主義は0.272と強い正の効果を持っている。仮説で示した通り、平等主義的であるほど脱原発志向が高いことがわかる。次に、愛国主義は-0.143と負の効果がみられた。愛国主義的であるほど、原発支持が高いことを示す。政治不信については、0.194と強い正の効果がみられた。これは政治不信である人ほど脱原発志向が高いことを示している。政治的無力感については、-0.123と弱い負の効果がみられた。経済悪化認知については有意ではなく、若年効果の仮説4で想定した関連性はみられないことがわかる。

### 4.3 価値媒介メカニズムの検証

第2節と第3節で述べたように本研究の関心は、価値観による媒介メカニズムの検証である。以下では、先の完全逐次パスモデルで示された女性、高齢者、収入の効果に着目して、これら属性の効果が価値観を媒介して脱原発志向に影響しているという仮説を検証しよう。そこで図1のような価値媒介

表 1 脱原発志向へのパス係数の推定値 (完全逐次パスモデル)

	モデル 1			モデル 2		
	Coef	se	$\beta$	Coef	se	$\beta$
切片 1	-1.14			-0.6		
切片 2	3.35			2.701		
女性ダミー	.360	.060	.127 **	.272	.056	.099 **
年齢	.018	.003	.183 **	.017	.003	.184 **
非正規	.132	.083	.038	.140	.077	.041
自営	.229	.109	.046 *	.243	.100	.051 *
経営者	.163	.149	.022	.228	.137	.032
正規(ref)						
専門	.171	.104	.040	.207	.096	.050 **
管理	-.030	.128	-.005	.058	.119	.011
事務販売	.081	.082	.025	.107	.076	.034
マニュアル(ref)						
農業	.192	.270	.014	.209	.247	.016
無職	.187	.099	.062	.289	.091	.099 **
学生	-.306	.334	-.018	-.199	.308	-.012
世帯収入	.000	.000	-.045 *	.000	.000	.013
学歴	-.002	.015	-.003	.011	.014	.018
配偶者あり	-.081	.070	-.025	-.115	.064	-.037
12歳未満の子あり	.067	.081	.019	.085	.075	.024
原発立地県ダミー	.156	.071	.042 *	.098	.065	.027
平等主義				.785	.095	.272 **
愛国主義				-.567	.093	-.143 **
政治不信				.309	.039	.194 **
政治的無力感				-.141	.022	-.123 **
経済悪化認知				-.013	.027	-.010
決定係数	.067			.262		
N	3270			3270		
CFI	.989			.822		
RMSEA	.021			.050		

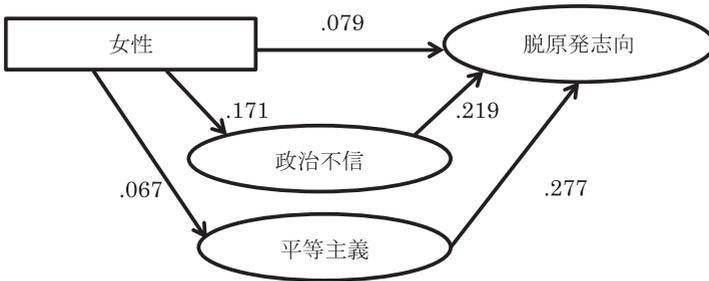
p<0.01\*\* p<0.05\*

表2 媒介モデルの分析結果 (パス係数は標準化した値を表示)

	因子負荷量	共通性
脱原発志向→観測変数		
脱原発を主張する市民団体好感度	0.826	0.682
今後も原子力発電所を利用していきべきだ(ー)	-0.765	0.585
愛国主義→観測変数		
日本人であることに誇りを感じる	0.413	0.17
国旗・国家を教育の場で教えるのは当然	0.825	0.681
愛国心や国民の責務を教えるよう、戦後の教育を見直すべき	0.734	0.539
政治不信		
国民の意見は国政に反映されていない	0.789	0.622
政治家は自分の得になることだけ考えている	0.712	0.507
どの政党が政権を握っても大きな違いはない	0.612	0.375
平等主義		
A(所得をもっと平等にするべき)・B(所得格差をもっとつけるべき)(ー)	0.698	0.061
A(手厚く福祉を提供する社会)・B(個人が責任を持つ社会)(ー)	0.538	0.487
脱原発志向へのパス		
愛国主義	-0.188	
政治不信	0.219	
平等主義	0.277	
女性	0.082 **	
年齢	0.194 **	
非正規	0.044 **	
自営	0.052 **	
経営者	0.034 **	
専門	0.051	
管理	0.012 *	
事務販売	0.035	
農業	0.016 *	
無職	0.102	
学生	-0.01	
世帯収入	0.051	
学歴	0.02 **	
配偶者あり	-0.038	
12歳未満の子あり	0.025 *	
原発立地県ダミー	0.027	
政治的無力感	-0.128	
愛国主義へのパス		
年齢	0.12 **	
平等主義へのパス		
女性	0.067	
世帯収入	-0.299 **	
政治不信へのパス		
女性	0.171 **	
年齢	-0.077 **	
政治的無力感へのパス		
年齢	-0.247 **	
CFI	0.868	
RMSEA	0.042	
N	3270	

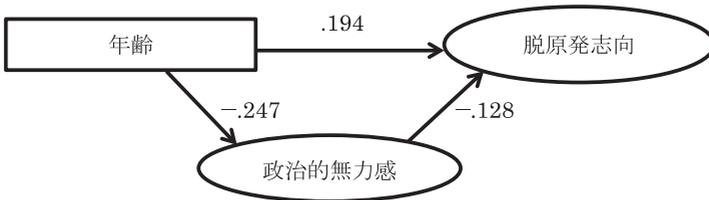
p<0.01\*\* p<0.05\*

図5 女性効果の価値媒介モデル



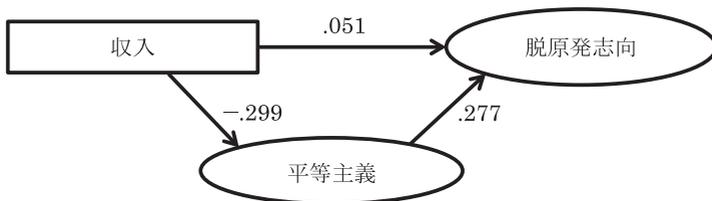
直接効果			.079
間接効果(政治不信)	.171	.219	.037
間接効果(平等主義)	.067	.277	.019
総合効果			.135

図6 世代効果の価値媒介モデル



直接効果			.194
間接効果(政治的無力感)	-.247	-.128	.032
総合効果			.226

図7 収入の価値媒介モデル



直接効果			.051
間接効果(平等主義)	-.299	.277	-.083
総合効果			-.032

モデルを構築し、分析を行った。ここで想定する媒介関係は、ジェンダーについては、女性→政治不信・平等主義→脱原発志向（仮説1と仮説2）、世代については、若年層→政治的無力感→脱原発志向（原発支持）である（仮説5）。世代の仮説3と仮説4は、媒介変数と想定した変数（12歳未満の子ども有ダミー、経済悪化認知）の直接効果が確認できず、この時点で仮説は検証されないことが明らかになったため、媒介メカニズムは検討しない。

なお、仮説では示さなかったが、低収入層において脱原発志向が高いという階層の効果については平等主義を媒介していることも予想される。高収入層は自身の収入を自身の努力と能力によって獲得したと考え、それらの一部が低収入層に再分配されることを拒否する傾向にある、すなわち反平等主義的であると想定される。低収入層は逆に、自身の収入が低いため高収入層から財が移転されることを支持する、すなわち平等主義的だと考えられる。前述のように、平等主義は脱原発志向を高めるため、世帯収入の低さは平等主義を高め、脱原発志向を高めるという「世帯収入→平等主義→脱原発志向」という媒介メカニズムが想定される。

分析結果は表2に示すが読み取りにくいいため、一部の標準偏回帰係数をま

とめた図5~7から結果をみていこう。はじめに、女性→政治不信・平等主義→原発志向の媒介効果のみよう。図5から、女性から原発志向への効果の一部が価値観を媒介したものであることがわかる。女性→政治不信0.171, 政治不信→原発志向0.219であり、女性であるほど政治不信が高く、政治不信が高いことで原発志向が高いことがわかる。間接効果は $0.171 \times 0.219 = 0.037$ であり、女性効果は一定程度、政治不信によって説明されたことになる。また、平等主義についても、間接効果は0.019と大きくはないが、一定の媒介メカニズムが確認できる。すなわち、女性は政治不信が高く、平等主義的であるがゆえに、原発志向が高いということの意味し、仮説1と仮説2が支持された。ただし、これらの効果を統制しても、なお0.079という直接効果は残る。今回は投入していない他の価値観が、媒介要因となっている可能性はあるだろう。

次に年齢の価値媒介モデルの結果をみてみよう。図6から、年齢→政治的無力感-0.247, 政治的無力感→原発志向-0.128である。これは、若年層ほど政治的無力感が高く、政治的無力感が高いほど原発支持になりやすいことを示す。ここから仮説4で想定した媒介モデルが検証されたことを示す(間接効果は0.032)。しかし、この間接効果を考慮しても、いまだ直接効果は0.194と非常に高い値を示している。これは価値の媒介メカニズムを想定したとしても、強い若年効果のほとんどは説明されていないことを意味している。

最後に、収入の価値媒介モデルについてみてみよう。図7から、収入→平等主義-0.299, 平等主義→原発志向0.277であり。収入が高い層では反平等主義になり、反平等主義であるほど原発支持が高いという媒介メカニズムが確認される。間接効果も-0.083であり、高い数値だといえる。

## さいごに

本稿は、福島第一原発事故後に急激に高まった原発意識に着目し、その

規定要因について実証的な分析を行った。ジェンダー、世代、社会階層による脱原発志向の差を明らかにするとともに、平等主義や政治不信といった価値変数に焦点を当て、価値の媒介メカニズムを検討した。

分析結果から第一に、価値観のなかでも平等主義と政治不信が強い効果を持っていた。これは、人々は平等主義的であるほど、政治不信が強いほど、脱原発志向が高まる傾向にあることを示す。第2節での述べたように、原発をめぐる意見の相違の背後には価値対立が存在すると考えられる。原発事故後、社会的分断といえるほどの激しい意見対立がみられるのは、原発が単に一つのエネルギーの選択の問題ではなく、あるべき社会像を問うものであるからだといえるのかもしれない。

第二に、媒介メカニズムを検討した結果、いくつかの社会的属性は価値観を媒介していることが明らかになった。女性については、政治不信、平等主義を経由して脱原発志向を高めていることがわかった。すでに先行研究では女性の効果が確認されており、また欧米では女性効果が政治や社会に対する価値観の相違に起因するものであると指摘されている。本稿では、この解釈を媒介メカニズムの検証という形で実証的に示した。この点に本研究の意義があるといえるだろう。

若年層における原発支持については、家族形成説、経済悪化認知説は否定され、政治的無力感説のみが検証できた。しかし、若年効果はなお非常に強い直接効果が残っている。なぜ若年層で原発支持が高いのかという問題はリスク社会のゆくえを予想する上でも探究すべき重要な問題であり、今後、他の媒介変数についても仮説を立て検証する必要があるだろう。

社会階層については、世帯収入の負の効果が確認され、それが平等主義を媒介することを示した。原発への態度と社会階層変数については、これまでベックの普遍化説、脱物質主義など異なる見解が示されていたが、本研究は社会的周縁層が平等主義を経由して脱原発志向を高めていることを明らかにできた。

2011年の原発事故を機に浮上したリスク意識は、日本社会の有り様を静かにではあるが着実に変化させている。本稿で実証的に示されたジェンダー・世代・社会階層・価値による脱原発志向の差は、日本社会におけるリスクをめぐる社会的亀裂の在り処を指し示しているといってもよいだろう。その意味で、本研究の分析結果は、リスク社会において生じる社会秩序の変容を社会的に分析する上で有効な知見になると予想される。

## 付記

本研究は、科学研究費補助金若手研究 (B) (26780295), 科学研究費補助金基盤研究 (B) (25285146) の成果の一部である。

## 文献

- Beck, U., 1986, *Risikogesellschaft, Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp (= 東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『危険社会』法政大学出版社).
- Blocker, T. J. and Eckberg, D. L., 1997, "Gender and Environmentalism: Results from the 1993 General Social Survey" *Social Science Quarterly* 78(4):841-58.
- Douglas, M. and Wildavsky, A. B., 1982, *Risk and Culture: An Essay on the selection of Technical and Environmental Dangers*, Universty of California Press, Berkeley, CA.
- Finucane, M. L., P. Slovic, C. Mertz, J. Flynn, and T. A. Satterfield, 2000, "Gender, Race and Perceived Risk: the 'White Male' Effect", *Health, Risk & Society*, 2(2):159-72.
- 船橋晴俊, 2005, 「原子力政策の内包する困難さについての社会学的考察」『むつ小川原開発・核燃料サイクル施設問題調査報告書』: 1-30.
- , 2013, 「震災問題対処のために必要な政策議題設定と日本社会における制御能力の欠陥」『社会学評論』64 (3) : 1-23.
- 平林祐子, 2013, 「何が「デモのある社会」をつくるのか—ポスト3.11のアクティビズムとメディア—」田中重好・船橋晴俊・正村俊之編著『東日本大震災と社会

- 学—大災害を生み出した社会』ミネルヴァ書房：163-95.
- 本田宏，2005，『脱原子力の運動と政治—日本のエネルギー政策の転換は可能か』北海道大学図書刊行会.
- 岩井紀子・宍戸邦章，2013，「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故が災害リスクの認知および原子力政策への態度に与えた影響」『社会学評論』64(3)：420-38.
- Inglehart, R., 1997, *Modernization and Postmodernization: Cultural, Economic, and Political Change in 43 Societies*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Kahan, D. M., D. Braman, J. Gastil, P. Slovic, and C. K. Mertz, 2007, "Culture and Identity-Protective Cognition: Explaining the White-Male Effect in Risk Perception" *Journal of Empirical Legal Studies* 4(3):465-505.
- 中山茂，1981，『科学と社会の現代史』岩波現代選書.
- 高橋幸一・政木みき，2012，「東日本大震災で日本人はどう変わったか」『放送研究と調査』：34-55.
- 小熊英二編著，2013，『原発を止める人々—3.11から官邸前まで』文藝春秋.
- Peterson, C. C., J. A. Lawrence, and I. Dawes, 1990, "The Relationship of Gender, Sex Role, and Law-and Order Attitudes to Nuclear Opinion", *Sex Roles*, 22(5/6), 283-92
- 阪口祐介，2009，「環境保護の支持と環境リスク認知の国際比較分析—二つの環境への関心の異なる規定構造」『ソシオロジ』53(3)：109-24.
- ，2015，「東日本大震災と原発事故以降のリスク意識」友枝敏雄編『リスク社会を生きる若者たち—高校生の意識調査から』大阪大学出版会：166-85.
- ・樋口耕一，2015，「震災後の高校生を脱原発へと向かわせるもの—自由回答データの計量テキスト分析から—」友枝敏雄編『リスク社会を生きる若者たち—高校生の意識調査から』大阪大学出版会：186-203.
- 柴田鉄治・友清裕昭，1999，『原発国民世論—世論調査にみる原子力意識の変遷』ERC出版.
- Whitfield, S. C., E. A. Rosa, A. Dan and T. Dietz, 2009, "The Future of Nuclear Power: Value Orientations and Risk Perception", *Risk Analysis* 29(3):425-37.

## The Social Determinants of Attitudes towards Nuclear Energy: Examination for the Value Mediated Mechanism

SAKAGUCHI Yusuke

Since the 2011 Fukushima Daiichi nuclear power plant accident, the negative opinion to nuclear power plant has increased and the political debates over the pros and cons of nuclear energy has been activated. This paper attempts to reveal empirically the social determinants of attitudes towards nuclear energy. We focus on generation, gender, and social stratification as the determinants, and examine for the value mediated mechanism.

Previous researches have indicated that women tend to have negative opinion to nuclear power and young people tend to have positive opinion to that. In this paper, we assume that these gender and generation differences are mediated by the values. For example, it is expected that women tend to be egalitarian, and egalitarian tends to have negative opinion to nuclear power. In order to examine the value mediated mechanism concerning generation, gender, and social stratification, we do analysis by using structural equation modeling. The data is “The Public Opinion Survey on Internationalization and Political Participation of Citizens” that was conducted in November 2013 by the nationwide sampling mail survey.

The findings reveal that the political distrust and the egalitarianism had a strong influence on the antinuclear orientation. Concerning the value mediated mechanism, we found out that the gender difference was mediated by the political distrust and the egalitarianism. This results means that women tend to be political distrust and egalitarianism, for that reason they tend to have the antinuclear orientation. We also found out that the generation difference was mediated by the political apathy.

Concerning social stratification, high income people tend to be anti-egalitarianism and for that reason they tend to support for the nuclear power.

Keywords : Risk Society, Antinuclear Orientation, Public Opinion

# 『プロレタリア歌論集』再読

— その短歌の限界と可能性 —

松 澤 俊 二

キーワード：プロレタリア短歌，プロレタリア歌人，発禁歌集，  
渡辺順三

## はじめに

プロレタリア短歌は1928（昭和3）年9月の新興歌人連盟の結成を契機として生まれた。その後度重なる同盟の名称変更やメンバーの変化，機関誌の改廃などを経て<sup>1)</sup>，1932年1月のプロレタリア歌人同盟の解散までに作られた短歌のこととされる<sup>2)</sup>。

本稿では，このプロレタリア歌人同盟員が執筆し，渡辺順三により編まれた『プロレタリア歌論集』（紅玉堂書店，1930）を読みなおすことで，その短歌が抱えていた限界と可能性を考察する<sup>3)</sup>。

周知の通り，従来プロレタリア短歌についての評価は芳しくない。例えば

- 
- 1) 1928年9月の「新興歌人連盟」結成以後，同年11月に「無産者歌人連盟」の結成，『短歌戦線』の発行，1929年7月に「プロレタリア歌人同盟」の結成，同年9月に『短歌前衛』の発行，1930年11月に「プロレタリア短歌」への改題，1932年には同盟が解散し機関誌も廃刊した。
  - 2) 水野昌雄「プロレタリア短歌」『現代短歌大事典』（2000，三省堂）参照。もっとも本文中の定義は組織の変遷に焦点化した「狭義」のものであり，〈プロレタリア意識を持った短歌としては，その前後にかなり幅がある〉という。
  - 3) 運動の全容については以下の文献を参照した。渡辺順三『定本近代短歌史』（1963，春秋社），木俣修『昭和短歌史』（1964，明治書院），中野嘉一『新短歌の

木俣修は、それは地主や資本家らへの〈憎悪、反抗、悪罵〉であって〈抽象的な政治スローガンの誇示と、敵とするものへの観念的な怒号〉に他ならず、〈文学として短歌としての価値〉が〈ほとんど無〉いとした。さらに〈革命者をもって任ずるプロレタリア歌人たちの粗末な空たけびに過ぎない〉と辛辣な評価を下した<sup>4)</sup>。また篠弘は、〈視点が画一化されたうえ、口語が粗野にもちこまれたことによって、散文的な説明にとどまるうらみがあった〉と論じ、歌のモチーフは〈型にはまったイデオロギー偏重の無味乾燥なもの〉と指摘した<sup>5)</sup>。永田和宏も〈絶叫調、怒号調のものが大部分といい〉と記しており<sup>6)</sup>、つまり政治的内容を重視した結果、その内容と表現がマンネリズムに陥ったことが指摘されてきたのである。

けれども、これらの評言に対しては次のような疑問が湧く。すなわち、プロレタリア短歌が典型的で拙劣なものに見なされてきたのは、短歌作品の魅力や価値を決定するのが「個性」であるという認識が評者たちに自明に存在したからでないか。もしそうだとすれば、それまでの短歌の内容や「芸術性」そのものに異議を唱えた「革新性」を本分とするプロレタリア短歌への評価が手厳しくなるのは当然ではないか<sup>7)</sup>。後に記すように、プロレタリア歌人たちは「個」を重視する「近代短歌」的な価値から外れることを戦略的に志向した。ならば従来否定されてきた表現のマンネリズムや観念的で粗野な怒号等は、彼ら独自のコードに添って読み直され、その効果如何が測られなくてはなるまい。作品よりまずは歌人たち自身の思考や認識を示した歌論

---

歴史』(1967, 昭森社), 水野昌雄「プロレタリア短歌史前後」(『短歌』1967・8), 確田のぼる「解説」『プロレタリア短歌・俳句・川柳集』(1988, 新日本出版社)など。

- 4) 木俣前掲書参照。他に山田富士郎「プロレタリア短歌とは何であったか」(『短歌』1999・10)も〈プロレタリア歌人の理論も作品も政治運動であった。すべては党や大衆教化にいかん役立つかという一点に向かって集中してゆく〉として、それが政治運動であったと強調する。
- 5) 篠弘「新興短歌運動の構造」(『短歌』1982・2)
- 6) 永田和宏「自由律という思想」(『昭和短歌の再検討』2001, 砂子屋書房)
- 7) 加藤孝男「プロレタリア歌人の伝統観」(『近代短歌史の研究』2008, 明治書院)参照。

の再読が要請されるゆえんである。

それまで未生であった「プロレタリア短歌」をどう構築するか。当時プロレタリア歌人たちは、その短歌を意義づける新しい歌学の誕生を待望していた<sup>8)</sup>。そのなかで編まれた『プロレタリア歌論集』は同書「巻末に」によると〈プロレタリア短歌の問題が勃興した1928年後半から、それが目覚しく伸展した1929年末までに、わが同盟員が各誌に発表したプロレタリア短歌に関する論文、批評等、各自の自選によつたもの〉の合計27編を集成したものである。11人の執筆者による同書は、プロレタリア短歌とその理論さらに運動を圍繞した当時の状況を雄弁に語るだろう。それらを整理して、その短歌の限界と可能性について考察することが本稿の課題である。なお同書は1941年に発禁処分を受けている<sup>9)</sup>。

## I

まず、プロレタリア歌人たちが「芸術」をどう定義し自らの活動の基礎としたかを確認しておく。

※以下、『プロレタリア歌論集』は『歌論集』と略記する。本文内で同書からの引用論文は掲出順に通し番号を付した。また引用文中の旧漢字は全て新字に、漢数字はアラビア数字に改めた。

### ①井上義雄「所謂効果的表現に関連して——主としてプロレタリア短歌用語の問題」

要するに芸術は、人類の社会活動の一つであるかぎり、その芸術家が所属する階級の利益のために、その時代の社会的環境を変革せんか、維持せんかと云ふ一種の階級的武器以外の何者でもない。

8) 浦野敬「新技術理論への発足」(『プロレタリア歌論集』紅玉堂書店、1930)はプロレタリア短歌にはそれまでの歌学は適用できないため新技術理論＝「プロレタリア歌学」の立ち上げが求められているという。

9) 内野光子「昭和発禁歌集の周辺」(『短歌と天皇制』1988、風媒社)参照。

①は各階級に属する芸術家の存在を前提として、彼らが自身を圍繞する社会的環境を維持するか変革するかをめぐり争っているという状況認識を語る。その際に「芸術」は彼らが所属する階級を利するために用いられる〈階級的武器〉とされる。「武器」は対他的に用いられるものだから、その短歌も他者に対して働きかけるものとして構想されるだろう。

この考えを言い換えると〈芸術は感情及び思想を社会化する手段であり、その伝染であり、その本質に於ては必然にアヂテーションであり、プロパカンダ〉となるのだが<sup>10)</sup>、ではその「武器」は誰を対象としたのか。

まず、その対象は従来の歌人たちである。プロレタリア歌人同盟の機関誌「短歌前衛」は創刊号(1929・9)から3号連続で当時の有力歌誌「アララギ」,「潮音」,「詩歌」などを批評する「批判座談会」を掲載した。その名称の通り、座談会の目的は諸誌を批判することで自らの短歌と差異づけて対立の構図を描こうとするものだった。この攻撃的な姿勢は、当時の短歌総合誌「短歌雑誌」にセンセーショナルな話題を提供して<sup>11)</sup>、プロレタリア短歌の知名度を高めた。しかし従来の歌人たちのその短歌への激しい批判を呼び込む契機ともなり、「短歌雑誌」上には毎号のようにその欠点や矛盾点が報告された<sup>12)</sup>。一般読者の意見が寄せられるコーナー「歌壇時議」にも、プロレタリア短歌への批判的な見解がしばしば掲載された<sup>13)</sup>。

10) 『歌論集』より會田毅「プロレタリア・リアリズムへの基礎」より。引用部分は蔵原惟人「生活組織としての芸術と無産階級」(『前衛』1928・4)を参照したと思われる。

11) 例えばプロレタリア歌人と従来の歌人とを組にして批判させる「対立批判一人一首評」が1929年8月から3ヶ月連続で掲載されている。

12) 例えば「プロレタリア短歌の検討と批判」(『短歌雑誌』1929・11)には岡野直七郎、由利貞三ら歌壇論客からの批判が寄せられている。

13) 『歌論集』掲載の論文から、当時プロレタリア短歌に寄せられた批判の一端が窺われる。「詩がない」、「単なる怒号だ」、「プロパカンダだ」、「論文の一片のやうだ」等の作品への批評だけでなく、〈ユダヤ人の手下のする仕事だとか、日本人ではないとか、いろんな無根拠な冷笑〉までが投げかけられていたという。會田毅「無産階級と短歌運動」、井上義雄「進出の途上に横たはる石ころ」を参照。

## ②井上義雄「進出の途上に横たはる石ころ—批評の精神」

封建短歌及びブルジョア短歌が、如何に優れた技巧と、歌型とを持つてゐても、歴史的に最も高級なるプロレタリア農民階級に対して、何等役立ち得ないかぎり、かかる芸術は実に紙屑の価値をも持ち得ない。否！既成短歌が優れた技術を弄すれば弄する程、プロレタリア農民階級に対する欺瞞の武器となるが故に、益々低級なる芸術と成り下るばかりだ。

②で〈封建短歌及びブルジョア短歌〉と呼ばれているのは従来の短歌である。それは〈プロレタリア農民階級〉には〈何等役立ち得ない〉無用のものであり〈紙屑の価値〉もない〈低級なる芸術〉とされる。ここではプロレタリア階級に役立つか否かが短歌を価値づける基準となり、それに適合しない限りで、たとえ〈優れた技巧〉や〈優れた技術〉であっても無価値化されている<sup>14)</sup>。では、プロレタリア歌人たちは自らの短歌をどのように構想したのか。

## ③會田毅「プロレタリア表現様式への過程」

現実こそ、われわれの味方であり、われわれの対象である。現実に対してプロレタリアの意識が射通され、それがわれわれの階級的主観にまで引き上げられるとき、その表現は自らリアルなるものへとうつらざるを得ない。そこにはあらゆる小主観と気儘なる空想や感覚は拒否されるであらう。そこには赤裸々な現実が、プロレタリアの姿が描きだされるであらう。プロレタリア・リアリズムの根底がここに見出される。過去のリアリズムが遂に表面的な現実主義にすぎなかつたに対して、これは明快と直截、新鮮と的確なる革命的推進力あるリアリズムである。

14) 従来の歌人への攻撃は短歌を通じても行われた。例えば前川佐美雄は〈千万の歌人に与ふ〉と題して〈路ばたの草木に対してあきらめの生き残りの詩人どもが掌を合しをる〉と、自然描写偏重のそれを揶揄した。(渡邊順三編『プロレタリア短歌集 1929年メーデー記念』(1929, 紅玉堂書店))

引用文中に〈プロレタリア・リアリズム〉という言葉が見られるが、これが〈過去のリアリズム〉＝〈表面的な現実主義〉と対置されている。もちろん會田が理想化するの前者である。それは〈プロレタリア〉や〈われわれ〉といった一元的な主体の存在を自明の前提として、その〈意識〉から〈現実〉を把握することで実現する表現のことと言う。

またこの語について注意したいのは、この〈プロレタリア・リアリズム〉が実現するときには〈あらゆる小主観と気儘なる空想や感覚〉は排除されるとする点である。小主観とは耳慣れぬ言葉だが、字義そのままとすれば個人の小さな見方や感慨といったことだろう。これが〈プロレタリアの意識〉と対置されて矮小化されている。

#### ④渡邊順三「プロレタリア短歌は階級のものだ」

既成歌壇人の何よりも大切にするのはその個性だ。自我の拡充だ。独自性だ。そして彼等にとって芸術は畢竟一個人の私事でしかあり得ない。この個人主義的な考へ方は、まことに近代ブルジョア人の意識を反映したものだ。

#### ⑤田邊駿一「俺達は如何に表現すべきか」

プロレタリア短歌は、根本に於て凡ゆる個人主義的なものを否定する。華美な調子に乗った物言ひは、作者の功名心をそそり、読者の心を物の核心からひきはなす。左様なものにひつぱられる時読者の心は、現実に対する認識を失なつて、作者の個人主義的な功名心の虜になつて了ふ。我々の短歌は、読者、プロレタリア大衆をして、終りには、確かりと×の意志を把握せしむるものでなければならない。

④、⑤に明らかなように、総じてプロレタリア短歌は〈個人主義的〉であることを忌避した。⑤の田邊は『歌論集』掲載の別稿⑥「×と共に歩む」

(※稿者注-「×」は党)でも「個人」の観点からなされる〈センチメンタリズムとか、情趣か又は単なる詠嘆〉を退けている。この点でプロレタリア短歌は、「近代短歌」(それは「個」の視点に基づく表現を確立して、従前の和歌と一線を画した)の対極に立ち、それを真っ向から否定した。

また⑤に〈華美な調子に乗った物言ひ〉という文言があるが、これは前述したような表現技巧や技術を改めて警戒した言葉と言えるだろう。それらの技術は〈作者の功名心をそそり〉、読者を〈個人主義的な功名心〉の〈虜〉とするがゆえに忌避されているのである。

こうして〈プロレタリア・リアリズム〉を追求する立場からは、〈個人主義的〉な心情の吐露や表現が排されて、プロレタリアの階級意識や主観から把握された「現実」が追究された。だとすればプロレタリア短歌に〈視点の画一化〉が認められることは当然だろう。その短歌が求めるのは作者の「個性」や独自の表現でなく、ひとつの階級に共属する「プロレタリア」という一元的に空想された主体の意識の表現に他ならないからだ。

したがってプロレタリア短歌に対して従来重ねられてきた評言は必ずしもクリティカルたりえない。マンネリズムとされた画一的な内容や表現は、「個」よりも「衆」の意思を強調するために、プロレタリア歌人がむしろ志向するところだったからである<sup>15)</sup>。

## II

ところで、最も重要な論点は、プロレタリア歌人たちが構想した短歌やそれを用いた運動が「武器」としてどの程度機能しえたか、特に実際のプロレタリアにどの程度受容されて、また果たして彼らを扇動しえたのかという点にあるだろう。

15) 榎沢健はプロレタリア文学の作者たちとその運動について、彼らの〈「無名性」「小ささ」「取るに足らなさ」「存在の透明性」を「集団」の力によって克服し、乗り越えていこうとした文学運動〉であったという。(「あとがき」『だから、プロレタリア文学』2010、勉誠出版) 参照。

## ⑦渡邊順三「芸術運動と実践」

我々の主張するプロレタリア短歌は、その特殊な形態がよくプロレタリアートの憎悪憤怒、或は明日の社会に対する希望熱情等々をもつとも端的に表現するに相応しいと信ずる。而して同時にその階級的イデオロギーを、その思想を、より意識の後れたる労働者農民小市民等の被圧迫大衆に伝播し、宣伝せんとするところに重要な短歌運動の意義が見いだされる。

渡邊はその短歌を〈プロレタリアートの憎悪憤怒、或は明日の社会に対する希望熱情等〉を表現するのに最もふさわしいものとする。ここでいう〈プロレタリアート〉は後半の〈労働者農民小市民等の被圧迫大衆〉を指すが、彼等に〈階級的イデオロギーやその思想〉を〈伝播し、宣伝〉することがその運動の目的という。しかし実際には、必ずしもその目的を達し得たとは言いがたい。

須田源太郎「大衆の中より主張す」(『短歌雑誌』1930・1)は、当時の労働者がプロレタリア短歌をどう見ていたかを窺わせる好資料である。須田は〈過去20年の工場生活に於て数工場に勤めた経験〉から、かつ〈現に京浜間の或労働組合の一員〉という立場から次のように語る。

京浜間の大工場中、我労働者として短歌に些少なりとも関心を持つといふほどの者は、東京瓦斯電器850名中1名、新潟鉄工所500名中1名……(中略)……マツダランプ1400名中4、5名、このうちマツダランプの4、5名とあるは、会社の機関雑誌へ投稿を強要される女事務員及び女工で誠に止を得ざるけるかもを綴る歌人である人々である。その他の会社に於ける人々とても、真に短歌に愛好し、短歌と離れえざるていの者はと言へば実に1名或は2名といふことにならう。

須田は、そもそも工場労働者に短歌愛好者が少ない現状を指摘する。そし

て〈短歌が解らぬ、イヤむしろ、短歌を毛嫌する大衆に、理論の継ぎ矧ぎ、間抜けのタンカみたいな其様なものを持ち込んで、どう解らせる目算なのだ〉といい、さらに実際の工場では短歌でなく労働歌が流行っているとして、〈何故プロ短歌諸君は謡ふ詩形の創造に全力を注がぬのか〉と意見を呈している。

⑦に見たように、プロレタリア歌人が目指したのは〈労働者農民小市民等の被圧迫大衆〉を扇動して彼らを取り込むことだった。しかし須田のいうとおりであれば多くの工場労働者にとって、プロレタリア短歌は何ほどの魅力も持ち得なかったと思われる。そして彼らに支持されていないことは『歌論集』を読む限りで、プロレタリア歌人たちも認識していたのである。

#### ⑧荒川繁三「短歌運動と大衆化の問題」

同盟結成以来6ヶ月、その間プロレタリア短歌がピラ、ポスターに書かれし験しが一度でもあつたらうか。労働者農民の集会において歌はれ、彼等に活を入れた験しがあつたらうか。同盟の手でいくばくの未組織大衆を獲得したらうか。若しもその答の聞きの悪さを恥ぢないならば、プロレタリア短歌はいくらも大衆化されなかつたと言はねばならない。

ここでは人々を誘引した実績がプロレタリア短歌に乏しいことが記されている。ピラやポスターに書かれたことがなく、また未組織大衆をその歌の魅力で獲得したことも集会で歌われたこともなかった。その短歌はほとんど大衆化されてこなかったのだ。また岡部文夫「無産派短歌の形式とその効果性」(『短歌雑誌』1929・11)も〈インテリゲンチヤ〉の獲得は出来ても〈太郎平、熊さん〉にはなかなか受け入れられない現状を嘆いている。このように、プロレタリア短歌は最も獲得せねばならない人々の支持を思うように得られなかったのである。

## Ⅲ

農民や労働者に支持されない現状を、指導的なプロレタリア歌人たちが拱手して見ていたわけではなかった。前掲⑧の後段で荒川繁三はナップ（全日本無産者芸術連盟）の論客だった蔵原惟人の受け売りと思われる口調で、〈プロレタリア短歌を大衆化せしめよ。その為にプロレタリア歌人は、×組合その他の団体のアギット・プロッス部に入り、その直接の指導の下に、ピラ、ポスター、ニュースその他の出版物に良きプロレタリア短歌を書き入れねばならない〉と説くが<sup>16)</sup>、これなどは確かに出来上がったプロレタリア短歌を広めるための一方法だった。さらに以下では、人々の支持を取りつけるためプロレタリア短歌はどう製作されるべきか、歌人たちによる様々な試行を『歌論集』より確認しておこう。

例えば前掲①井上は〈短歌上における文語は「支配階級の言語」〉と定義したうえで口語を取り入れるよう提言する。

## ①井上義雄「所謂効果的表現に関連して」

我々はプロレタリア短歌は口語（現代語）によつて歌はれなければならない事を知る。…(中略)…「わたし,」「わたくし,」「さうであります,」「おみ足,」「おみおつけ,」と云つてゐる支配階級の日常語は、何と云ふ、御丁寧な、冗長愚劣な、御厄介なものであることか！これに反して、工場や職場に於いて、機械の騒音の中に絶え間なく搾取されてゐる労働者や、終日汗みどろになつて耕作してゐる農民の言語は、自から簡潔であり、野卑に見える位短縮されてゐる。そしてその短縮された労働者農民の言語こそ、我々プロレタリア短歌の効果的表現に於いては、取り入れなければならない言語である。

16) 蔵原惟人「芸術運動における左翼清算主義」（『戦旗』1928・10）に〈芸術の形式による大衆の直接的アチ・プロは、党、青年同盟その他のアギット・プロッス部の中に芸術家が這入つてゆくことによつて、その直接の指導の下に行はなければならない〉とある。

上でいうプロレタリア短歌に用いるべきという口語とは〈支配階級の日常語〉でなく、〈簡潔〉で〈野卑〉に見えるほどに短縮された工場労働者や農民の用いるそれである。

同様の発想として次のような論もある。前掲⑤田邊「俺たちはいかに表現すべきか」は〈プロレタリアの日常の談話には、華美な上つ調子なものはあり得ない〉、その〈地味な、簡潔な、散文的表現、日常の談話そのまま表現様式〉を用いるべきとする。そして〈是こそ我々の短歌を労働者農民の物にする第一の近道〉とも考えていた。こうした論理の延長線上に、その短歌の特徴としてしばしばいわれる絶叫調や怒号調が現れることになるだろう。

ところでプロレタリア歌人たちは57577の〈定型律そのものが封建的イデオロギーの遺産〉と考えていた<sup>17)</sup>。この認識のうえに〈散文的表現〉や〈談話体〉、〈労働者農民の言語〉が取り込まれたから、破調の短歌が自ずと生じる。そしてその破調には、〈多角的な内容を注入することによつて、短歌の階級性を戦ひとる〉こと、そうして〈ブルジョア・イデオロギーの克服〉に役立てるという積極的な意味が付与されたのである<sup>18)</sup>。

しかし、このことは二つの問題を引き起こした。一つは、破調が従来の歌人たちの絶好の攻撃対象となったことである。例えばそれは作歌時の精神力の不足として論われ<sup>19)</sup>、プロレタリア歌人たちの力量不足を明示するものとされた。二つめに、結果的に見て、破調の実践は彼らの短歌の長大化をもたらし「詩への解消」議論を導く契機となった。31音を超えて長大化した短

17) 『歌論集』収録の荒川繁三「プロレタリア短歌形態に関する小論」に〈定型律こそ千年の永き命脈を自らの封建国家の中に保ちつづけた支配階級の云ひ古された文語体にびつたり合ふ〉もので〈定型律そのものが封建的イデオロギーの遺産〉とある。

18) 『歌論集』収録、伊澤信平「定型律短歌の歴史的限界性」参照。

19) 窪田空穂「文語と口語その他」(『短歌雑誌』1930・2)に〈古来からの名歌の多くが破調であるといふことをもつて、いまのプロウクンな歌を擁護しようとするものがあるが、これは間違ひである。精神力が満ち溢れて来ると、自ら調子に或る突起を作る。そして、それが破調となる。だが、その調子の破れを満ち溢れた精神力が支配し尽して、そこにはどのような意味のプロウクンも無い〉とある。

歌の頻出が、歌人たちに短歌であらねばならぬ理由を見失わせたからである。だが少なくともプロレタリア短歌勃興期にあってその方法は大衆化を進めるために不可欠とされ、労働者、農民の支持を取り付ける効果を期待されていたのである。

加えてもう一点、短歌を製作する歌人主体にも変化が求められていたことを補足しておく。篠弘の指摘によればプロレタリア短歌運動は、特に〈東京商大で経済学を学んだ人たちによって、そのリーダーシップが取られていた〉という<sup>20)</sup>。彼らインテリは自らが運動に関わる合理性を述べて正当化するが、〈プロレタリア・リアリズムの表現担当者は究極に於てプロレタリアート以外に出でぬ〉事も理解していた<sup>21)</sup>。ゆえに、たとえインテリであってもプロレタリア短歌を奉じる者はプロレタリアに近づくべく尽力することが当然とされた。

#### ⑨ 會田毅「ネオ・リアリズムの旗の下に」

われわれは、プロレタリアートの集団的生活の中に入込み生活し、彼等の努力、理想、思考方法とともに、彼等の喜びを喜びとし、悲しみを悲しみとし、反抗を反抗とするならば——プロレタリアートの主観と合流するならば、われわれは芸術の領域における彼等の力と意識との組織者となり得るだろう。

ここでは〈プロレタリアートの集団的生活の中に入込み生活〉することが歌人たちに求められている。そうして彼らと喜びや悲しみ、反抗心を共有して〈プロレタリアートの主観〉と合流する必要性が語られる。そのことで歌

20) 注5) 篠論には大熊信行、大塚金之助、五島茂、浦野敬らの名前が挙がる。

21) 『歌論集』収載の會田毅「プロレタリア表現様式への過程」では、ブルジョア芸術からプロレタリア芸術にゆく過渡期におけるその表現は〈プロレタリアート陣営に投じてくる革命的インテリゲンチヤに依つて先ずなされる〉と、限定的なインテリの参加が認められている。

人たちは芸術の領域において実際のプロレタリアートたちの〈力と意識との組織者となり得る〉と考えられたのである。

以上、ここまで確認したプロレタリア短歌を大衆化するための方策についてまとめておこう。まず使用する言葉には〈労働者農民の言語〉や〈談話体〉を用いることが推奨された。57577の定型は〈封建的イデオロギーの遺産〉と考えられたために破棄されたから、破調の上に〈簡潔〉で〈野卑〉とされたプロレタリアの言葉が乗ることになった。また歌に盛るべき内容としては「プロレタリア・リアリズム」が追究された。それは「個」的な考えや表現技巧に重きを置かず、「プロレタリア」という一元的に空想された主体の意識から把握された「現実」の表現である。加えて作歌主体である歌人にもプロレタリアの生活に入り込んで彼らの〈主観〉と合流するよう求められた。ゆえに歌人たちは出来るだけプロレタリア的であろうとしたし、自身がそうでないと思う場合には自己批判することさえあった<sup>22)</sup>。また周囲からプロレタリア的で無いと見なされることは、それだけで論難の対象ともなった<sup>23)</sup>。

プロレタリア短歌が僅々5年ほどで退潮した原因として、しばしば外部からの圧力が問題視されてきた。そうした議論は歌集や機関誌の度重なる発行禁止、講演会への弾圧等<sup>24)</sup>、歌人たちの身体的・精神的にかけられた圧力が運動継続を困難にしたと説明する。今日では当時の内務省警保局がその短歌

22) 田邊一子の短歌作品「二重の枷」(『新興歌人』1929・11)では、その「附記」に〈本紙創刊号に掲載した自分の作品が、小ブル意識の現れでしかなかつた事を読者の前にはづかしく思ひます〉と以前の作品を自己批判している。

23) 例えば田邊一子の歌集『プロレタリア意識の下に』(『新興歌人』1929・11)への評で、井上義雄は〈始めから終りへかけて氏の作品に流れる意識は、あくまで、小市民階級としての意識であり、しかも次第に貧窮化して行く所の、没落に瀕せる小市民階級の意識であつてプロレタリアのそれではない〉という。

24) 1930年4月19日に読売講堂で行われたプロレタリア短歌講演会では〈朗読する短歌なども一々検閲をうけ〉た。さらに当日〈演壇で満身に喋れたものは2、3人しかなく、たいていは中止だった〉、〈中止のたびに聴衆から嵐のような拍手が起り、「官憲横暴ッ」という声がとんだ〉という。渡邊順三『烈風のなかを—私の短歌自叙伝』(1959、新読書社出版部)より。

をどう警戒していたかを示す内部文書を見ることができるが<sup>25)</sup>、これと併せて実際に拘留された経験を持つ渡邊順三の証言などを読むことで<sup>26)</sup>、その運動が国家権力によってどう包囲され圧せられていったのかが理解しうる。そうした事実は繰り返し記録される必要がある<sup>27)</sup>。

しかし『歌論集』の再読からは、プロレタリア短歌の早い衰退を促した要因がそれだけでなかったことも看取しうる。プロレタリア歌人たちはその短歌の同一性を構築すべく整備した歌論に、自らの短歌運動の限界性をも胚胎させてしまったのでないか。『歌論集』の諸論は運動を実質化するために短歌内容のみならず表現方法、作歌主体にさえ徹底的にプロレタリアに同一化するよう求めた。その厳格な在り方は新規作者の参入を厳しく制限せざるをえず、その運動の継続性を困難にせざるを得ないだろう。

しかもその作品の価値は、前掲⑥田邊の〈芸術として我々プロレタリアの心を打つ者は、×の意志を重んじた作品でなければならない〉という文言に見るように、最終的には〈×の意志〉＝「党」の意志に適合しえたかどうかで計られた。「個」的な心情の発露や技術の発揮が等閑視されて「党」の意志を体现することが短歌表現の目的と設定されたときに<sup>28)</sup>、プロレタリア短歌に惹かれ、その陣営に新しく加わる者はどれほどあったろうか。

25) 内務省警保局「最近に於けるプロレタリア短歌運動の勃興」『出版警察報17号』(1930)は次のように記す。〈旧短歌の定型揚棄の上に構成せんとするその形式旋律は階級意識を最も簡明に、端的に宣伝せんとする所のものであり、革命的激情を最も直截に、力強く煽動せんとする〉、また〈それは詠誦文学の本質的機能として理論を超越して直截に感情に響へるもので〉、〈大衆の感情を煽動激発せしむるの危険を包含する〉とされる。なおこの資料は注9)内野に教えられた。

26) 注24)渡邊に同じ。

27) 同様の問題は篠弘「体制側からみた昭和歌壇(上)」(『短歌』1963・7)でも取り上げられている。

28) ただし『歌論集』収載の浦野敬「無産派歌人の作品批評基準について」は、〈「プロレタリア万歳!」的な作品を、最早いい加減に揚棄)して〈作品の内包するイデオロギーが最高度の表現性を与へられ)読者にどれほど強く影響を与えたかを問う〈技術の批判)が必要であると主張する。

## おわりに代えて

かくしてプロレタリア短歌とその運動は社会的な広がりや欠き、現在に至るまでそれへの評価は低回している。評者によっては「零<sup>ゼロ</sup>の遺産」とも呼ばれるわけだが<sup>29)</sup>、本当にプロレタリア短歌と運動は後生に何もかも残しえなかったのだろうか。また、そこからは何も学び得ぬのだろうか。この点について稿者はその意義・可能性として次の2点を考えている<sup>30)</sup>。

1点目に、プロレタリア短歌の名のもとに製作された歌群は日本の「近代」とその社会を再考するための手がかりになると考える。以下に作品を4首引いて説明したい。

やれこれで明日の朝まで俺の体だとどかりと炬燵へよろけこむ父

佐藤栄吉

工場から女工がなだれ出て来た日暮れの街を奉祝の花電車が通る

岡部文夫

仏壇に光る勲章がなんにならう病む子も母も頼る者なく

中村孝助

娘の賃金が一家の暮らしを背負つてる美談だらけだ俺等の村は

佐々木妙二

これらは1929年と翌1930年に出された2冊の『プロレタリア短歌集』から掲出した<sup>31)</sup>。まず1首目は、帰宅して早々〈炬燵へよろけこむ父〉の〈朝まで俺の体だ〉とのセリフより、昼の彼の体が過酷な労働により奪い尽くさ

29) 塚本邦雄「零<sup>ゼロ</sup>の遺産」(『短歌研究』1957・4)

30) プロレタリア短歌運動自体の意義について触れた論考もある。宮城謙一「プロレタリア短歌—その運動と作品」(『国文学』1958・8)にはそれまでの歌壇人や新人に政治や社会への目を見開かせたこと、また小名木綱夫や坪野哲久などの作家を成長させたことなどが挙げられている。

31) 先の3首は注14) 渡邊順三編より。後の1首は短歌前衛社編『プロレタリア短歌集』(1930, マルクス書房)より。

れていることを示唆される。父の体が鈍重な物質となった様を〈どかり〉という表現がうまく捉えている。

2首目は、1日の仕事を終えた女工たちと昭和天皇の即位を祝う〈奉祝の花電車〉とを取り合わせた。天皇の即位は女工達の過酷な生活に何等影響を及ぼさず、彼女たちはあい変わらず日暮れまでの過酷な労働に従事している。

3首目、仏壇に光る勲章の存在から一家の父がすでに戦没していることがわかる。父の戦死は誉れとして讃えられているが、遺された病気の子や母親が救われることはない。その部屋の暗鬱な雰囲気伝わります。

また4首目だが、これは連作のタイトルが「模範小作人表彰会」である。娘の労働が一家を支える状況が〈美談〉とされ、娘は〈模範小作人〉として表彰されている。もちろん表彰が一家を貧窮から救いだすわけではない。むしろその顕彰行為は別の新たな困窮者を生産する呼び水となるだろう。人々の困窮に責任を負うものは誰か。責任を放棄して、かえって人々を韜晦する者は誰か、その存在を告発するものと言える。

これらの歌はプロレタリアの貧困や過酷な労働状況を詠んだものだが、しかしそれに留まるものでもない。人々を貧困に追いやる、人々の労働力を収奪し、身体や生命を毀損する、またその後の過酷な結果を韜晦する、そうして更なる献身を人々に求める、これらの歌は表面的な事象の背後に隠れて人々に作用する権力の諸システムの姿を垣間見せる。

他にもプロレタリア短歌には、関東大震災時の朝鮮人虐殺や、検挙や拷問あるいは投獄生活などを詠んだものなどがあり<sup>32)</sup>、幅広い社会的なテーマを扱って来た。ともすれば忘却されがちな出来事をも記憶するプロレタリア短歌は、見方によれば近代日本の負の記憶のアーカイブズとも言う。それは人々にとってその社会とは何だったのかを再考するための手がかりとして

32) 〈撲殺された鮮人が眼に浮かぶのだ灼熱の巷にピラを撒きながら〉(前川佐美雄、1929版『プロレタリア短歌集』注14) 前掲、〈さんざんぶん撲つといて「少しはきいたか？」もないもんだ死んでも白状するかい〉(吉田龍次郎、1930年版『プロレタリア短歌集』注31) 前掲など。

活用出来るだろう。

2つめに、プロレタリア短歌を再考することは「近代短歌」を再考するうえでも重要だということを強調したい。プロレタリア短歌は「近代短歌」の反措定として現れて、「文学」とは何か、短歌とは何か、ということを開き続けた。注13)に見たようなプロレタリア短歌に浴びせられた辛辣な評言は、「近代短歌」を奉じる歌人たちがその制度と価値感を守るためにセキュリティを強化した結果の防衛機制ともいえる。

またプロレタリア短歌には「君が代」や「日の丸」あるいは「御下賜金」などを詠んでナショナル・シンボルや天皇を批判した歌もあったから、従来の歌人たちが、それに強く反発することもあった<sup>33)</sup>。これに関わって言えば、天皇の和歌＝「御製」については賞賛するか沈黙するかした従来の歌人たちが<sup>34)</sup>、プロレタリア短歌については、一貫して、政治化＝非文学化してそれを攻撃し続けた事実は記憶しておくべきだろう。そうして彼らは注意深くプロレタリア短歌を排することで<sup>35)</sup>、自身が考える「文学」や「短歌」、またそれがコミットメントした国家を防衛しようとした。

自分たち自身の反措定として現れた「プロレタリア」短歌・歌人に「近代短歌」側がどう反応したのか。その反応からは「近代短歌」の持っていたプロレタリア短歌とはまた別種の政治性が顕在化する。それを再考するための試金石としてもプロレタリア短歌の存在は未だに重要なのである。

---

33) 例えば太田水穂は、〈皇運を否定し、国家を否定するあの狂態は一歩といへども仮借してはならない〉(『日本的棄揚』『太田水穂編』1935、改造社)としてプロレタリア短歌に強い拒否感を示した。

34) 特に明治天皇「御製」の諸問題については拙稿「明治天皇『御製』のポリティクス」(『日本近代文学』2008・11)を参照のこと。

35) プロレタリア短歌が、作品を価値づけるシステムから構造的に排除されて来た可能性も考えておく必要がある。高島健一郎「序列化される「歌壇」—改造社版『現代日本文学全集』」(『横浜国大言語研究』2003・3)によれば、プロレタリア短歌勃興期に出された「現代日本文学全集」中の『短歌俳句集』(1929、改造社)では「アララギ」派歌人に重きが置かれプロレタリア歌人が除かれていた。また現在見られる大部のアンソロジー、例えば筑摩書房の「現代短歌全集」(筑摩書房)には渡邊順三『貧乏の歌』(1924、東華書院)が収録されるばかりである。

## Re-reading “Proletarian Tanka Poetics”: Its Limits and Possibilities

MATSUZAWA Shunji

This paper is intended to study the proletarian tanka which rose during about 5 years from 1928 and declined immediately. Evaluation of proletarian tanka is not high so far.

There are two reasons of low evaluation. First, because the tanka have been considered as politics, not Literary work. Second, the representation of tanka is a roar and vilification against the government and the capitalists, and this is because it is not individual, and mannerism and critics thought. However, it must be noted that such evaluation having been made from modern tanka's sense of values which considers that expression of individuality is the most important. Therefore, it is impossible from the sense of values to discuss the proletarian tanka which appeared as an antithesis of a modern tanka from the start.

In the light of this fact, It is necessary to reconsider old research of a proletarian tanka and tanka work itself. In this paper, I gave priority to that I took up the expectations of the proletarian poet at that time. For this purpose, I chose “Proletarian Tanka poetics” as a research material. And it was clarified why the rut expression was repeated Tanka work, social circumstances surrounding its Tanka movement, and how was thought to increase the fan proletarian Tanka. In addition the existence of the proletarian tanka confirmed that it becomes a ruler to measure the political character of the modern tanka that attention had not been applied to until now.

Keywords : Proletarian Tanka, Proletarian Poet, Banned books,

WATANABE JYUNZO

# 「経済成長」の歴史的起源

竹内真澄

キーワード：経済成長，スペンサー，社会成長，社会有機体，  
競争的個人主義

## はじめに

「経済成長」という概念は、1950年前後に経済学研究において登場した。ところで、この概念を遡及していくと、社会学者H.スペンサーが1876年に提唱した「社会成長」の概念に行き着く。スペンサーは一貫して、競争的個人主義と社会有機体論という二つの理論的原理を統合しようと努力した。「社会成長」概念もその努力の中で生まれたひとつのカテゴリーである。ところで1873年以降、イギリス自由主義は内外の環境変化によって、古典的自由主義と社会的自由主義へ内在的に分裂する。スペンサーが、この危機に対してどう反応したかはきわめて興味深い論点を投げかける。というのも、彼は、社会的自由主義が趨勢としてはますます強まりゆく時代の変化にたいして激しく反発し、古典的自由主義の原理を掘り下げることで難局を乗り越えようとしたのであった。この、一見反時代的とも見える彼の努力によって、「社会成長」というカテゴリーが残されたのである。

問題は、1903年にスペンサーがこの世を去ったあと、いったい、どのようにして1950年代の「経済成長」概念の誕生に到達するかである。本稿は、

スペンサー社会学が社会学理論としては強力な逆風にさらされながらも、他の社会科学のジャンル、とりわけ近代経済学に受け継がれ、20世紀をつうじて、まったく形を変えて浮上してくる理論史的な過程に焦点を当てる。

## 第1章 「経済成長」の世界化

いかなる概念にも起源があり、終焉は早晚来る。「経済成長」もおそらく例外ではあるまい。一般に人間は、対象に対してある文化的フィルターをかけて認識する固有の動物である。「経済成長」という現象も、この観点でつかむならば、現象それ自体と言うよりも現象の名づけから探ることができる。すなわち、「経済成長」という現象そのものをいま「生産力の上昇」まで抽象して考えれば、その率は低くてもおそらく人類始まって以来ずっと「経済成長」は存在したであろう。だが人びとは事象を「経済成長」という事象として受け取ったわけでは、必ずしも、なかった。事象を「経済成長」と名付けるのはずっと後になってのことであった。したがって、事象を「経済成長」として受け止め、意味付ける頭脳がいつどのようにして成立したかが興味深い問題になってくる。

「経済成長」という概念は、近代経済学内部の議論のうちに1950年前後に登場した。「経済成長」論が成立するための条件は複数ある。①世界市場の存在、②間主権国家システム、③各国が共通の富の概念を受け入れること、および④各国が総力を上げて富の増産をめぐる競争すること、である。これらのうち③における共通の富の概念が経済成長であって、他の三つの要素との緊密な関係をこの富の概念は保持している。

「経済成長」概念と似た用語として、1950年代に競合していたのは、たとえば「経済進歩」、「経済発展」、「経済動態」、「経済開発」、「経済膨張」などであった。論者によっては、経済発展と経済成長を厳密に区別するが、近代経済学では次第に「経済成長」が勢いを得て、他を圧倒し、もっとも親しみのある現代用語となった。

用語の一般化に力があつたのは、1950年代前後におけるこの概念の主導者の一人、W.W.ロストウ（1916～2003）であつた<sup>1)</sup>。彼はこの時期に「経済成長」という用語を冠した本をいくつか書いただけでなく、1954年に合衆国のアイゼンハワー大統領の経済外交政策顧問兼スピーチライターとなり、次いでケネディ政権の短期間国家安全保障担当大統領次席特別補佐官、国務省参事官経済顧問、さらにジョンソン大統領の国家安全保障担当大統領特別補佐官を歴任した。アカデミーと行政の両面でロストウが顕著な働きをしたために、この新しい富の概念はひとつの政治力へと転化したのである。

アメリカの動向は、学問と行政の両面で世界に影響を与えた。日本では、「経済成長」論は池田内閣の所得倍増計画の根幹をなすものだった。とくに官庁エコノミストの下村治（1910～1989）が政策に大きな影響を与えたことは有名である<sup>2)</sup>。西側諸国や開発途上国家にも大きな影響を与えたといつてよい。

資本主義国ばかりではない。冷戦期には、その対立にも関わらず東側諸国にも「経済成長」は浸透した。マルクス経済学者ローンシルトは「いままでは、成長問題が社会主義的計画立案者の思考をも、どちらの体制の経済効率が優れているかを証明するための戦いにおいて、成長率が大きな力を持つよ

---

1) ロストウの記述からその政策的な意図を確かめておきたい。「今やこの問題（社会における動態的因果関係という問題）への集中こそが、社会科学の用務順序表の中で看過すべからざる第一項であるといいたいのである。さらに、この問題の解決は過去における経済成長過程の完全な理解にとって肝要なことであるばかりでなく、同時にまた、経済成長の維持ないし加速ということが国民多数の意思であるとともに、彼らの政府の明言せる目標でもあるところの世界の多くの国において、そのための適切な公共政策を形成する上にも肝要なことであると思われる」。Rostow, W. W., 1953, *The process of economic growth*, Oxford Univ. Press, PP.12-13. W.W.ロストウ、酒井正三郎、北川一雄訳、『経済成長の過程 増補版』、東洋経済新報社、1965、12～13頁。補足として<http://global.britannica.com/biography/W-W-Rostow>を参照。

2) 下村治『経済成長の実現のために』宏池会、1958。「わたくしが経済成長というとき、それは現実の経済変動のうちの成長的側面である。・・・すなわち、経済変動＝経済成長+景気循環というかたちで、経済成長を理解する。・・・経済成長というとき、われわれが理解するのは、通常成長過程にある現実の経済発展である。」(290-291頁)。

うになったことによってしか説明できないほどに、強く支配している」と警告したほどであった<sup>3)</sup>。

20世紀後半だけではない。現在もなお世界的な規模で「経済成長」は至高の目的またはそのための主要な指標となっている。2015年、世界の注目を集める中国の習近平国家主席は「経済成長」を持続することを国家政策の中心に据えている。戦後世界に登場した「経済成長」論は、冷戦期およびポスト冷戦期をつうじて、多少のニュアンスの差をもちつつ、ほぼ一貫して受容されてきたのである。国連が1950年代に各国の経済指標を集計するうえで経済成長論を採用したのもこのことを反映したものであった。世界中の人々は「経済成長」の枠組みの中に生きていっていると見て過言ではない。

---

3) C.H.フェインステーン編；水田洋他訳『社会主義・資本主義と経済成長：モリス・ドップ退官記念論文集』筑摩書房，1969。この論集は、ケインズ左派からマルクス主義までのさまざまな著者の論文集である。クルト・E・ローンシルト「社会主義，計画化，経済成長」は先の引用の箇所でご論じている。「経済成長を主要目標とするのは明らかに何も悪いことではない。最も豊かな国民でさえ、より多くの財貨があれば、国内の貧困を少なくしたり、国外の貧困の緩和に貢献したりすることができる。しかし、現代の計画化イデオロギーにおいて、成長が法外に(中略)重視されていることについては、若干の特別の説明が必要である。・・・いまでは、成長問題が社会主義的計画立案者の思考をも、どちらの体制の経済効率が優れているかを証明するための戦いにおいて、成長率が大きな力を持つようになったことによってしか説明できないほどに、強く支配している。社会主義的計画化の極印であるはずのある特殊な目標が、戦いの熱気の中で見失われてしまう危機が現存する」(209頁)。ここに見るように冷戦期には、経済成長率は一種の超体制的な富の概念になる傾向が高かった。マルクス経済学者であると思われるローンシルトは、冷戦期の大戦間において、イデオロギーの敵対性が、むしろ、過度に単純化されて、経済成長率の量的な差に還元される危険があることを警告していたのであって、「成長それ自体と生産および消費の不断の拡大とは、社会主義の究極目標ではなく、それは新しい型の社会と人間へひとりでは導くわけではないことに社会主義者は気づくべきである」(210頁)と警告していたのだ。逆に言えば、このような警告が出てくるほど、ロストウラの成長理論が世界を強力に規定していたわけである。同論文集にP.M.スウィージーは「経済発展を妨げるもの」という論文を書いている。注目すべき点であるが、彼は「経済成長」という言葉を一度も使用せず、すべて「経済発展」で論じている(231頁)。それはスウィージーが「発展」と「成長」の違いに慎重であった証拠と言えらるだろう。

## 第2章 「経済成長」の謎的性格

現代世界が「経済成長」を多かれ少なかれ強力に受け入れているわけだが、では「経済成長」とはいったい何であろうか。ふつうそれは国民総生産(GDP)の伸びを意味する。ロストウは「成長とは、一方資本および労働力の増加率と、他方人口の増加率との間に成立するところの、一人当たりの産出高(必ずしも消費でなくてよい)を増大させるような関係である」としている<sup>4)</sup>。つまり、ひとり当たりの生産力の上昇に人口を掛けたものが国民総生産であり、その増加傾向を「経済成長」と呼ぶ。

ここには何にも神秘的な奥義は存在しないように見える。「経済成長」は一人当たり生産性と人口増加の掛け算から導かれるにすぎない。「経済成長」は、簡単な数学的演算で計測できるある抽象の数値に過ぎない。しかし、そうであるがゆえに、この数学的抽象は、異なる経済条件を越えてたえず国民生活を統一的に同一の土俵に並べ、競合させるための指標となりうる。

だが、本稿で主張したい点は一般論とは幾分違った論理次元である。数式は機械的な思考で導きうる。しかし、この数式の背後には思想史的に見た場合ある謎的な性格が隠れている。謎というのは、そもそも「経済」が「成

---

4) Rostow, W. W, 1953, 訳, 1965, 98頁。R.M.ソロー, 福岡正夫訳『成長理論』(岩波書店, 1971)は、「一人あたり(あるいは一人の労働時間一時間あたり)の実質産出量は、かなりの長期についてみれば、ほぼ恒常の率で成長している」から「成長率は労働投入量の成長率と生産性上昇率との和となる」(3頁)と定義している。また、J.R.ヒックスは、安井琢磨, 福岡正夫訳『資本と成長1』(岩波書店, 1970)において経済成長理論とは、静学と動学の対比のうえで経済動学の一分野であるとしている(訳7頁)。ここにあるように代表的な近代経済学の「経済成長」の定義は比較的簡単な数式で表すことができる。しかし、なぜこれを「成長」と呼ぶのかについて経済学者はその前提を社会学の有機体論に依存しているはずだが、必ずしも自覚的でないのか、触れたがらない。社会哲学的前提が有機体論であるが、内容は数式で示しようというところこそ社会学者にとっては面白い点である。ヒックスの場合、静学/動学の対比を使っているので社会学者にとっては社会学からの「遺伝」を確認しやすい。ただちにコントおよびスペンサーに由来する理論的伝統を想像できる。経済学的用語と社会学のあいだの親密さについて筆者は予想以上の関係をみつけて新鮮な驚きを経験した。

長」するというコンセプトは、いったい何を意味するものかという疑問である。

オックスフォード英語辞典で成長growthとは、「サイズ、高さ、質、程度などにおいて増加すること」であるとされる。サイズ、高さ、質、程度などが増加するのは、もともとから言えば、人間の制作物においてよりも動植物においてである。だから同辞書は成長とは「生きた植物や自然の産物のように発展したり、存在する」あり方を指すとも書いている。『広辞苑』でも「成長」は「育って大きくなること」である。要約すれば、成長とは、動植物固有の存在と発展の様式をイメージし、それを他のものごとくに当てはめて理解する一種独特な思考様式なのである。つまり、経済成長というコンセプトは、「経済」というものをあたかも動植物の身体変化のごとくに見る、独特の世界観なのである。それは現代においてもっとも実効性の高い世界観のひとつである。国連とそれを構成する国民国家は、「経済」という人工物をあたかも生き物を育てるように餌をやり、水をやり、丹精を込めて絶えず「成長」させるというゲームに参画している。だが、動植物は、永久に成長し続けることは不可能である。成熟し、死滅するのが宿命であるにも関わらず、「経済成長」のほうは、もはや動植物とのアナロジーを超えて、永久に成長しなければならないかのごとくである。これは、考えてみると十分に不思議な出来事ではなからうか。謎とはその意味である。

一般に「彼は立派に成長した」という場合、人間は生物学的であると同時に社会的でもあるので、生物学的な成熟のみならず、ある歴史的な事態も含意されている。つまり、ここには彼の身体的変化のほかに、世間的に見て出世したという意味が込められているのである。こうなると、彼が起業したり、ある会社で地位を上げることを「成長」という言葉で評定してもおかしくない、ということになっている。成長概念を生物から人間個体へ、人間個体から社会集合体へと拡張することは、いつの頃からか不自然ではなくなった。上のように「経済成長」の不自然を甘受する人々が出てきているにも関

ならず、なお「経済」の「成長」は、しごくもっともな目標の一つであると考えるところの大勢はなかなか動かないのである。

一般的に言えば人間は万物の尺度である。だから、動植物に生起する事態を己を媒介にして事態一般、とくに個人と集団の変動を理解するために理解しようとすることは、ごく自然なことと言えるかもしれない。

しかし、こうした傾向が徐々に支配的になってくるのはなぜかとあらためて考えると非常に謎の多い現象なのである。「経済成長」の謎的性格を論文を書く上でひとまず設定しておき、先へ進もう。すると「経済成長」が人類史で最初から自明であったわけではないことが見えてくる。古代ギリシア、ローマは領土を拡大したが、それは侵略戦争の結果であって、領土が有機体のごとく年率何%かで成長したということではなかった。中世の社会有機体論は、天と地とを結びつける王権神授説であったが、経済が成長すると世界を見たわけではなかった。さらに20世紀初頭の帝国主義でも、先進国が低開発諸国を植民地化し領土を膨張させることはあったが、大国の国力を「成長」率で計測することはなかった。

「経済成長」というコンセプトは、ギリシア、ローマ、中世、近代のいずれにおいてもまだ存在しなかった。それは第二次大戦後のアメリカで発祥し、世界へ広がったのだ。なぜだろうか。

ここで以上述べたような謎的性格を念頭において、なぜ「経済は成長する」のか、その知的起源を探ってみよう。おそらく謎を解明することができるならば、全人類がそこに拝跪する「経済成長」をひとつのイデオロギーとして捉え直すことができるようになるであろう。

### 第3章 スпенサーの「社会成長social growth」論

一見つながりはないように見えるかもしれないが、経済成長論の起源は社会学にある。社会学の創始者の一人であるスペンサーは、『社会学原理』第1巻(1876)において、「社会成長social growth」という用語を作り出した。

これが、後に経済学にヒントを与えて、「経済成長」論が生まれたのであった。

「社会成長」とは、文字通り「社会」は「成長」する、ということである。しかし、スペンサー以前には社会学者の中においても「社会成長」という用語は存在しない。だから、社会を成長するものと見る、その着想自体が新たに登場したのである。そこでまず、どういう意味においてスペンサーが「社会成長」というつかみ方を提起したかを整理しておく。

『社会学原理』の当該箇所は第1巻、第二部「社会学の推論」を扱う部分で、次の12項目からなる。1.「社会とは何か」、2.「社会は有機体である」、3.「社会成長」、4.「社会構造」、5.「社会的機能」、6.「器官のシステム」、7.「支柱システム」、8.「システムの分配」、9.「制御システム」、10.「社会類型と構成」、11.「社会的変態」、12.「限定と要約」である。

この第3項目に「社会成長」がある。これによれば「社会成長」を論じる前提は「社会とは何か」および「社会は有機体である」という立論であって、「社会成長」を論じたあとに、社会構造、社会的機能、システムなどの重要な概念が接続する<sup>5)</sup>。

内容を要約する。スペンサーは、まず「社会とは何か」で「社会とはたくさんさんの諸個人を指す集合名である」とし、社会唯名論と個人实在論の対立に言及したうえで、彼自身は社会がひとつの実体entityであることを肯定する。ゆえに、社会は実体であり、有機体であるということになる。そのうえで「社会成長」が論じられる。

さて「社会成長」とはどういうものか。社会(societies)はあたかも生命体(living bodies)のように「成長」するということだ。スペンサーは、小集団社会(horde)から部族(tribe)をへてより高度な社会に至ると人数が100万人まで増えるという。これが端緒的な「社会成長」である。人口の増

---

5) Spencer, Herbert, 1966, *The Works of Herbert Spencer* (以下 *WHS* と略記), Vol. VI, *Principle of Sociology*, Vol. I, Osnabrück otto Zeller, pp. 451-459.

加と内部的な分化と異質性の複雑化はたえず独特の統合を進化させ、ついに産業型社会へ至る。スペンサーは、こうした一種の分業論的視点から「社会成長」を説明し、産業型社会構造へ論をすすめている。

『生物学原理』から、生物の個体の集合、その変形、相互の統合、移行の段階の事例を細かく列挙しながら、「社会成長も（生物と・・・筆者）類似の結合と再結合によって進行するのだ<sup>6)</sup>と要約している。「社会成長」は、一集団内の個の繁殖と諸グループ間の結合、再結合が同時に進行し、内部的に複雑化する過程なのである。

『社会学原理』を離れて、なぜスペンサーが成長論をとったか、その原問題意識は1860年の論文「社会有機体<sup>7)</sup>」に詳しい。そこで彼は社会契約論的な「つくる論理」を外したかったという意図を明確に書いている。論文冒頭で、彼は「社会はつくるものではなく、成長するものだ」と断じている。思想史的な観点から見るとこの論文の意味を理解できる。18世紀の啓蒙思想における社会契約論は、人権を持つ個人を起点にして、諸個人間の契約が社会を作るという理論構成をとった。能動的な、主体的な個人主義がここにある。ところが、能動的で、主体的な個人主義は19世紀の産業型社会では、産業資本家に好まれなかった。なぜなら、産業型社会は内部対立をかかえていたからである。すなわち、1830年代には産業革命を推進する産業資本家の対極にチャーチスト運動のような政治的な労働者運動が登場した。チャーチスト運動は、選挙権など主として政治的な同権化を要求した。だが、この政治的権利の労働者階級への拡大は、産業資本家から見ると、政治的権利から拡大し、経済問題へ闘争領域を拡大する恐れ（可能性）を懸念させるものだった。産業資本家階級は、それゆえに1830年代半ばになると以前の寛容な態度を捨て、産業型社会の秩序に内属するように労働者を説得す

6) *Ibid.*, p. 454.なお、この記述の周辺でスペンサーは「人口」と「密度」に言及する。このあたりが後にデュルケムの分業論に継承されたのではないかと思われる。

7) Spencer, H. 1991, *Essays: Scientific, Political, & Speculative*, Vol. I in *WHS*, Vol. XIII, pp. 265-307.

る理論を必要とするに至る。

まさしくスペンサーは、この思想的需要に応えた。彼がやったのはイギリスに根付いた個人主義を変質させることであつた。イギリス市民革命から生まれた個人主義（その限りでは自由主義）は、チャーチスト運動にも影響を与えていたのであつて、それは個人を一般的に能動的、主体的な基調に立たせるものであつた。スペンサーは個人主義をそうした基調から切り離し、もっぱら競争社会に適合するような性格のものへ再編しようと試みたのである。

このために彼の理論は、一方で個人主義を政治的なそれから、競争的なそれへと転換させ、全体としての産業型社会の競争秩序へ適応させるものへ限定しようと努力したわけである。『社会成長』というカテゴリーは、まさにこうした狙いから誕生したものであつて、『社会学原理』で言われているのは、社会が競争的個人主義を内包する有機体的な実体であるということであつた。社会有機体は、社会の構造、社会的機能をシステム論的に論じる、という順序で語られている。

これは、市場を個別的個人の予定調和とみなしたスミスを一段と超越度の高い秩序へ置き直したものである。スミスは市場が「見えざる手」という働きで諸階級が予定調和へと導かれると説いた。これにたいして、スペンサーは、市場を諸階級の「予定調和」から切り離して、一種の超越的実体として絶対化し、市民相互の同感から完全に無縁の生存競争の場と考える。この意味で市場は、競争的な個人がせめぎ合う社会有機体である。これを一旦認めれば、社会構造、社会的機能、システムの側から競争的個人主義が強制されるようになる。スペンサーはもともと個人の実在を認める立場から出発した（『社会静学』1851）が、『社会学原理』（1876）では社会を実体としたために、徐々に個人実在論は弱められた。

「社会は有機体である」の箇所では、生物有機体と社会有機体はパラレルリズム、つまりアナロジーで説明できるという自説を展開する。この場

合、1860年に彼が「社会有機体論」を主題とする論文に書いたモチーフが下敷きになっている。

そのモチーフとは「社会は人間がつくるのではない。成長するものだ」という主張をおこなう点にあった。すなわち、社会有機体とは、個々の人間の意図や行為によってつくり出されるものではなく、自ずから成長するものだ、という観点を強力に打ち出したのである。だから、社会構造や社会機能、さらにはシステムを論じていく場合も、人間が働きかけてつくりだす面は論じられず、社会有機体の人々とともに非意図的に成長し、人知れずなるものだという面が押し出されている。

彼の社会有機体論は、この意味で「身分から契約へ」(H.メイン)をもじって言えば、「契約から成長へ」という転換を論じたものである。ポイントは、人間の意図的な行為で社会がつくられるわけではなく、社会はそれじたいが独立した実体であって、人間の意図を超えた成長をとげるものなのである。

これは、古典派経済学からいわゆる「俗流経済学」への転化傾向である。市民革命期の主体の人間像が労働者に受け継がれることを恐れる者らは、秩序奉仕的な人間像を打ち出さなくてはならなかったので、「契約から成長へ」を基調とする社会有機体論を導入する理論的な根拠をもっていたのである。この限りで、個人主義は社会契約論的な<つくる>主体像を捨て、環境への適応だけをもっぱらの目的とする<なる>主体像を賞賛するに至った<sup>8)</sup>。

スペンサーの「社会成長」論は、こうした転換を最も鮮明に打ち出す理論装置であった。「諸社会」というように社会を複数で捉える点は、前述の①世界市場と②間主権国家に対応し、③の富に当たるのが分業と人口であり、④のロジックを進化論の生存競争論が正当化するのである。「社会成長」というアイデアがこのように、先行的に準備されていたことが、20世紀の「経済成長」論にとって知的資源となる。

8) 竹内真澄『社会学の起源 創始者の対話』本の泉社、2015を参照。

スペンサーの「社会成長」論は、社会は「つくるもの」から「成長するもの」へ変更されていく過程で出てきたものであった。これは、人びとが社会をあるプランをもって、またはなんらかの共同意思によってつくることはできないという含意をもっていた。むしろ、彼は思想的には個人主義にたっているので、個人の意味は大いに認めるのだが、それはただちに共同の意味ではない。個人の意味は社会形成にとってきわめて重要な要素である。しかし、社会は何かのプランで「つくる」ものではないし、とくに市場こそは、なんらかの共同意思で「つくる」ものではない。このようにして、個人の抱く意味連関が関与する世界と共同の意味が関与する世界が、スペンサーの個人主義と社会有機体の同居の中で社会的関心を発酵する元になっている。

後述するようにC.メンガーは社会を反省的／無反省的という二領域に分ける。これは、スペンサーの原意に沿って言えば、社会有機体における個人主義という問題圏がこうしたアイデアを刺激するからである。メンガーは、スペンサーの市場＝有機体観を踏襲して、市場を含む多くの領域は無反省的に発生する領域であるとみなす。そしてその他の領域は反省的につくられる領域であるとみなす。この「無反省的発生」という考え方は、スペンサーの「社会成長」論の継承に関わる論点なのである。

#### 第4章 19世紀末から第二次大戦末まで

スペンサーは1903年に亡くなる。だがすでに1870年代から、彼は新しい困難に直面していた。というのも、人口の労働者化、選挙権の拡大を通じて、自由主義勢力は従来のように地主と産業資本家層にのみ依拠することが難しくなってきた。これによって政策面では福祉国家への傾向が強まるので、後の経済学内部に厚生経済学や後のケインズ経済学が生まれる条件を生み出す。この影響はかなり長く続き、1970年頃まで続いた。この約100年間に、ヨーロッパの自由主義は自由放任を主張する古典的自由主義と福祉国家を標榜する社会的自由主義へ分裂する。この動きの中で当然スペンサーや

その同僚たちは、古典的自由主義（あるいは自由主義右派）に立てこもり、理論的には水面下に潜らざるをえなかった。

理論はつねに政治状況と深く結びついているが、理論家にとって大事なのは自己の理論が直接の影響を持ち得ない時期の処し方である。晩年のスペンサーは苦しい闘争を強いられた。

しかし、むしろ、この苦難の時期にこそ、理論のエッセンスを研ぐことができたという面があったことを否定する必要はない。もともと『社会静学』をベースにしていた彼の理論は、1850年代の順風満帆の時期の終焉に対応して、変化した。スペンサーは『社会学原理』（1876～82）、『人間対国家』（1884）、『倫理学原理』（1892）などを書くが、どれも到来しつつある福祉国家を牽制する狙いで書かれたものになった。だが、自由主義が分裂し社会的自由主義が政権を握ってしまうと、スペンサーのような理論は表面的には敗退し、20世紀に入ると「現在、一体誰がスペンサーを読むだろうか」「スペンサーは自殺したのか、それとも誰かの手にかかって殺されたのか」<sup>9)</sup>と言われるような、完全に無視されるような状態へ追い込まれた。

しかし、今から思い起こせば、この言葉を発したパーソンズの判断は、原理的なレベルで見た場合皮相である。スペンサーの晩年の努力が水泡に帰したとは言えない。スペンサー理論は、ヨーロッパではオーストリア経済学派のカール・メンガー（1840～1921）の純理論的な均衡論に受け継がれた。

## 第1節 スペンサーからメンガーへ

メンガーは、オーストリア経済学派の創始者である。一般にオーストリアで、「先進国とはことなるとして、経済学は直接にブルジョア階級を母体にする

9) Parsons, Talcot, 1968, *The structure of social action : a study in social theory with special reference to a group of recent European writers*, New York: Free Press, p. 3. T.パーソンズ、稲上毅、厚東洋輔訳『社会的行為の構造』第1巻、1976、17頁。なお、Spengler, Joseph J, *Origins of Economic Thought and Justice*, Southern Illinois University Press, 1980は、パーソンズを好意的に受け止めた興味深い経済学史で参考に値する。

ことはできず、国家機関をクッションにせざるをえなかった」。このため、中産階級、官僚層、大学をつなぐところに生まれた経済学派は自由主義の「ひよわな花」を咲かせたという特徴づけを与えられる<sup>10)</sup>。彼は『経済学の方法』（1882）第三篇「社会現象の有機的理解」の項で、コント、J.S.ミルおよびスペンサーの名前をあげている<sup>11)</sup>。彼が三人のどこを受け継いでいるかを分析するためには込み入った作業を必要とするであろうが、もっともスペンサー的であると思われる論点は生き残った。

第一に、「社会現象と自然的有機体との類比」という点である。類比analogyというのは、メンガーがスペンサーから受け継いだ用語である。メンガーは「類比」を事柄の起源と機能の両方に関わらせている。

第二に、社会現象の有機的形象としての理解は精密的（原子論的）理解と矛盾しないとした。社会現象の統一体としての性質の起源と機能を原子論的に（漠然と全体の統一性にもたれかかる共同体的なロマンチズムに酔うことなく…竹内）説明するべきだと彼は言う。

第三に、言語、宗教、法、国家は、市場、競争、貨幣といった経済現象と同様に、共同意志なしに発生しうるのであって、その意味でいわば「無反省的」であるという主張がここから生まれてくる。

これらはいずれもメンガーがスペンサー理論から受け継いだ論点である。スペンサーの市場＝有機体論もまた、類比的、原子論的、無反省的であった<sup>12)</sup>。メンガーは、オーストリア経済学派（限界効用学派と呼ばれることも

10) 八木紀一郎『オーストリア経済思想史研究：中欧（ハプスブルク）帝国と経済学者』名古屋大学出版会、1988、7頁。

11) Menger, Carl, *Untersuchungen über die Methode der Sozialwissenschaften, und der politischen Oekonomie insbesondere*, 1883, S. 170. C.メンガー、福井孝治、吉田昇三訳『経済学の方法』日本経済評論社、1986年、注55、157頁。さらに次の文にも注目できる。「社会現象と自然有機体の類比は前者の一部だけに、すなわち、歴史的発展の無反省的な産物である社会現象だけにあてはまるにすぎない。のこりの社会現象は人間の計慮の結果であって、有機体とではなくて、機械装置と比較される」(ibid., S. 141, 訳134頁)。

12) メンガーは「すべての制度の成立を共通の意思に帰することの誤り」と「制度が意図せざる創造物」であることについて述べている。「生物体を詳しく観察して

ある)の中心にいたので、彼に師事したヴィーザーとヴェーム・バヴェルクはメンガーを通じて直接間接にスペンサーを受け継いだ。そして、これら二人の影響下にF.A.ハイエクが登場してくる。だからハイエクの「自生的秩序」という用語を理解しようとするなら、オーストリア学派に影響を与えたスペンサーまで遡る必要があるわけだ<sup>13)</sup>。

## 第2節 スペンサーが直接アメリカに与えた影響

さて、このようにスペンサーが、いわば文献を通じてヨーロッパ的に継承されていったのはまた別に、スペンサーが1882年のアメリカ訪問時に大西洋を超えて受け入れられていったことも忘れてはならない。19世紀末にアメリカには反独占資本の運動が広がってきていた。ロックフェラーやカーネギーら独占資本家たちは、反独占の社会運動を鎮めるためにスペンサーを利用しようとしたのであった。それはその以前からアメリカの知識界が社会進化論を熱心に受容していた事情に助けられていた。R.ホフスタターによれ

---

みると、まず例外なく、すべての部分が全体に対して目を見張るべき機能を果たしていることがわかる。その機能は人間の『計算』の産物ではなく、『自然』のプロセスの産物である。同じように、数多く存在する社会制度も全体に対して、見過ごすことのできない機能を果たしている。しかも、詳しく見ても、『そうすることを目指した意図』があつての結果、つまり社会の成員の合意の結果であることは証明できない。これもまた、『自然』のプロセスの産物であるかのようだ。言語、市場の誕生、共同体や国家の起源などを考えてみればわかるだろう」(ibid., S. 161, S. 163-S. 164, 訳149, 151頁)。オーストリア経済学派の市場論には、啓蒙思想に対する離反がある。というのも、啓蒙思想期の社会契約論は、一切の社会形象を人間意志へ還元するという理論構成があるとともに、この構成単位である主体的人間像への高い評価があるからだ。メンガーのように「制度が意図されざる創造物」であることを市場のみならず、言語、共同体、国家などにまで適用していけば、啓蒙の主体的人間像は徹底して破壊されていく。

スペンサーからメンガーに引き継がれたこの問題、すなわち個人主義(ある範囲では自己決定でものごとを動かす)と社会有機体(制度は意図せざる創造物であるから人間の側からは説明不可能だ)の並列関係の中で、個人の抱く有意味的な行為の側から社会のどの範囲を、いったいどの程度まで、因果的ないし相関的に説明できるのかという問題は、社会学にとっては非常に重大な関心と呼ぶものとなっていく。これこそがM.ウェーバーの理解社会学の問題圏と言ってよい。

13) ハイエクのメンガー論とF.V.ヴィーザー論をつないでみれば、そこにスペンサーの影を見て取れるであろう。

ば「スペンサーがアメリカの一般大衆に与えた衝撃は測り知れない」という<sup>14)</sup>。それは1870年から1890年頃のこととされる。

スペンサーがダイレクトにアメリカの社会学と経済学に与えた影響は目覚ましく、W.サムナー、L.ウォード、F.ギディングスへ続く。これはA.スモールが生物学から社会学を切り離すまで続いた。経済学ではウォード、バトン、そしてやや異端のS.ヴェブレンまで多かれ少なかれ生物学や進化論との関連が濃厚である。

アメリカにおけるスペンサーの影響力は、世界恐慌から第二次大戦までの約15年間にわたるニューディール期にはさすがに弱まるが、それでもヨーロッパにおける衰退とは対照的に執拗に生き残った。E.H.カーは「アメリカでは自由放任主義の歴史は、同国特有の性格を見せている。19世紀全体を通じて、そして20世紀に入ってからかなりの期間、アメリカはヨーロッパの競争力に対抗して関税による保護政策を必要とする一方で、明らかに無限の可能性をもつ国内市場がますます拡大していくという点でのプラス面をもっていった。・・・利益の自然調和は、アメリカ人が抱いている人生観の不可欠の部分になっていた」<sup>15)</sup>と指摘した。たとえばロストウの場合、ほとんどスペンサーから經由する理論史的な関係はないようにみえるにもかかわらず、「われわれは・・・(中略)社会は相互作用の有機体であるという認識を、最初から受け入れるものである」<sup>16)</sup>という。ここにはアメリカにおけるスペンサーの有機体論の影響を想起させるものがある。

こうしてスペンサー理論は、ヨーロッパではオーストリア学派（限界効用

14) Hofstadter, Richard, *Social Darwinism in American thought, 1860-1915*, Philadelphia, Penn.; Univ. of Pennsylvania Press, 1945, c 1944, R.ホフスタター、後藤昭次『アメリカの社会進化思想』研究社、1973。

15) Carr, E. H. 1964, *The twenty years' crisis 1919-1939: An introduction to the study of international relations*, New York : Harper & Row, p. 50. E.H.カー、『危機の20年』岩波文庫、2011、112頁。

16) W. W. Rostow, 1960, *The stages of economic growth: a non-communist manifesto*, Cambridge Univ. Press, p. 2. W.W.ロストウ、木村健康他訳『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社、1961、5頁。

学派)においてアカデミックな形で洗練を遂げ、アメリカでは大衆意識の奥へ共鳴盤を広げたのである。

## 第5章 スпенサー社会学の二つのモメント

スペンサーの社会学理論は、二つのモメントから成立していた。一つは自由放任論、もう一つは社会有機体論である。ゆえにこの体系の中にある「社会成長」論もまた、まったく同型の構成物である。

しかし、スペンサーの理論は、歴史的に文脈に沿って自在に切り離され得るものであった。すなわち一方で自由放任論は、帝国主義と福祉国家という国家介入主義の二大潮流が20世紀に大きな制度改革の原動力となってくると、徐々に時代遅れの教義とされざるをえなかった。それゆえ1930年頃になると、政府の介入を全否定することは困難となったため、その介入を最小限に限定するという方向で理論的修正が加えられるようになる。ハイエク(1899~1992)はそれを見事にやってのけた。彼の「最小限国家」論は法治国家としての最小限の国家の必要をむしろ強調し、国家は悪という立場は取らない。そのうえで民営化と地方自治体の意義を力説する。そして、ハイエクの市場論はファシズムと社会主義への対抗原理として、まったく新しい歴史的意義づけを与えられていった。

他方、社会有機体論も変化する。もともとの発生からすれば、これは自由放任論と結びついていたのだが、自由放任論がそのままのかたちで維持できないとなれば、社会有機体論のほうも、それ自体独立化させて生き残らせることが可能である。つまり二つのモメントの結合を切り離したとしても、社会有機体論は、国家の介入論と自在につなげることができる。たとえば、アメリカの経済成長論は、サローやロストウなどの場合、ハイエクのような市場論にはたいして影響を受けていないが、ケインズの影響を強く受けている。だから、彼らの経済成長論は、国民国家を相互に独立した社会有機体と見立てて、相互に競い合わせるという点でアメリカの戦後世界戦略に適合的

であった。日本の高度成長政策のように、「所得倍增計画」といった強力な国家介入と結びつけることも容易であった。この点で経済成長論は、国家有機体論と深く結びついており、その適用範囲は先進国から開発途上国へ幅広く及んだ。

こうしてみると、スペンサーの社会学（「社会成長」論）は、社会学としては衰退したように見えるものの、自由放任論と社会有機体論は、それぞれ独立ファクターとなって、社会学の境界を超え、他の社会科学の領域へ広がったのである。

## 第6章 メンガーおよびヴィーザーからハイエクへ

ハイエクが、メンガーを経由して、スペンサーの自由放任論を、形態を変えながら受け継いでいることを述べたが、直接ハイエクがスペンサーについて言及している点もあるのであげておこう。

一番率直な発言はスペンサーが「自由企業のもっともラディカルな支持者」<sup>17)</sup>だという指摘である。これは、ハイエクが注記しているとおりスペンサーの『社会静学』(1851)を読んだ証拠である。また、これと並んで参考になるのは「フンボルトの主張と似た、個人主義にもとづいた最小限国家を主張した人々は、ハーバート・スペンサーという良き代弁者を得た」<sup>18)</sup>という指摘である。同様の文脈で「個人主義と経済秩序」の巻で、「ミルとスペンサー」の名前をあげていることも見落とせない。決定的なのは、「もう一つ、なお、さらに詳細に考察すべき点がある。ハーバート・スペンサーの時代以来、われわれが問題の多くの局面を契約の自由のもとに論ずるのが、習慣になってきている」<sup>19)</sup>と論じた点であって、自由な契約がハイエクの「自生的

17) Hayek, F. A., Vol. 5, *Good Money Part II*, p. 140, F.A.ハイエク『ハイエク全集』第Ⅱ期第2巻, 春秋社, 2012, 58頁

18) Hayek, F. A., *Gesammelte Schriften in deutschen Sprache*, Bd. 5, Grindaufsätze Mdur Siebeck, 2002, S. 97-98. ハイエク, 『ハイエク全集』第Ⅱ期第5巻, 春秋社, 131頁。

19) Hayek, F. A., 2011, *The constitution of liberty : the definitive edition*, edited by

秩序」を論じる基礎になっていることは明らかである。

さらに、メンガーの『国民経済学原理』における個人主義的、主観的アプローチはハイエクに影響を与えた。そして『経済学の方法』における「制度は意図せざる創造物である」との観点もまた、ハイエクにとってヒントになったことは間違いあるまい。

メンガーに師事したフルードリヒ・フォン・ヴィーザーを論じた長い論考で、ハイエクは、ヴィーザーは「もっとも感銘深い先生だった。卓越した人物で、私は尊敬するようになった。一人の人間に傾倒するというのは若者にありがちだが、私にはこれが最初で最後だ。・・・この分野での私の理想で、経済学全般への興味を引き出してくれた人だ」<sup>20)</sup>と絶賛している。ハイエクによると、ヴィーザーは「大学時代は、のちに彼の仕事の中心になる学科にはたいして注意を払わず、ローレンツ・フォン・シュタインの経済学の講義にも感銘を受けなかった。しかし、レオ・トルストイの『戦争と平和』と同時にハーバート・スペンサーの『社会学入門』を知るに至り、強い衝撃を受け、少年期以来の歴史への囚われから脱して、社会現象の理解に熱烈な関心を抱くようになった」<sup>21)</sup>という。ヴィーザーの関心の推移に相当強い共感を抱いたように見える。

このように、ハイエクがスペンサーから直接影響を受け、またスペンサーを継承するメンガーおよびヴィーザーからも、より洗練された市場論の影響を受けているわけである。ただし、スペンサーからハイエクに至るまでには時間がたっているので、両者が生きた歴史的な段階は違う。ハイエクは、帝

---

Ronald Hamowy Abingdon: Routledge, p. 230. 『ハイエク全集』第I期第6巻, 137頁。

20) Ebenstein, Alan, *Friedrich Hayek: a biography*, University of Chicago Press, 2003, p. 27. ラニー・エーベンシュタイン（標記上アランをラニーに変更している）、田総恵子訳『フリードリヒ・ハイエク』春秋社, 2012, 39頁。

21) Hayek, F. A., 1992, *The fortunes of liberalism : essays on Austrian economics and the ideal of freedom*, edited by Peter G. Klein, London : Routledge, p. 110. 『ハイエク全集』第II期第7巻, 春秋社, 2009, 217頁。

国主義と福祉国家の段階が出現したあとになって、しかも彼自身が第一次大戦に兵士として参戦し、1930年代にケインズ（「自由放任の終焉」）と論争するなかでスペンサーを再発見しているのであって、19世紀の自由放任論を素朴に引き継いだわけではない。

スペンサーにとって国家は市民権を守るために存在し、国家非介入を理想とした。この場合、市民権と国家の非介入は同義とされた。しかし、これと異なって、ハイエクは市民権を自由契約論として引き継ぎはするが、国家の介入を全否定できるとは考えていない。むしろ法治国家という抽象的な統治の必要性を強調する。これによっても十分に「無制限政府」という（左翼的な）幻想を否定するに十分だと考えたのだ。

ハイエクは国家には法治国家としての役割だけでなく、最小限であるが福祉機能も認めている。最小限の福祉国家を認めるハイエクと福祉全廃を主張するスペンサーとは異なっている。

この文脈でハイエクは「自由放任（laissez faire）あるいは非介入という古い方式では、自由体制のもとで許しえないものとの区別に適当な規準を、われわれに与えない」<sup>22)</sup>と論じた。

このように19世紀末の福祉国家を一応受容した点で両者は理論の段階を異にする。この点を認めた上で、ハイエクがスペンサーの「自発的協同」論を受け継いでいると言ってもよいであろう。そうした区別を認めただけで両者の違いを過大に見る必要もないであろう。というのも、スペンサーにしても市民権を守ることを国家の主たる任務としていた以上、ハイエクの「法治国家」を無視する必要はないし、ハイエクの最小限国家はその最小限の限界を非常に切り詰める傾向があり、公的救済を廃絶に近いところまで削減する傾向を持ちうるからだ。

ともあれスペンサーの「自発的協同」論は自由放任論（国家非介入論）と社会有機体論からなっていたが、それと酷似するハイエクの「自生的秩序」

22) *ibid.*, pp. 231~232. 訳 138~139 頁

論は、国家不介入を最小限国家に限定するかたちで、抵抗不能なものとしての市場＝社会有機体論を真正面から受け継いだわけである。

ゆえに、ハイエクが「自由主義は、人々の努力を調整する手段として競争の力を最大限利用したいと論じている」とか「自由主義は競争が行われるときには、他のいかなるものよりも個人の努力をよく指導するという信念を基礎としている」<sup>23)</sup>と書いたとき、ハイエクはスペンサーの正当な後継者である。だからこうした文脈で言われている「個人」というのは、歴史貫通的な意味での個人Individuumではなく、資本主義という特殊な前提から帰結する「個別的個人Einzelne」であって、個別的労働者を個別的資本家のパースペクティブへ還元するものであった。

## 第7章 戦後経済成長論

競争的個人主義と社会有機体論は、まったくモダンな形態で戦後、経済成長論という形をとって復活した。

ロストウの『経済成長の過程』および『経済発展の諸段階』（1961）は、ケインズの影響を受けている。ロストウは経済史家であって、国民経済の比較を主たるテーマにしていた。この本は、国民経済ごとの成長の諸段階を比較するものである。企業論はほとんどここで論じられていないので、彼の経済成長論は、国民を企業という単位を飛び越えていきなり国富に一体化させるという構成である。このかぎりでは彼の理論は、国家有機体論的な色彩を帯びる傾向があった。

だがもともと彼はケインズの末裔であるから、そこに「国民経済を懸命に管理する」観点が濃厚にあるのは当然である。ロストウは、ケインズと異なり、管理の次元を財政出動に置かず、諸国民が生産性を高める順序を「伝統

---

23) Hayek, F. A, *The Road to Serfdom*, Routledge, 2008, p. 13. F.A.ハイエク、一谷藤一郎、一谷映理子訳『隷従への道』東京創元社、1992、48頁。ただし訳は一部変えている。

社会」「離陸のための先行条件」「離陸」「成熟への前進」「高度大衆消費社会」へ移行するところに置いた<sup>24)</sup>。

ロストウとやや異なり下村治は、イノベーションと個別企業における設備投資の理論を経済成長論に導入した。だから、下村理論では、ロストウにはなかった企業論が導入されている。下村によれば、企業は、設備投資を進めることにより貯蓄率を高めることができ、投資が投資を呼んで、その結果として労働者の所得を引き上げるものとなるであろうという。企業の投資→生産性の上昇→企業利益の増大→労働者の所得の上昇という典型的なトリクル・ダウンの理論であった。実際、1960年代に日本は企業社会になっていくわけであって、その限りで下村理論は一種の企業有機体論になっていると読みうる。個々の企業は従業員の生産性の向上につれて、その枠内で賃金をあげた（生産性向上賃金理論）のだから、下村の理論は現実を予測することに成功していたとも言える<sup>25)</sup>。

本稿が着目するのは、ロストウと下村の経済成長論が、それぞれ国家有機体論と企業有機体論という色彩を濃厚に持つという意味で、いずれも社会有機体論の継承者になっているという点である。

二人とも、ケインジアンであるから、一見すると、ハイエクやフリードマンとは対極にあるわけだが、そうした場合にさえ、経済成長論は国民を単位として国富（GDP）と直結させるか、従業員を単位として企業と直結させるかの違いがあるだけであって、結局は人間を様々な社会有機体（近代組織としての企業と国家）へ一体化させるという意味では、ひとしく社会有機体論なのである。

ロストウや下村が冷戦期に活躍した理論家であった時期は、だいたい1970年代初頭までで終わる。ここまでの時期には、米ソいずれがより高い

---

24) Rostow, W. W, 1960.

25) 下村理論および日本の経済成長全般については村上泰亮編『経済成長：リーディングス』日本経済新聞社、を参照。

経済成長を持続できるかが、冷戦期の体制間競争のテーマとなっていた。しかし、この次元では体制の優位性の決着はつかなかった。この戦いに決着をつけたのは、そのあとに登場する新自由主義の動きである。ハイエクは、1947年にモンペルラン協会を立ちあげて、自由主義の原理の再検討をためみなく続けていた。彼が1950年にシカゴ大学に移り、ミルトン・フリードマン（1912～2006）を育てていくことになった。フリードマンの『資本主義と自由』（1962）には、数回「自発的協同voluntary cooperation」という用語が使われている。この用語はスペンサーのものである。だから、フリードマンはハイエクからの影響だけでなく、じかにH.スペンサーの『社会学原理』（1876）を再生させた面があるわけである。

フリードマンがスペンサーの名前を上げることは、彼が編集していた季刊雑誌New Individualist Reviewで扱う以外にはめったになかったとはいえ、『資本主義と自由』の「自発的協同」と正しく「自発的交換を通じての協同」を指すものとされた。最小限国家のもとでのみ「自発的協同」は達成されるというフリードマンの主張は、スペンサーを現代的に継承したハイエクの主張と一致する。それゆえ、彼の論敵であるJ.K.ガルブレイスが、『経済学の歴史』において、スペンサーの思想はフリードマンによって受け継がれたと指摘しているのは正しい<sup>26)</sup>。

## 第8章 経済成長論の欠陥

近代経済学の経済成長論で欠けているのは、個々の労働者が生産性を高めた場合、それはGDPには反映するが、せいぜい企業の剰余価値を増やすに

---

26) Galbraith, J. K. 1987, *A History of Economics: the Past as the Present*, Penguin books, pp. 121-123. J.K.ガルブレイス『経済学の歴史』ダイヤモンド社、1988、173-176頁。「ハーバート・スペンサーの声は、国家のもっと一般的な保護的役割に関する強力な抵抗の中に今でも聞くことができる。・・・(中略) アメリカにおいてリベラリズムという言葉の意味が変化したことは斟酌しなければならないが、同じ思想がまるまる100年後にミルトン・フリードマン教授から出てきたのである。」

とどまり、個々の労働者はかえって安く切り捨てられていくという過程が十分に検討されていないところである。ここまで見てきたように、経済成長論は、それが市場論に傾くか、国家介入に傾くかによらず、多かれ少なかれ国家有機体論や企業有機体論の特徴を帯びる。すると、労働者の労働力商品と企業および国富との関係は、社会有機体論的の一体観のなかに溶解されてしまう。ただしも1950年代や60年代のような例外的な時期には、こうした有機体観は有効であったかもしれない。ところがそうした時期はいつまでも続くわけではない。むしろ反対に、これらの関係は調和的に変動するわけではなく、むしろ矛盾し、敵対することになりやすい。ところが経済成長論のフィルターを通してみると、こうした矛盾や敵対は軽視されるか、削り落とされやすいのである。

というのも、経済成長論における〈個別労働者—個別企業—国民総生産〉の三者の連関は、つねに調和的であると想定されているからだ。個別労働者と企業の間には相互依存と相互対立の関係がある。成長率が高ければ、支払い能力に余裕があるので、ある程度トリクルダウンに近い現象が起こりうる。だから調和的に見える。ところが成長率が低ければ、企業はコストを削減することで資本収益率だけを温存しようとするため、たとえ資本収益率が上がっても労働者の受け取り分は減る。同様に、個別労働者と国民総生産の間にも多層的な媒介項と対立があるので、単純に調和するとは限らない。成長率が高ければ、国家収益が高くなり、産業基盤と生活基盤の双方に財政を回すことができるが、成長率が低いと、産業基盤と生活基盤のいずれに財政を回すかの序列闘争が激化し、後者が削られやすい<sup>27)</sup>。

にもかかわらず経済成長論は、労働者と企業の関係、および労働者と国家の関係をもつばら調和的に見る傾向を、社会有機体論の内在的傾向からもつ

27) Piketty, Toma, *Capital in the twenty-first century*, Harvard University Press, 2014, chap. 11. トマ・ピケティ、山形浩生他訳『21世紀の資本』みずず書房、2014、第11章を参照。なおピケティは経済成長を経済的部分と人口的部分の両面を持つと捉えている（第2章）。

ているために、事実から乖離した想定の中かで理論を構築するわけである。

見てきたように、このような欠陥は「経済成長」論が、もとはといえば、スペンサーの「社会成長」論に由来しているという理論史的起源から続いてきているのである。すなわち、スペンサーの競争的個人主義と社会有機体論の結合物が一種の暗箱（ブラックボックス）となって、オーストリア学派、ハイエク、フリードマンらにも受け継がれたのである。これら市場学派と区別されるケインズ経済学の場合も、「自由放任論」を批判する度合いは異なるが、一種の混合経済論の枠組みの中かで諸個人と国富との間の社会有機体論を、多かれ少なかれ受け継いでいるのである。

それゆえ、オーストリア経済学派の経済均衡論、ケインズ経済学、ロストウや下村の経済成長論、ハイエクの自生的秩序論、フリードマンの新自由主義論などは、それぞれ互いに激しい応酬を展開してきたのではあるが、市場（企業）有機体論か国家有機体論のいずれかに傾くとしても、いずれも社会有機体論的要素を濃厚に帯びている。

現代版社会有機体論には、国民国家—集団（企業）—個人という理論的枠組みが共有されている。個人は、現実には国民、株主、企業経営者、労働者、消費者などであるが、これらは皆、最大限の利益を求めて合理的に選択する主体であるという抽象を施されている。こうした独自の社会科学的抽象によってカテゴリーとして創造される個人（Einzelle）は、市場依存を根本的の存立条件としつつ、企業が国家に多かれ少なかれ依存的であるほかはない。この依存が、現代の経済学的ロマン主義の本体であって、社会有機体論が受け継がれる基盤なのである。

社会思想的に振り返ってみると、「経済成長」論においては、社会契約論がそうであったように、個人の主体性が意思を媒介にして社会形成のあり方に影響を与えることは、原理的に、ない。なぜなら、個人の主体性は、企業の次元では個人的な単価あたりの生産力に換算され、企業の売上に集積されるか、あるいは国富の次元で他の国民国家との競合の中でGDPの伸び率

へ集積されるからである。

すなわち、社会契約論がすぐれて政治的な、公論をたちあげるコミュニケーション論的な主体性を促すものであったのに対して、「経済成長」論は、本質的に社会有機体論に立っているために、市場と集団（企業および国家）の双方の次元で、人々を勤勉と分け前の調和的な相互行為有機体の内へ取り込んでしまうのである<sup>28)</sup>。

## おわりに

社会学は、産業革命の推進のなかでコントとスペンサーがそれぞれ「企業」と「市場」を社会有機体論的に発見することで成立した学問であった。このなかで、スペンサー社会学は、20世紀の「混合経済」の到来によって死滅したかのように捉えられたのだが、そうではなかった。社会学が英仏の啓蒙思想に対する批判を含んでいたように、歴史は形態を変えて繰り返すものである。すなわち、かつて英仏で起こったことは、20世紀の二つの世界大戦が終わった時にも起こった。人類は「世界人権宣言」（1948）や「国際人権規約」（1966）を構築し、世界規模で18世紀市民革命の再現を行った。しかし、この時期には、世界規模で「経済成長」論が出現した。「経済成長」論は、フランス人権宣言のあとに現れた社会有機体論と酷似する理論的な機能を果たしたのである。

長らく、これら二つの動きがどういう内的関係にあるか、理解されてこなかった。ときには、経済成長が「世界人権宣言」や「国際人権規約」の経済的基盤になるとさえ考えられた。すなわち個々の国民が勤勉に経済成長を遂げることによって、「世界人権宣言」と「国際人権規約」を実現するための

---

28) 明治期の家族国家観が、底辺の家族主義を頂点の天皇制国家へつなぐ機能を持っていた点については、石田雄『明治政治思想史研究』未来社、1954、前篇第2章を参照。現代ではここに企業が付加され、先進国は多かれ少なかれ企業国家の性格を帯びる。このもとで、企業国家は家族国家と同様に社会有機体論的な性格を引き継いでゆくとと言える。

経済的基礎をつくりだすかのように幻想されたのである。

しかし、そういうことは実現しなかった。むしろまったく反対のことが真実であった。経済成長は、諸国民を政治的主体から引きずり下ろし、企業収益とGDP主義という国富拡大の有機体のなかに諸国民を閉じ込め、人類を「世界人権宣言」から遠ざけるものであった。

「経済成長」論は現代の社会有機体論として、19世紀のそれとは格段に異なる複雑な諸条件のもとに設定されている。1945年以降、間主権国家システムの頂点に核武装があり、それを平時化するべく、底辺には原発が拡散されている。こうした頂点と底辺の中間項に「経済成長」論が位置づけられ、両極をつなぐようになった。すなわち、〈核兵器—経済成長—原発〉という3点セットの中に「経済成長」は接着剤として頂点と底辺を結合させる機能を遂行するようになっていく。それは、19世紀の社会有機体論が想像もしなかった新しい条件である。こうした3点セットのもとで「経済成長」を持続するためには、核兵器による抑止力を維持しつつ、他方で原発を広げなくてはならない。

冷戦が終わった時、この構図は変化するかと思われたが、そうではなかった。9・11のNYツウイン・タワーへのテロ事件を契機として、世界は再度リスクの高い状況に対峙しなくてはならず、「新しい戦争」が始まったとされたからだ。3・11フクシマ原発事故を経てもなお、頂点の核兵器と底辺の原発に挟まれて「経済成長」は持続されようとしている。

〈核兵器—経済成長—原発〉という3点セットは不可分である。この構図は、経済的な豊かさを追求する人々が、頂点と底辺にどのような暴力を内在させているかを明示する。社会有機体論の現代的状況である。

この3点セットが経済成長論が提起された頃に出来上がったのは、偶然ではない。若干の思想史的事項をつけたす。本稿の視角から戦後日本の思想を振り返るとき、ひとつの分岐点を理解することができる。それは、丸山眞男

の作為＝主体性論が下村治の高度成長論と並列した時点の問題性だ。これらが並列後、丸山眞男の作為＝主体性論が衰退し、日本は経済成長を謳歌する時代を迎える。「政治の時代から経済の時代へ」の転換が指摘された。だが、どうして丸山理論が経済成長という事態を前にして衰退したのか、その理由はいまいである。実は、この問題はこれまで必ずしも明晰に把握されてこなかった。当の丸山は経済成長論に関する論文を書かなかった。しかし、ある対談で経済成長に言及したやりとりが残っている。鶴見俊輔が「昭和35年以降の、手から口へ、でなくなった状態での（労働者の政治的）無関心については、どういうふうに考えられますか」という問いを投げかけたのに対して丸山はこう答えている。「そもそも高度成長をまったく見越してないんですから、これは最も誤った点です。こんなに豊かになるとは思いもよらなかった」<sup>29)</sup>。

なるほど、1960年代以降の高度成長があれほど急速で、驚異的であったことを「予測」することは、当の下村にさえ、できなかった。ゆえに経済学の専門家でもない丸山にとって、それが「最も誤った点」であるというのは、やや性急な自己批判であるように見える。丸山は、それでも「経済成長」が予想以上の豊かさをもたらし、日本国民の多くが政治的無関心に陥り、労働組合運動は高度消費社会に埋没するかもしれないという点のある程度想定していたとも弁解している。

だが、このやりとりには、まだ未解明の論点が隠れているのではなかろうか。というのも、豊かさが予想以上に展開して、国民の多数が「手から口

29) 丸山眞男『自由について：七つの問答』編集グループ〈SURE〉、2005、70～71頁。中野雄『丸山眞男 人生の対話』文春新書、2010。中野は、丸山眞男と下村治を二人の師として無媒介にあげている。もし、丸山を作為＝主体論、下村を経済成長論と置いた場合、前者は「する」の論理、後者は「なる」の論理と特徴づけることができる。丸山は経済成長論の背景に社会有機体論が流入している点について必ずしも十分自覚的ではなかったが、中野も気づいていないようだ。社会契約論と社会有機体論の相克という一種の思想史的問題は、このように時代の節目に何度も形態を変えて現れる。戦後史も例外ではなく、我々は現在もなおこのなかにあると言ってよい。

へ」の生活から解放されたならば国民は脱政治化するものだろうか。丸山は、ぎゃくに豊かさがもたらされれば、ひろく社会運動の余地が広がり、もっと戦後革新運動が活発になるとも思っていたのである。だから彼は、一方で豊かさが脱政治化を生み出す可能性と他方で政治化を生み出す可能性を、いわば両義的に考えていたが、前者が後者を圧倒する理由をもう少し思想的につかむべきであったろう。

すると、豊かさが脱政治化をもたらしたとすれば、それはこの豊かさの展開の仕方の中に何か国民を眠り込ませる要素が隠れていたからではなかろうか。私たちも、丸山と同じように、社会契約論＝作為説に期待をもち、この作為説が徐々に状況に押し負け、敗退していく本当の理由を探しているのである。丸山自身は「精神構造としての天皇制」に根拠を見出したようである。だが、経済成長の予想以上の成功が、作為説＝主体性論を押しとどめた壁になっていたとすれば、それは経済成長が予想以上に国民を豊かにしたからではなく、豊かになるそのなり方に何か固有のものが含まれていたからではなかろうか。

「経済成長」に関する丸山の数少ない発言を見る限りでは、彼は「経済成長」論が社会有機体論の再生であることにどうやら気づいていない。だが歴史的な事例を引けば、フランス革命後、啓蒙思想家の社会契約論は社会学者の建てた社会有機体論に敗退した。日本では、自由民権運動は加藤弘之らの社会進化論＝国家有機体論に敗退した。そしてまた、戦後の社会契約論者＝作為説の丸山眞男は、下村理論に徐々に押し負けていったとは言えないであろうか。戦後世界の「世界人権宣言」と「国際人権規約」が世界戦略としての経済成長政策に押し負けていったのも、実は同列の問題であったのではないか。すなわち、社会契約論的な理論が繰り返し社会有機体論の最新版によって駆逐されるという理由がここに共通に横たわっているのである。

おそらく、それを反転させることは容易ではない。だが、個人と集団（企業と国家）をあまりにも予定調和的にとらえる「経済成長」論の社会有機体

論的性格を検討し、分析していく道が地味な作業として存在するよう思える。とりあえず本稿から引き出しうる理論的な課題は何か。「経済成長」論と批判的に対決するべく、啓蒙思想、自由民権運動、戦後民主主義の限界を超える、より根源的で現代的な社会有機体論批判の論理を構築することである。それは、まだ十分にやり遂げられておらず、ようやく人々がその必要性に気づきつつある、現代思想のもっとも根源の課題にほかならない。

## Historical Origin of 'Economic Growth'

TAKEUCHI Masumi

The concept of 'Economic Growth' of modern economics was made in around 1950s. But we can trace it back to the concept 'Social Growth' in Herbert Spencer. He used it in the first volume of 'Principles of Sociology' at 1876. 'Social growth' means the process of evolving societies in which massive population compound or recompound from hords to relatively bigger societies. He thought a society as an organism. Therefore he thought an analogy between society and organic body like plant and animal. The idea 'growth' comes from the analogy.

I analyze the two influential lines in economic theories. One is the process from Spencer, thorough Carl Menger and Friedrich von Wieser, to Friedrich Hayek and Milton Friedman. Another is the process of evolutionistic philosophy given by Spencer who directly visited U. S. A. in the end of 19th century. It seems that even W. W. Rostow accepted the evolutionistic view about national economy from American context after Spencer's visit.

We can understand economists in these two lines share an idea that market is an organic body. On the one side market consists of competitive individualism. On the other side market consists of organism. These can be not in contradiction. Originally this view of market was built by Spencer.

We can conclude that the idea of social organic body originally made in sociology have been penetrated in economic theory after WWII. until today.

Keywords : economic growth, Herbert Spencer, social growth,  
social organic body, competitive individualism

# 障害者の地域生活支援体制の 構築に向けて

—— スウェーデン・カールスタッド・コミュニオン  
における実践を手がかりに ——

清 原 舞

**キーワード：障害者福祉，地域生活支援，意思決定支援，  
スウェーデン，カールスタッド**

はじめに

第1節 スウェーデンにおける障害者福祉政策の展開

1-1 「保護」から「権利」へ

1-2 当事者主体の政策

第2節 カールスタッド・コミュニオンの実践

2-1 カールスタッド・コミュニオンの障害者福祉政策の現状

2-2 カールスタッド・コミュニオンの実践

2-3 障害者の生活支援における課題

第3節 日本の障害者福祉における課題と障害者の生活支援の捉え方  
おわりに

はじめに

筆者は、2005年6月から2006年6月までスウェーデン留学の機会を得て、スウェーデンにおける障害者福祉政策の現状について学んできた。ま

た、2009年からスウェーデン・カールスタッド大学社会科学科教員との学術交流を通して、現地でのインタビュー調査や社会福祉政策の発展について学び、日本との相違や課題を追究してきた。まず、2005年から2006年のスウェーデン留学の経験を基に、障害者とその家族を支えていくための支援の方向性について考察を行った<sup>1)</sup>。次に、日本におけるスウェーデン社会福祉研究について、先行文献を基に跡づけ、筆者の研究の位置づけを明らかにした<sup>2)</sup>。また、スウェーデンの障害者福祉サービスについて翻訳を行い、障害者福祉サービスの現状を紹介した<sup>3)</sup>。2010年には、知的障害者の当事者団体であるスウェーデン全国知的障害者協会 (Riksförbundet För barn, unga och vuxna med utvecklingsstörning: FUB) を訪問し、その活動の紹介を通して、日本における知的障害者の権利擁護についての課題を検討した<sup>4)</sup>。2011年には、スウェーデンにおける障害者のための行動計画 (2000年策定) について、2009年に作成された行動計画の報告書を基に今後の障害者福祉政策の方向性を論じた<sup>5)</sup>。さらに、それまで焦点が当てられることが少なかったスウェーデンの身体障害者福祉政策について、その歴史的な発展を通して、政策の充実に向けての取り組みを明らかにした<sup>6)</sup>。

以上、研究を進めていく中で、スウェーデンの障害者福祉政策をみると、1994年、機能障害者のための援助及びサービスに関する法律 (Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade : 以下LSS法) の施行後、障害者の生活の場は、「施設」から可能な限り「地域」へと変わり、ノーマライゼーション原理<sup>7)</sup>を具体的に実践していることが確認された。日本において

---

1) 清原 (2009) 参照。

2) 清原 (2010) 参照。

3) オーケ・エルメルほか編/清原訳 (2010) 参照。

4) 清原 (2011a) 参照。

5) 清原 (2011b) 参照。

6) 清原 (2012) 参照。

7) 花村 (1994)、河東田 (1998) が詳しい。知的障害者の生活条件を可能な限り障害のない人と同じ生活条件にするというノーマライゼーション原理は、世界に拡がり、障害分野だけでなく、すべての人に幅広く使用されている。河東田

は、2014年に、障害者の権利条約が批准され、障害者の権利擁護を目指した政策を試みようとしている。その具体的な試みとして、障害者総合支援法により、障害の有無に関係なく、「個人」として尊重されるという理念の下、障害者支援が展開されるようになったとされている。しかし、当事者の意思が尊重された支援が実践されているのかというと、管見するところ、現状は厳しいと言わざるを得ない。

本稿では、LSS法施行後、20年以上経ったスウェーデンにおいて、コミュニティ<sup>8)</sup>がどのように障害者の地域生活支援に取り組んでいるのかについて、筆者が2013年に訪問したカールスタッド・コミュニティにおける実践を中軸に、日本の障害者福祉の地域生活支援の今後の展望およびその方向性について再確認することを目的としている。

まず第1節で、スウェーデンにおける障害者福祉政策について、その歴史の変遷を概観し、保護の対象であった障害者を、権利の主体と捉え、政策の転換を図ってきたのかを明らかにする。また、障害者の生活の場が地域へと変化し、どのようにノーマライゼーション原理の具現化を目指しているのかを確認する。

2013年3月、筆者はカールスタッド・コミュニティの障害福祉課を訪れ、障害者の生活支援について当事者へのインタビューや日中活動の場、住宅等の見学を実施した。そこで第2節では、カールスタッド・コミュニティにおける障害者の地域生活支援について具体的な事例を中軸として検討を深める。

最後に第3節で、カールスタッド・コミュニティの実践を手がかりとして、当事者主体の地域生活支援の構築に向けての課題及び方向性を提示し、日本の障害者の地域生活支援体制の構築の可能性を探究したい。

---

は、1959年法制定に尽力を尽くしたバンク・ミケルセン (Neils Erik Bank-Mikkelsen, 1919-1990) は、1940年代半ばからのスウェーデン社会庁で議論されていたノーマライゼーション原理に注目していたと指摘している (河東田(2013))。

8) コミュニティとは日本の市町村に相当する。その業務は、社会福祉サービス、義務教育、住宅・土地政策、環境、余暇活動など多岐にわたる。岡沢 (2009) を参照されたい。

## 第1節 スウェーデンにおける障害者福祉政策の展開

### 1-1 「保護」から「権利」へ

スウェーデンにおける障害者福祉政策は、1960年代まで保護政策が主流であり、障害児・者は、家族と離され、大規模入所施設で隔離されながら生活することが当然であると考えられていた。障害のある子どもは全員就学の権利が保障されていなかった。また優生思想の影響も受け、本人の意思に関係なく、不妊・去勢手術がなされていた時代であり、そうすることが障害者にとって最善の援助であると考えられていたのである。1946年の障害者雇用検討委員会で話題になったノーマライゼーション原理は、1960年代に入るまで政策と結びつかなかった。

その後、「福祉国家の黄金時代」と形容される1960年代は、最も充実した社会保障政策がとられ、すべての国民が「安心して暮らせる」福祉社会形成のための本格的な社会福祉改革が模索されはじめた。前述したノーマライゼーション原理が、障害者福祉政策に結びつき、実践されるようになったのである。

1965年、身体障害児等のための生徒寮に関する法律（Lag om eleven för vissa rörelsehindrade barn m.fl.）の成立により、身体障害児に教育を受ける権利が認められ、コミューンは身体障害児に対して基礎学校や特別学校（寮制度）で教育を提供しなければならないと規定された（第1条）。また、特別学校における寮は、身体障害児のニーズに応じて、必要なサービスを提供しなければならないと規定された（第2条）<sup>9)</sup>。さらに身体障害児に対して、学校で児童を支援するパーソナル・アシスタンス・サービスが提供されるようになった。サービス提供者は、児童について学校に行き、トイレ介助や食事介助を行ったり、ノートテイクも行ったりしていた。視覚障害児は、

---

9) NotisumsLagbok（スウェーデンの法律検索サイト）：<http://www.notisum.se/>（検索日：2015/08/26）を参照。

手話の訓練を受けたサービス提供者を利用することができた<sup>10)</sup>。

また、ノーマライゼーション原理を盛り込んだスウェーデン初の知的障害者の権利法と言われる知的障害者特別援護法（旧援護法）が1968年に施行された。同法では、障害者も可能な限り、一般の人々と同じような生活のリズム、生活環境、経済水準を維持し、特別なサービスを受けながら、一般社会で生活できるように、住居・教育・労働・余暇など日常生活のあらゆる面での改善を具体的にはかることが目的とされた。

知的障害者特別援護法施行後、施設から地域のグループホームへと生活の場の変化が少しずつなされるようになると、知的障害者特別援護法の問題点が指摘されるようになった。政府は1973年に「ケア調査委員会」を設置し、ノーマライゼーション原理に基づく、より具体的な実態にみあう新法の作成に向けて動き出すことになった。こうした中、1981年に「ケア調査委員会最終報告書」が提出され、同年、保守連立内閣の政府案として「知的障害者等特別援護法（新援護法）」が提案され1985年成立した<sup>11)</sup>。旧援護法で指摘された問題点を解決するために、対象者枠を広げ、「知的発達が遅れている人のみならず、成人に達してから脳疾患や肢体不自由・病弱のために、重篤かつ恒久的な知的障害をもつようになった人々（15歳以上の中途障害も含む）や幼少期に精神疾患（自閉症等）にかかった人々」とした。新援護法は、対象者の自己決定権や入所施設および特別病院の解体の方針を初めて明示したとされるが、新援護法による入所施設解体の方針やサービス内容を具体化していくには、実現が困難であることが認められ、施行の半年後には、法改正のための準備委員会が発足した。

このように施設から地域へと生活の場が変化し、法律も障害者の権利を認めるよう変化していったのである。そして、1980年代より、当事者運動も

10) アドルフ・D・ラッカ/河東田博ほか訳（1991）, p28.

11) 高島（2007）, pp125-126.

活発化し、1983年12月、ストックホルムで自立生活運動セミナー<sup>12)</sup>が開かれた。その結果、翌年ストックホルム自立生活協同組合 (STIL)<sup>13)</sup>が、重度身体障害者のためのパーソナル・アシスタンスの選択肢を増やすことを目的として設立された。STILは、それまでのThe Fokus Society<sup>14)</sup>が考えたような住宅とサービスの一体型ではなく、住宅とサービスをそれぞれ別に提供することを主張した。そして、パーソナル・アシスタンスの費用は、当事者にコミュニケーションや政府から支払われ、当事者が自分の選んだアシスタンスからサービスを受けられるようにするべきであると主張した。

一方、スウェーデン全国知的障害者協会 (FUB) も、当事者の意見として新援護法に規定している障害者の労働、教育、年金の問題点について言及し、政府に働きかけた。その結果、新援護法は廃止され、新しい法律を作るための準備が整備され始めた。このような当事者からの主張や活動が後のスウェーデンにおける障害者福祉政策に大きな影響を与えたといえる<sup>15)</sup>。

## 1-2 当事者主体の政策

1980年代からの法律改正の動きは、1990年代に入り、より強く障害者の権利を保障し、自己決定を尊重したものへと変化していく。その具体的な法律が、障害者にとって画期的であったといわれる、前述したLSS法の施行で

---

12) 1983年12月、自立生活運動セミナーが3日間にわたってストックホルムで開催された。アメリカやイギリスからも当事者団体の設立者等が参加し、100人を超える参加者だった。参加者はパーソナル・アシスタンス制度の必要性を訴えた。Adolf D Ratzka (2003) を参照されたい。

13) STIL (Stockholm Cooperative for Independent Living) は、アメリカの自立生活運動に大きな影響を受け、スウェーデンにおいて障害者の自立生活を展開する当事者団体として発展した。スウェーデンの障害者福祉政策に大きな影響を与えてきた当事者団体であると同時に、アシスタンスを利用する障害者の協同組合の役割も担っている。<http://independentliving.org/docs3/stileng.html> 参照。

14) The Fokus Society (フォーカス共同体) とは1964年に、重度の身体障害者に対して住居、ケアサービス等を提供することにより、地域での生活を可能にすることを目的として設立された。詳細は、清原 (2012) を参照されたい。

15) 清原 (2011a) 参照。

あった。新援護法と身体障害児等のための生徒寮に関する法律を統合する形で制定されたLSS法は、障害者の社会参加を可能にし、当事者の意思が反映された自己決定を可能にする支援の実現を根本的な目的としていた。LSS法は、対象者を「①知的障害、自閉症、あるいは自閉的傾向を示す人、②成人後、事故や疾病、脳出血等による脳傷害で、永続的に一定の知的能力に機能障害を有している人、③上記以外で、日常生活に支障をきたし、その結果、援助・サービスを必要とする身体的又は精神的に継続的な機能障害を有する人。通常の高齢化による機能障害は除く。」というように規定し、以前の法律では対象とされていなかった、身体障害、視覚・聴覚障害、その他の機能障害も含まれるようになった。

LSS法と同時期に「介護手当に関する法律（Lag om assistansersättning=LASS法）（以下LASS法）」も施行された。LASS法では、LSS法の第5条で規定されている「生活条件の平等化と社会参加の奨励」を具体的に制度化した法律であり、重度の障害があっても障害のない人と同じように生活する権利があることが認められたことを示している。障害者のニーズに合わせ、生活全般、就学及び就労、余暇活動等における支援が行われ、援助内容も障害者の希望に合わせて決定されると定められている。LASS法による対象者は、65歳以下の重度障害者で、1人で生活している人、家族と生活している人、またLSS法第9条のパーソナル・アシスタンスによる日常生活援助を受ける権利があり、週に20時間以上の援助が必要な人である。パーソナル・アシスタンスに係る費用は、1週間に20時間以上の支援が必要な場合、政府が負担し、20時間以下の支援で十分な場合は、コミュニティが負担するが、2年ごとに再審査・再決定が行われる<sup>16)</sup>。なお、LASS法では、障害者の自己決定を尊重するという視点から、パーソナル・アシスタンスを当事者が雇用することも可能になった。

LSS法、LASS法が施行された1994年、障害者の権利を保障するため、ハ

16) Bengt Olof Bergstrand(2005), pp 66-75.

ンディキャップ・オンブズマン法が施行され、ハンディキャップ・オンブズマンが設置された。これにより、ハンディキャップ・オンブズマンは障害者の権利を守り、1993年に国連によって制定された「障害者の機会均等化に関する基準規則」が国内で遵守されているかどうかを監視する役割を担うことになった<sup>17)</sup>。

その後、1996年に国会で入所施設解体法が承認され、すべての入所施設の解体期日が1999年12月31日と決められた。それまでにすべての入所施設を解体することとされ、障害があっても地域でグループホームや特別支援付きのアパート等で生活することが当たり前になった<sup>18)</sup>。

生活の場の変化が進むにつれ、障害者の権利擁護を明確に示した政策が進められるようになった。2008年には新差別禁止法が制定され、翌年施行された。新差別禁止法は、平等法（1991年制定）と民族・宗教・信仰上の雇用差別禁止法（1999年制定）、障害者雇用差別禁止法（1999年制定）、そして性的指向上の雇用差別禁止法（1999年制定）のすべてを統合し、より強力な差別禁止法として制定されたものである。この法律の施行により、これまでの差別禁止に関するすべての法律と平等法は廃止された。新差別禁止法においては、第1条で、性差、性同一性障害、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、年齢による差別を禁じ、他の人と同じ権利と可能性を持てるように支援することを目的としている。全6章で構成されており、職場や、雇用、教育現場、社会サービス、病院、保健医療等、日常におけるあらゆる場面の差別を禁止している。

2008年に制定された新差別禁止法の施行と同時に、差別オンブズマン法が2009年1月1日に施行された。差別オンブズマンは、以前から設置されていた人種や民族差別を受けた人の権利擁護のための差別オンブズマン（DO）、性別を理由に差別を受けた人の権利擁護のための平等オンブズマン

---

17) 清原（2012）参照。

18) ヤンネ・ラーションほか/河東田博ほか訳編（2000）, p172.

(JämO)、障害者の権利擁護のためのハンディキャップ・オンブズマン (HO)、同性愛者の権利擁護のための性的指向オンブズマン (HomO) が統一され、再構築されて設置されたものである。差別オンブズマンは、差別を禁止し、マイノリティの権利擁護のために、①情報提供や研修を行うこと、また、行政機関、企業、当事者、当事者組織との連絡を常にとること、②国際動向に従うこと、また、国際組織と連絡をとりあうこと、③調査や開発研究を行うこと、④政府とともに、現状の変化に対応し、また、差別と闘うこと、⑤その他、必要に応じて適切な措置をとることを活動内容としている<sup>19)</sup>。

近年、当事者の意思を尊重し、社会参加を可能にするべく、当事者主体の政策に取り組んでいる。そして、LSS法もそのような時代背景に合わせて、何度も改正され、障害者の権利や徹底したプライバシーの保護、差別禁止をより明確に規定した内容に変化しつつある。今後も障害者の完全な社会参加を目指した取り組みがなされていくだろう。

## 第2節 カールスタッド・コミュニティの実践

### 2-1 カールスタッド・コミュニティの障害者福祉政策の現状

スウェーデン西部に位置するカールスタッド・コミュニティは、人口約87,000人の中規模都市である。豊かな自然に囲まれた地域であり、市民の生活の質が高いコミュニティであるといわれている<sup>20)</sup>。織物などの伝統産業が盛んな地域であり、近年はIT企業の進出が著しい。

カールスタッド・コミュニティは、13の行政局に分かれており、そのうちの1つである介護・福祉局において、社会福祉政策が実践されている。障害者福祉政策については、1993年から大規模入所施設を廃止し、地域生活支

19) 差別オンブズマン (DO) ホームページ：<http://www.do.se/> (検索日：2015/09/10) 参照。

20) SCB (スウェーデン統計局) <http://www.scb.se> (検索日：2015/10/15)。

援を重視する方向で取り組んでいる。第1節で述べたLSS法によるサービスを提供し、障害者の日常生活支援を中心に行われている。コミュニティ内で、LSS法による何らかのサービスを受けている障害者は、607人であり、うち368人が23歳から64歳までである。日中活動サービス（職業がない人または、職業訓練を受けていない人のためのデイサービス）を利用している人が最も多く、次いで、住宅支援、その次にコンタクトパーソン<sup>21)</sup>の支援の順になっていることから、障害者の生活の場は地域で特別支援付きのアパートや何らかのサービスを受けながら自宅でひとり暮らしをし、日中活動としてデイサービスや日本でいう就労支援のような場所に通っていることが窺える<sup>22)</sup>。

障害福祉課においては、日中活動を中心にサービスを提供する部署、グループホームや特別支援付きのアパートなど住宅支援を提供する部署、24時間必要な支援を受けられるパーソナル・アシスタンスと呼ばれるサービスを提供する部署の3つを中心に、それぞれの部署が連携しながら支援が行われている。

パーソナル・アシスタンスは、第1節で述べたように、当事者自身が雇用できる制度であり、コミュニティ、民間、協同組合からパーソナル・アシスタンスを当事者が選択し、日常生活に関わる必要な支援を受けることができる。パーソナル・アシスタンスの部署では、パーソナル・アシスタンスの派遣や情報提供などを行い、住宅支援や日中活動に関するサービス提供を行う部署と連携しながら、障害者の地域生活支援の中核を担っている。

住宅支援においては、18歳以上の障害者を対象に、障害者の生活の場と

---

21) コンタクト・パーソンとは、専門職ではなく、一般の人でこの仕事に興味のある人がコミュニティと契約して、障害者（高齢者）本人に、相談や話し相手のサービスを提供する人のことである。たとえば、グループホームに住む高齢者のコンタクトパーソンは、本人の話をよく聞き、それをケアマネージャーやスタッフに報告することで、援助計画に本人が最も望むサービスを提供でき、より細かな援助ができるようになる。

22) Socialstyrelsen (2015). 参照。

なるグループホーム、特別支援付きのアパートの提供や住宅支援に関する相談だけでなく、障害者が日常生活を行う上で必要な買い物への付き添いや料理を一緒に作る等の支援も行っている。

最も利用者の多い日中活動においては、障害の程度により、音楽、絵画、手芸、カフェ、洗濯、洗車、犬の餌やおやつなどを作る作業、料理、清掃、ガーデニング、福祉機器の洗浄、コンピュータ、水泳、散歩、ダンスなどさまざまな活動プログラムを選択でき、約20ヶ所あるデイサービスセンターでこれらのサービスを提供している。障害の程度が軽い、あるいは将来就労したいという希望がある場合は、カフェや洗車、清掃など僅かではあるが給料も貰える活動に参加している。また自閉症や発達障害等に配慮し、個室でパソコンなどの作業を行うプログラムもある。多様な日中活動の場を提供することにより、それぞれに合ったプログラムを選択することが可能になり、週に3日通うなど個人の意思を尊重した支援が行われている。

このように、他部署との連携や協働関係を保ちながら障害者の生活全体の支援を行い、より個別的な支援を可能にしている。それでは、実際に、障害者の地域生活をどのように支援しているのか事例を通して見てみよう。

## 2-2 カールスタッド・コミュニケーションの実践—事例から—

### ①特別支援付きのアパートに住むAさんの場合

ダウン症候群のAさん（男性、20代前半）は、町の中心部に位置する特別支援付きのアパートで一人暮らしをしている。Aさんが暮らしている特別支援付きのアパートには、12人の障害者が暮らしている。職員は同じ敷地内ではあるが、別の場所で24時間待機し、定期的に見守り支援をしたり、利用者からの呼び出しに応じて支援したりするなど、一人ひとりに合わせた支援を行っている。Aさんは、必要なときに職員に来てもらい、見守り支援として利用している。

以前、Aさんは、日中活動として、障害の程度が軽度から重度の方までを



いる。Bさんは4人のパーソナル・アシスタンスによる支援を常時受けながら、アパートでひとり暮らしをしている。長年、Bさんのパーソナル・アシスタンスをしているFさんが、最もBさんの気持ちを理解し、Bさんの言いたいことを他者に伝えることもある。言葉でのコミュニケーションが困難なBさんにとっては、他者とのコミュニケーションがうまく伝わらず苛立つことが多く、意思を理解してくれるパーソナル・アシスタンスのFさんを非常に信頼している。

Bさんは、1カ月前に、通院やデイセンターに通うことなど日常の利便性を考え、街の中心部に引っ越しを済ませたばかりである。Bさんにとって、週末、郊外に住むボーイフレンドの家に出かけることが楽しみであり、利便性を考えて街の中心部に引っ越したものの、街から約1時間かかるボーイフレンドのところに引っ越したいと考えるようになっていく。「ボーイフレンドとすぐに会えないのは寂しい」というBさんの気持ちをFさんが障害福祉課の職員に伝えてはいるが、今すぐ認めることはできないという。現在可能な範囲でできる支援として、Fさんを含むパーソナル・アシスタンスと連携しつつ、Bさん自身の意思を聴くことが重要であるとし、Bさんの意思を確認し、定期的にBさんと面談を行いながら、今後の方向性を決定していく。

### 2-3 障害者の生活支援における課題

スウェーデンにおいては、地方自治体であるコミューンの役割が大きくなり、障害者福祉サービスに関しても、コミューンの責任の下、サービスが実施されている。LSS法による大枠のサービスは決められてはいるものの、サービス提供については、ある程度コミューンの裁量を認めている。地域生活支援重視となった1990年代からは、より個別支援を徹底する傾向にある。当事者が主体となり、彼らの「何がしたいか」という希望に即しながら支援を実践している。当事者の意思を聴き、当事者自身が自分の意思を伝えることができる場や機会を設けることが当事者主体の支援に繋がると考えられて

おり、それにより、LSS法に規定されている、当事者の自己決定を尊重した支援を具現化しているともいえる。

カールスタッド・コミュニティでは、1993年から大規模入所施設を廃止し、障害者の地域生活支援、特に、住宅支援や日中活動の場の提供という部分に重点を置きながら政策を展開している。当事者一人ひとりの「できること」に着目し、地域での生活の場を保障することを重視した支援を行っているといえる。

事例として挙げたAさんは、障害の程度が軽いこともあり、ADL（日常生活動作）機能も良い。しかし、何らかの支援もなく、一人で生活するということは、Aさん自身にも不安がある。Aさんの苦手な整理整頓や清掃の手順の説明など、職員はわかりやすく図や写真で示し、Aさんが自分でできるように側面的に支援を行っている。Aさん自身が持つ可能性や達成感を引き出すことが重要であると捉えている。また、コミュニティが関係機関・施設と連携しながら支援を行うことにより、Aさん主体の地域生活が可能になるのである。図1「Aさんの地域生活支援の実際」において重要なことは、支援の主体がAさんであり、支援体制の中心にAさんが存在することなのである。

Bさんの場合は、パーソナル・アシスタンスによる日常生活支援が必須となるが、Bさんの意思の確認や他者とのコミュニケーション支援が重要となる。相手の言うことはほぼ理解できるが、自分の意思を伝えることは非常に難しく、思い通りにいかないと感情が不安定になることもあるBさんにとって、長年関係を築いているパーソナル・アシスタンスのFさんが大きな役割を担っている。地域で生活することは、さまざまな希望（～したい）があつて当然である。「ボーイフレンドに会いたい」という思いは、誰もが持つ当たり前な感情であり、特別なことではない。さまざまな希望を引き出しながら、優先順位を決めて支援を行うことが重要である。今回、Bさんの「今すぐ引っ越したい」という希望は、相談に来られた当時の状況においては、実

現が難しかった。しかし、Bさんの意思をコミュニケーションの担当職員とFさんと共に確認し、具体的になぜ実現が難しいのかをBさんに示し、今後、実現に向けて共に考えていくということも必要な支援であるといえる。

Aさん、Bさんの支援においても、障害者をひとりの人間として尊重し、彼らの声を拾い上げることを重視している。これまでのFUB（スウェーデン全国知的障害者協会）やSTIL（ストックホルム自立生活協同組合）などの当事者団体による活動の経緯もあり、障害者の社会参加や意思決定を意識した支援が実現されつつある。日中活動プログラムも選択肢を増やし、一人ひとりに合ったプログラムを選ぶことができるようになっている。また、当事者自身に、利用しているサービスや雇用しているパーソナル・アシスタンスのサービスが適切かどうかや満足しているかどうかなど、サービスの質を問う試みも行っている<sup>23)</sup>。そのような取り組みにより、当事者主体の支援が可能になる。旅行や外食など、週末行う余暇活動プログラムも多種多様であり、障害者もごく当たり前に日常生活を送ることができるように支援を行っている。

しかし、障害の程度の軽いAさんのように活発に外出し、友人関係を作れる場合は、日常生活に対しても「楽しい」と言えるが、Bさんのように障害の程度が重度の場合、意思を伝えられる相手も限られている分、苛立ちやストレスも強く感じる。Bさんの「寂しい」という気持ちは、自分の思い通りにならない生きづらさを抱えているといえる。当事者の意思を尊重するという支援は、行き過ぎると、干渉しないという行為に繋がり、言葉でのコミュニケーションが困難な場合には、放置となる危険性もある。カールスタッド・コミュニケーション障害福祉課においても、言葉でのコミュニケーションが困難な場合が最大の課題となるというように、現状では、Bさんのようなケースには、当事者の思いを確認するということが最大限の可能な支援とされている。

23) Attityd i Karlstad AB (2013) 参照。

また、個別支援を重視する一方で、サービスの質をどれだけ良い状態で提供できるかという課題も残されている。一人ひとりに合ったサービスを考え、提供しているとはいえ、当事者が生活を楽しめるように支援していくことは非常に難しい。施設で管理された生活を送っていたときは決められたことを決められた通りにするだけでも支援ができていたが、地域で生活することが当たり前になってくると、多様な生活スタイルや希望が出てくる。一人ひとりのニーズは異なるのである。さまざまな機関・施設などとの連携や他職種との協働の強化が今後ますます必要になるといえる。

### 第3節 日本の障害者福祉における課題と障害者の生活支援の捉え方

以上において明らかにしてきたように、スウェーデンの障害者福祉政策は、当事者を保護する時代から当事者主権の時代へと変化しつつあり、コミュニケーションにおける障害者の生活支援の実践でも、当事者を中心に、障害者の意思を聴くことが当然の課題となってきた。すなわち、障害者の生活を支援していく上で、当事者の意思決定を支援することは必要不可欠なのである。

日本においては、1998年の社会福祉基礎構造改革の議論以降<sup>24)</sup>、障害者福祉政策に関しても「利用者主体」「自己決定の尊重」という言葉が随所にみられるようになった。また、障害者総合支援法では、障害者の地域生活支援の充実を図る施策がみられ、当事者の意思を尊重した支援のあり方が問われるようになりつつある。しかし、障害者の生活実態は、収入の少なさや日常生活における生活のしづらさを日々感じるなど、一人ひとりが抱えているニーズは多いにもかかわらず、地域生活支援を推進する施策にそれらが反映されているとは言えない。私達にはごく当たり前である、ノーマルな日常生

24) 国民の生活スタイルの変化や多様なニーズに対応すべく、社会福祉制度の見直しについての議論が1997年から始まった。①措置制度から契約制度への転換、②福祉サービスの質の向上と効率性の確保、③多様な事業主体の参入、④地域福祉の推進、⑤サービスの透明性の確保などを掲げ、2000年に社会事業法が社会福祉法に改正され、介護保険法、障害者総合支援法へと繋がっていく。

活、すなわち、通学・通勤、余暇などが障害者には制限された状態であると言える。

そのような状況を打破し、障害者の生活支援システムを構築していくことに向けて、カールスタッド・コミュニティにおける実践を手がかりに、障害者の生活支援にかかわる重要な論点をまとめておくことにしよう。

#### (1) 支援を受けた意思決定 (Supported Decision Making)

障害者の生活支援を実践するに当たり、最重要であるのが、当事者の意思に沿った支援である。カールスタッド・コミュニティにおいても、支援するに当たり、重要視していることは、当事者が「何をしたいのか」という意思であり、今すぐ実現が不可能であっても当事者の気持ちを聴くことが重要であるとされている。言葉によるコミュニケーションが困難な人のためには、多様なコミュニケーション機器の開発やピクトグラム<sup>25)</sup>などの視覚に訴えるコミュニケーション方法など一人ひとりに合わせた方法を提供するようになりつつある。また、コンタクトパーソン、パーソナル・アシスタンスによる意思決定の支援が実践されているが、特定の支援者だけが常に関わるのではなく、多様な専門職と協議の場を設けるなど開かれた支援を行っている。特定の支援者だけが常に関わっていくと、いつの間にか当事者の意思ではなく、支援者の意思にすり替えられてしまう可能性や支援者にとっても重圧になる場合もあるからである。

北野(2015 : 164-167)は、意思決定・表明について「①第1原則 (エンパワーメント支援の原則) ②第2原則 (意思表明支援の原則) ③第3原則 (自己覚知と民主的討議の原則) ④第4原則 (支援者の見守る自由の原則)」という4つの重要な原則を述べている<sup>26)</sup>。スウェーデンでは既にこの4

25) ピクトグラムは、絵文字や絵単語とも言われ、広くコミュニケーションの手段として使用されている。

26) 北野 (2015a), pp164-167.

つの原則に基づいて実践されていると思われるが、意思決定支援を検討していくに当たり、これらの原則を重視していくことが必要であるといえる。

## (2) 多様な選択肢と情報の提供

(1)とも関連してくるが、多様な選択肢を増やすことが必要である。カールスタッド・コミュニケーションにおいても、日中活動の場は20カ所あり、どのようなプログラムを選ぶかは当事者が決めることができる。活動プログラムは「作業」「就労」「訓練」というよりは、ごく当たり前に、日々の生活を楽しむことを目的としている。情報についても、知的障害者等が理解しやすいように作られたLL本（スウェーデン語でlättläst：簡単に読めるという意味）<sup>27)</sup>及びDVDを活用したり、インターネットの普及に伴いホームページにアクセスしやすいように工夫をしている。また、法律や制度についての情報提供も当事者及びその家族にとって必要不可欠であり、コミュニケーションの職員や専門職が図や写真を用いながら情報を提供している。

日本においては、当事者主体を支援の中心に検討していくことが今後の課題となるであろうが、「当事者が選ぶ」ということが根底になれば、情報を正確に提供し、多様な選択肢を考えていく必要性が出てくるであろう。現状では、日中の活動プログラムについても未だ障害者に何かをさせなければならぬと考え、手が思うように使えない、高齢になり作業はできなくなったなど障害の程度が重度や高齢障害者となると何もすることなく、無目的に過ごし、結果、食事まで寝ているだけになってしまうケースも多々ある。生活に意味を見いだせなくなると、障害の有無に関わらず、無目的になり、やる気が失せてしまうことを、支援者は再確認していかなければならぬだろう。高齢になっても、障害の程度が重くても、音楽を聴いたり、人と触れ合う場を設けたり、人として、私達が普通に望む過ごし方を探っていくことが必要である。多様な選択肢や情報の提供ということは、障害者の社会参加を

27) 日本でもLL本（エルエル本）として知られている。

支えていく方法であるという点について、さらに検討を進めていく必要があるだろう。

### (3) 権利擁護システムの構築

障害者の地域生活を支援する上で、障害者の権利擁護システムを構築する必要がある。スウェーデンにおいては、LSS法によって、15歳以下の児童あるいは知的障害者、精神障害者等の権利を保障するため、成年後見人として「Vårdnadshavare」、 「God man」、 「Förmyndare」 「Förvaltare」の制度を規定している<sup>28)</sup>。4つの制度は類似の制度ではあるが、「Vårdnadshavare」と「Förmyndare」は18歳未満の児童を対象とし、「God man」と「Förvaltare」は18歳以上の成人を対象としたものということと、「Förmyndare」と「Förvaltare」の方がより強い権限を持ったものという違いがある<sup>29)</sup>。また「God man」になるには特別な資格はなく、裁判所が適切であると判断し、任命することができる<sup>30)</sup>。日本のような財産管理を主とする成年後見制度より障害者の多様なニーズに柔軟に対応できるシステムである。

日本においては、成年後見制度の利用者数は184,670人（平成26年1月から平成26年12月末）になり年々増加傾向にある<sup>31)</sup>。親亡き後を考えて、知的障害者の利用ニーズが高まりつつあるが、依然、財産管理に限定したままであり、多様なニーズに対応していない。生活支援の一つとして、障害者のニーズに密着した制度として利用できるようにしていくべきであろう。権利擁護システムの構築については、非常に弱いと言わざるをえない現状であるが、今後、障害者の権利を強化し、当事者主体の支援に転換していくためにも、権利擁護システムについて見直していく必要がある。

28) 清原(2011 a), pp299-300.

29) Bengt Olof Bergstrand(2005), pp23-24.

30) 仲村優一ほか編(1998), p275.

31) 最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況—平成26年1月から12月—』

#### (4) 当事者中心の生活支援システムの構築

スウェーデンにおいては、障害者を生活者として捉え、様々な機関や専門職が連携しながら支援を展開している。第2節で紹介したカールスタッド・コミュニティにおける事例のように、生活者である障害者は自身の思いを主張することが可能であり、それぞれの生活場面において役割を遂行している。当然、個人が必要とする支援をコミュニティや専門職から受けながら生活しているわけであるが、ここで重要になるのが、主役は誰なのかということである。障害者が受け身で支援を受けているというわけではなく、生活主体として捉え、さまざまな機関・専門職等が連携し、障害者が「何をしたいのか」を中心に、支援の仕組みを構築している。

北野（2015：58）は、「生活支援」の定義において次のように述べている。「多くの認知症高齢者や知的障害者や発達障害者や精神障害者の主要なニーズそのもの」に対応するものであり、「見守りや外出支援や社会参加支援の重要性は言うまでもなく、各種の困りごとや金銭管理や虐待等の多様な権利擁護をふまえた意思決定・表明支援のもつ、本人のエンパワーメント支援」を軽視しては実現できないものである。障害者が主体的に、能動的に生活をする人として、社会における様々な役割を演じながら生活し、それを支援していくシステムの構築が求められる。

日本においては、ようやく地域生活を中心とした支援の充実が必要であると認識され、当事者主体の支援は始まったばかりである。まだまだ入所施設での生活が中心となり、当事者主体とは言えない現状を垣間見ることの方が多い。生活の場が施設から地域へと変われば、専門家と言われる職員主導の管理主義的な支援をただ受け身に受けるのではなく、当事者が主体となり、一人ひとりに合った支援を展開することが求められる。今後、障害者を生活者として捉え、生活支援を検討していく際、さまざまな関係諸機関や専門職が連携していく、生活支援のネットワークの構築が必要となる。

## おわりに

スウェーデンの障害者福祉政策は、障害者の権利と社会参加の保障を目指し、現在も取組みが続けられている。これまでは、言葉でのコミュニケーションが可能な障害者は、比較的、意思を尊重されていたが、言葉でのコミュニケーションが困難な場合、専門家主導となってしまう傾向にあった。この十数年の間で、スウェーデンにおいても、さまざまなコミュニケーション手段の開発を試み、当事者の意思を支援することが随所に見られるようになってきている。地域生活支援の視点で捉えたとき、障害者の思いを聴き、その意思に沿った支援が重要になってくるからである。本稿で紹介したカールスタッド・コミュニンの障害福祉課においては、住宅、日中活動、パーソナル・アシスタンスの3部門が協働・連携しながら障害者の地域生活を支援しているが、特に重要視しているのが当事者の意思決定の支援であるといえる。当事者の望む支援を探りながら、出来る限り、一人の人として、当たり前前に生活を営む権利を保障しようと取組んでいるのである。

日本においては、障害者の権利条約への批准や、障害者差別禁止法の施行に向けて、ようやく障害者の権利の保障や地域生活支援に向けて取組みが始まったばかりである。未だ当事者を主体と捉えず、保護の対象としか考えられていない面があるが、今後、当事者の意思を尊重した支援のあり方が問われてくると考えられる。その際、現在の権利擁護システムや地域生活支援の仕組みについて検討していく必要があるだろう。

スウェーデンでは障害者の生活を支える上で大きな役割をパーソナル・アシスタンスが担っているが、日本でも取組みを検討されながらも、未だ制度としては実現に至っていない。今後、日本の障害者の生活を支える取組みを検討していくためにも、スウェーデンにおけるパーソナル・アシスタンスの実践を含む障害者の生活を支えるさまざまな実践について、研究を深めることを課題としたい。

## &lt;参考文献&gt;

Attityd i Karlstad AB (2013). *KBU LSS 2013 : Totalrapport*.

SCB (スウェーデン統計局ホームページ) : <http://www.scb.se/> (検索日 : 2015/10/15)

オーケ・エルメルほか編/清原舞訳 2010 「スウェーデンの社会政策第6章「社会サービスとそれに関連するケアとサービス」」『桃山学院大学社会学論集第44巻第1号』桃山学院大学総合研究所。

岡沢憲英 (2009) 『スウェーデンの政治—実験国家の合意形成型政治—』東京大学出版会。

Karlstadskommun (カールスタッド・コミュニオンホームページ) : <http://www.karlstad.se/> (検索日 : 2015/07/12)

河東田博(1992) 『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション—当事者参加・参画の論理—』現代書館。

河東田博(2009) 『ノーマライゼーション原理とは何か—一人権と共生の原理の探究—』現代書館。

河東田博(2013) 『脱施設化と地域生活支援 : スウェーデンと日本』現代書館。

木口恵美子 (2014) 「自己決定支援と意思決定支援—国連障害者の権利条約と日本の制度における「意思決定支援」—」『東洋大学福祉社会開発研究6号』。

木口恵美子 (2014) 『知的障害者の自己決定支援—支援を受けた意思決定の法制度と実践—』筒井書房。

北野誠一 (2015a) 『ケアからエンパワーメントへ—人を支援することは意思決定を支援すること—』ミネルヴァ書房。

北野誠一 (2015b) 「差別解消法とコミュニケーション等支援」『ノーマライゼーション 障害者の福祉 10月号 第35巻第10号』教宣文化社。

清原舞 (2009) 「障害者の生活保障と生活支援—スウェーデンのコミュニオンでの事例研究に基づいて—」『桃山学院大学社会学論集第43巻第1号』桃山学院大学総合研究所。

清原舞 (2010) 「日本におけるスウェーデン福祉研究」『桃山学院大学社会学論集第43巻第2号』桃山学院大学総合研究所。

清原舞 (2011a) 「知的障害者の権利擁護—スウェーデン全国知的障害者協会(FUB)の活動を手がかりに—」『桃山学院大学社会学論集第44巻第2号』桃山学院大学総合研究所。

- 清原舞 (2011b) 「21 世紀の障害者福祉政策の方向性—2000 年の行動計画とその総括—」『桃山学院大学社会学論集第 45 巻第 1 号』桃山学院大学総合研究所。
- 清原舞 (2012) 「身体障害者福祉政策の歴史的展開」『桃山学院大学社会学論集第 45 巻第 2 号』桃山学院大学総合研究所。
- グンネル・ヴィンランド/吉川かおり監修(2009)『重度知的障害のある人と知的援助 機器—自立の原点を探る—』大揚社。
- 最高裁判所事務総局家庭局(2015)『成年後見関係事件の概況—平成 26 年 1 月から 12 月—』。
- 「施設変革と自己決定」編集委員(2000)『スウェーデンからの報告—施設, 地域生活, 当事者活動』エンパワメント研究所。
- Socialstyrelsen (2015). *Personer med funktionsnedsättning : insatser enligt LSS år 2014*.
- Socialstyrelsen(スウェーデン社会庁ホームページ) : <http://www.socialstyrelsen.se/> (検索日 : 2015/05/25)
- 高島昌二(2007)『スウェーデン社会福祉入門—スウェーデンの福祉と社会を理解するために—』晃洋書房。
- 竹端寛 (2013)『権利擁護が支援を変える—セルフアドボカシーから虐待防止まで—』現代書館。
- DO (差別オンブズマンホームページ) : <http://www.do.se/> (検索日 : 2015/09/10)
- 寺本晃久ほか(2012)『良い支援?—知的障害/自閉の人たちの自立生活と支援—』生活書院。
- 仲村優一ほか編 (1998)『世界の社会福祉—スウェーデン・フィンランド—』旬報社。
- 長瀬修ほか編 (2012)『障害者の権利条約と日本—概要と展望—』生活書院。
- Notisumslagbok (スウェーデン法律検索サイト) : <http://www.notisum.se/> (検索日 : 2015/08/26)
- 花村春樹 (1994)『「ノーマライゼーションの父」N. E. バンク-ミケルセン—その生涯と思想—』ミネルヴァ書房。
- Bengt Olof Bergstrand (2005). *LSS och LASS: stöd och service till vissa funktionshindrade 2005*. Bokförlaget Kommunlitteratur.
- ベント・ニリエ/河東田博ほか訳編(1998)『ノーマライゼーションの原理—普遍化と社会変革を求めて—』現代書館。

アドルフ・D・ラツカ/河東田博ほか訳(1991)『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス—当事者管理の論理—』現代書館。

Adolf.D.Ratzka (2003). *Independent Living in Sweden*. (Internet publication URL: [www.independentliving.org/docs6/ratzka200302b.html](http://www.independentliving.org/docs6/ratzka200302b.html).)

Issues in Building the Social Support System  
for the Disabled :  
Based on a Case Study in Karlstad, Sweden

KIYOHARA Mai

I have been studying Swedish social work for the disabled by researching documents and conducting surveys. This paper aims to explore directions toward building the social support system for the disabled in Japan through studying Swedish social work for the disabled.

First, overviewing the history of Swedish social policy for the disabled, I try to show how living places for the disabled have changed in Sweden since the law for the disabled (Lagen om stöd och service till vissa funktionshindrade) was enacted in 1993. Second, I give a detailed description about actual conditions of the disabled based on a case study which I researched in 2013 in Karlstad, Sweden. Third, referring to results of researches and surveys of Swedish social work for the disabled, I explore some directions toward building the social support system for the disabled in Japan. The social support system should be one focusing on supported decision making for the disabled.

Keywords : Social work for the disabled, Social support,  
Supported decision making, Sweden, Karlstad

# 1970年代におけるフーコー権力論の転換

— 新自由主義的合理性における「真理の形成」—

藤 田 博 文

キーワード：新自由主義，自由主義，真理，競争構造，  
自然的メカニズム

はじめに

第1章 フーコーの統治性研究における問題構成

第1節 フォーディズム的合理性とフーコー権力論  
——N. フレイザーの論考を契機に

第2節 フーコーの統治性研究における問題構成  
——統治を規則づけるものは何か

第2章 規律テクノロジー

——<<normation>>として機能する「真理」

第3章 統治性——「自由」のメカニズムにもとづいた「真理の形成」

第1節 「自然的」メカニズムにもとづいた「真理の形成」  
——自由主義的合理性

第2節 競争構造にもとづいた「真理の形成」  
——新自由主義的合理性

おわりに——「真理の政治学」の新たな展開に向けて

はじめに

1970年代は、グローバルな次元において社会構造が大きく転換した時期であった。今日の社会構造をつかむためには、この社会構造の「大転換

grande transformation」を理解することが、政治的実践においても社会理論においても最重要課題の一つになる。

この20世紀末の転換期は、新自由主義型の経済のグローバル化を制度的次元において準備した時期であり、その意味において、社会構造の転換、いわゆる蓄積体制の転換が引き起こされる契機となった時代であった。1960年代から1970年代にかけて、アメリカをはじめとする先進諸国の経済的衰退に拍車がかかり、それがブレトンウッズ体制を崩壊に導くとともに、この体制と強固に結びついていた戦後ケインズ主義的福祉国家の合理性が漸次的に切り崩され、その機能が縮小していくことになった。またその一方で、1970年代から1980年代にかけて、IMF体制によって制限されていた資本の移動が、アメリカやイギリスをはじめ先進諸国において、原則として自由化されることになった。このような20世紀末の転換期以降、新自由主義的合理化がグローバルな次元で展開していくなか、各国は、これまで実施してきた金融財政政策やそれと密接に結びついていた社会政策に対して大きな変更を迫られることになった。

このような1970年代の大きな転換期を契機にして、自由主義的合理性 *rationalité libérale* と新自由主義的合理性 *rationalité néolibérale* について、権力論、より正確に言えば統治性研究の観点から理解しようと試みた最も重要な研究者の一人として、フランスのM.フーコー（1926–84）を取りあげることができる。彼は、この転換期において、新自由主義の台頭に応答するように、自らの権力論を戦略的に転換していった。彼は、1975年から本格的に展開した、規律テクノロジーを中心にした権力分析を批判的に検討することによって、それを調整や生権力などの諸概念とともに、新たな統治性研究のなかに再編し、その成果を、1977年の研究休暇を経て、1978年と1979年のコレージュ・ド・フランスでの講義において展開した。1978年講義（『安全・領土・人口』<sup>1)</sup>）では自由主義的統治術<sup>2)</sup>、1979年講義（『生政治の誕

1) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population. Cours au Collège de France (1977–*

生』<sup>3)</sup>では自由主義的統治術と新自由主義的統治術とが取り扱われており、それらのどちらもが一冊の単行本として結実しなかったものの、これらの講義録は、フーコーが現代史に取り組むことによって、自らの権力論を再編しようと試みた重要なテキストである。またこれらの講義録は、彼がこれまでの自らの権力論を反省的に捉え直していることから、彼の権力論の全体像を理解するためにも欠くことのできない重要なテキストである。

そこで本稿では、1978年講義録と1979年講義録を中心にして、フーコーが新たに展開しようと試みた統治性研究を取り扱うことにする。とはいえ、これらの講義において統治性という観点から明らかにした自由主義的合理性やその乗り越えである新自由主義的合理性についての綿密な考察は、次の論文の課題としたい。この小論においては、フーコーが1970年代に自らの権力論を展開する際に、彼の権力論における概念構成がどのように転換されたのか、さらに言えば、鍵となる概念、つまり「真理の形成」とその働きがどのように転換されたのかについて明らかにしたい。というのも、まさにこの点を明らかにすることこそが、彼が1978年以降に明らかにしようと試みた新自由主義的合理性についての根本的な理解を可能にするからである。したがって、この小論は、これまでのフーコー論において十分に解明されてこなかった、彼の理論編成の転換を取り扱うことによって、フーコー権力論の全体像を理解するための一つの理論的契機を明らかにしようとする試みである。

---

1978), éd. s. dir. F. Ewald et A. Fontana par M. Senellart, Paris: Seuil/Gallimard, 2004. (高桑和巳訳『安全・領土・人口——コレージュ・ド・フランス講義 1977-78年度』筑摩書房, 2007年)

- 2) 1978年講義では、自由主義的統治術だけではなく、統治性概念、司牧権力、そして国家理性もテーマとして取り扱われている。
- 3) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique. Cours au Collège de France (1978-1979)*, éd. s. dir. F. Ewald et A. Fontana par M. Senellart, Paris: Seuil/Gallimard, 2004. (慎改康之訳『生政治の誕生——コレージュ・ド・フランス講義 1978-79年度』筑摩書房, 2008年)

## 第1章 フーコーの統治性研究における問題構成

### 第1節 フォーディズム的合理性とフーコー権力論——N.フレイザーの論考を契機に

N.フレイザーは、2003年に発表された論文（2008年に加筆修正されて再録）<sup>4)</sup>において、フーコーの権力論を参照点としつつ、「フォーディズム的社会調整様式」から「ポストフォーディズム的社会調整様式」への社会構造の転換について考察した。その際に彼女は、フーコーを「フォーディズム的社会調整様式の大理論家」として位置づけた。彼女は、彼が1970年代に入り本格的に展開する一連の権力論や、1978年以降に展開する統治性研究が、今日的情況から見れば、経験論的観点から、「フォーディズム的社会調整様式」の理論化にとどまるものであると述べている。すなわち彼女は、フーコーを、一方では「フォーディズム的社会調整様式」が衰退した時期に、つまり「OECD諸国が、国家的ケインズ主義を下支えし、このように福祉国家を可能にしていた国際金融の枠組みであるブレトンウッズ体制を廃止した」<sup>5)</sup>時期に、また他方では、新たな社会調整様式が生まれつつある時期に、「フォーディズム的社会調整様式」において大いに機能した規律権力の論理を捉えた理論家であるとみなした。

フレイザーは、この「フォーディズム的社会調整様式」の決定的な特徴を3つあげている。まずはじめに、その特徴は、この社会調整様式において機能するフーコー的な規律権力が、フォーディズム的合理性にもとづいて、あ

---

4) N. Fraser, "From Discipline to Flexibilization? Rereading Foucault in the Shadow of Globalization," *Constellations*, 10(2), 2003. (高橋明史訳「規律訓練からフレキシビリゼーションへ? ——グローバル化の時代にフーコーを読む」『現代思想』31(16), 2003年). Reprinted in: *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge: Polity Press, 2008. (向山恭一訳『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版社, 2013年) ——以下、この文献に関する注は、2008年版の情報を記す。

5) *Ibid.*, p.117 (160頁).

あらゆる社会領域を合理化しようと全体化していくというものである。次に、その特徴は、このフォーディズム的規律が、全体化するだけでなく、「国家的フレーム内での社会的凝縮social concentration」を生み出すというものである。つまり、これまで諸制度においてバラバラに機能していた規律が、フォーディズム的合理性のもとで、相互に密接に関連づけられ、再編されることになる。「社会的なものにおいては、労使関係、ソーシャルワーク、刑事裁判、公衆衛生、矯正、心理療法、結婚カウンセリング、そして教育という諸領域は、それら各々が共通の統治性の文法の上にそれら自身の特性を築く一方で、合理化する諸実践の同じ貯蔵庫から引き出し合うので、相互に浸透しうようになった」<sup>6)</sup>。また「すべてのケースにおいて、この社会的なものは、国民国家と相互に関連し合っている」<sup>7)</sup>。したがって、彼女によると、このフーコー的規律は、フォーディズム的合理性のもとではじめて、社会全体に毛細管状に張り巡らされつつ、あらゆる社会領域を合理的かつ横断的な仕方でも組織化していくことになった。そして最後に、その特徴は、このフォーディズム的合理性を担う主体が、「個人の自己調整individual self-regulation」として機能するというものである。この主体は、「外的権威に直接に従属させられている」主体ではなく、「内的自己統治の能力がある自己活動的な主体subjects」を指している。フォーディズム的規律は、このような「自己管理self-policing」の能力を持つ主体の形成を目指すことになる。もちろん、この「自律的な自己調整」の育成は、諸個人を統制するための手段であり、彼らを規格化normalizationすることに結びついている。その意味で、この育成は「個人を主体化subjectifyすること」を目指したものである。

フレイザーは、フーコーを、このような特徴をもつ「フォーディズム的社会調整様式」の理論家として位置づけるとともに、経験論的観点からは、彼の権力論を用いて、今日の体制を特徴づける「ポストフォーディズム的社会

---

6) *Ibid.*, p.121 (166頁).

7) *Ibid.*

調整様式」を捉えることができないと結論づけた。この新たな社会調整様式は、彼女によれば、次の3つの特徴をもっている。それは、端的に言えば、まずはじめに、「現代統治性の国境横断的性格」、次に、社会的なものの領域の解体傾向とその市場化・民営化、そして最後に、フォーディズム的調整が暗黙裏に志向していた「『人口すべて』の『全般的福祉』」の放棄、さらには「積極的に責任を担う主体agent」、言い換えれば「自分自身の人的資本を最大限有効に運用するための責任を負う」主体の形成と、そこから落ちこぼれた主体に対する「容赦のない抑圧」という特徴である。フーコーは、1984年に死去したため、もちろん彼女が定式化した1989年以降の新自由主義的グローバル化の構造を理論化することができなかった。とはいえ彼は、自らの規律分析の限界を認識しつつ、それを反省的に捉え直すことによって、1970年代の「大転換」、言い換えれば新自由主義的合理性の台頭に応答するように、自らの権力論を統治性研究へと練り上げていった。フーコーは決して「フォーディズム的社会調整様式」の住人ではなかった。このことは、T.レムケや土佐<sup>8)</sup>も認めている。レムケは、この点に関して次のように述べている。

ともかく、フーコーは、実際には、1970年代の前半において支配的な権力技術としての規律に向けられていたところの彼の分析の不適切さ、あるいは少なくともその限界性を認識していた。1970年代の半ばからは——最初の明らかな亀裂がフォーディズム的調整様式において表れたときから——、フーコーには、特に「節約的ではなく」かつ「古風な」権力の形態のように見えていた規律モデルからますます理論的に距離をとっていることを、私たちは認めることができる。この理論的転移の運動を補完するために、統治概念を中心にした新しい問題群が生まれるのである。<sup>9)</sup>

8) 土佐弘之「グローバルな統治性」『フーコーの後で——統治性・セキュリティ・闘争』慶應義塾大学出版会、2007年を参照。

9) T. Lemke, "Comment on Nancy Fraser: Rereading Foucault in the Shadow of

フレイザーが、フーコーの1970年代の試みをフォーディズム的合理性に結びつけて考えていることは、現在性との関連において歴史を描くことを重視するフーコーを考慮すれば、もちろんある意味において正当性をもつものである。しかし彼の試みが、フォーディズム的合理性につながとめられたままであり、新たな合理性を分析するためには、経験論的観点において、その有効性を失っているとする彼女の認識は、正当性をもちえない。とはいえ、彼女の論考をフーコーのそれと重ね合わせて、逐一検討していくことは、生産的であるとは言えない。重要なことは、このようなフレイザーの現代史へのアプローチに触発を受けつつ、フーコー権力論における問題構成の転換の要を捉まえることである。

## 第2節 フーコーの統治性研究における問題構成——統治を規則づけるものは何か

フーコーは、1978年から取り組むことになる統治性研究において、統治実践に関する問題をどのように構成したのであろうか。

---

Globalization.” *Constellations*, 10(2), 2003, p.176. (高橋明史訳「ナンシー・フレイザーにたいするコメント」『現代思想』31(16), 2003年, 44頁) さらに、フーコーは1978年のインタビューで規律について次のように述べている。「権力を維持するためにとても有効であった規律は、その効果の一部を失ってしまいました。先進工業国においては、規律は危機をむかえています」(M. Foucault, <<La société disciplinaire en crise>>, in *Dits et écrits*, III, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.532. (『危機に立つ規律社会』『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ』筑摩書房, 2001年, 120頁))。さらに彼は次のように述べている。「近年、社会は変わり、また個人もまた変わりました。彼らは、ますます多彩で、独創的で、自立的になりました。規律に拘束されない人々のタイプが次第に増えており、それゆえ私たちは規律のない社会の発展を考えなくてはなりません。支配階級は、いつまでも古くからあるテクニクに凝り固まっています。しかし、私たちが将来、自分たちを今日の規律社会から引き離さなければならないことは、明らかであります」(*ibid.*, p.533, 120-1頁)。この引用箇所は、レムケも参照しており、規律に関わるフーコーの時代認識を理解するために重要である。この点に関して注意すべきことは、フーコーが自らの理論構成から規律概念を排除していないことである。1978年講義においては、彼の規律概念は、新たな統治術としての人口統治に結びつけられ、その下位において機能するものとして彼の理論構成のなかに位置づけられることになる。

フーコーの生涯を通じた統一的なテーマは、人間の「主体化—従属化 subjectivation」である。この主体化についてのテーマは、18世紀末に出現した「今日、私たちは何者か」という哲学的問いと結びついており<sup>10)</sup>、この主体化は、主体が実体substanceではなく、ひとつの形式formeであるという考え方を含意した概念である。要するに、これは人間のある種の主体の形式へと転換することを指している。彼は1979年に発表されたテキストにおいて主体性について次のように述べている。

アイデンティティを明確にすることは、60年代以降、学生たちの大きな政治的問題でありました。私は、60年代以降、主体性、アイデンティティ、個性が、重大な政治的問題を構成していると考えています。私の考えでは、アイデンティティや主体性を、政治的かつ社会的な諸要因によって左右されないであろう、根元的で自然的な要素として見なすのは、危険なことです。私たちは、精神分析者たちが取り扱っているタイプの主体性から自分たちを解放しなければなりません。私たちは、自分自身や自分の行いについてのある種の考え方に取りつかれています。私たちは、自分の主体性、自分の自分自身との関係を変えなければならないのです。<sup>11)</sup>

このようにフーコーは、人間を、実体としてではなく、ある種の形式として捉まえようとした。つまり、彼は人間を主体化の様式のなかで捉まえようとしたのである。

---

10) M. Foucault, <<La technologie politique des individus>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994. (石田英敬訳「個人の政治テクノロジー」『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房, 2002年)と, M. Foucault, <<Qu'est-ce que les lumières ?>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994. (石田英敬訳「啓蒙とは何か」『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房, 2001年)を参照。

11) M. Foucault, <<Foucault étudie la raison d'État>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, pp.37-8. (坂本佳子訳「フーコー、国家理性を問う」『ミシェル・フーコー思考集成VIII』筑摩書房, 2001年, 187-8頁)

フーコーは、この主体化の様式を、ある種のタイプの「政治的合理性」を解明することを通じて、明らかにしようとした。さらに彼は、この「政治的合理性」の問題を、「統治性gouvernementalité」というテーマのもとで考察しようとした。

フーコーは、1979年講義の最終講義において、自らの統治性研究の第一命題を提示した。この命題は、統治実践が、ある種のタイプの合理性にもとづいて規則réglerづけられ、測定・評価mesurerされるというものである。この命題は、統治実践を規則づけているものは何かという問い、言い換えれば統治実践にとっての「規則づけの原理principe de réglage」とは何かという問いに結びついている。これは、フーコーの統治性研究を理解する上で、欠くことのできない決定的に重要な問いとして彼の問題構成のなかに位置づけられている。

フーコーによれば、この統治の規則づけのあり方について、18世紀以降、「重要な転換」が起こった。それは、宗教的テキストの合理性や主権者個人の合理性にもとづいて統治を規則づけることから、「統治されている人びとの合理性」、言い換えれば「利害関心の主体sujets d'intérêt」（「経済主体」）としての被統治者の合理性にもとづいて統治を規則づけることへの転換である。より詳しく言えば、これは、「語の一般的な意味での利害関心を満足させるために、諸個人がいくつかの手段を使用する、しかも彼らが望むようにそれらを使用する限りでのこの諸個人の合理性にもとづいて、統治を規則づけること」<sup>12)</sup>への転換である。このように、18世紀以降、被統治者の合理的行動こそが、統治にとっての「規則づけの原理」を構成することになる。

ところで、16-17世紀に現れる国家理性という考え方においては、統治実践は、「私こそが国家であるmoi, l'État」という「自分自身の支配力を最大化する主権者彼自身の合理性」にもとづいて規則づけられていた。もちろんこの合理性は、「力forcesの計算、諸関係の計算、富の計算、支配力puissanceの諸要因の計算」にもとづいていた。さらに、このような「無制限な目標」

12) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique, op.cit.*, p.316 (384頁).

をもつ国家理性（ポリス国家）を制限するために、その外部から「王国の基本法 *lois fondamentale du royaume*」, 「自然法や自然権に関する理論」, そして「契約に関する理論」などが探究されることになった。また、16世紀以前の中世における統治については、「統治する者における賢明さ *sagesse*」, すなわちその賢明さと結びついている「宗教的テキストの真理, 啓示の真理, 世界の秩序の真理」こそが、規則づけの原理としてみなされた。

18世紀以降、大きく転換することになる統治の規則づけのあり方、つまり被統治者の合理性こそが、統治にとっての「規則づけの原理」を構成するという規則づけのあり方について考えるとき、この規則づけに関わる最も重要な働きが、「真理の形成 *formation de la vérité*」である。というのも、真理こそが、統治実践を規則づけるからである。この真理とは、真なるものと偽なるもの、また正常なもの *le normal* と異常なもの *l'anormal* とを分割する基準 *étalon, critère*、すなわち規範 *la norme* を指す。18世紀以降の統治実践に即して言えば、真理は、価格（自然価格ないしは正常価格 *prix normal*）や、統計学的技術によって生み出される人口に固有の諸現象（「正常性 *normalités*」）などを指す。まさにこの真理こそが、統治実践を規則づける原理として、フーコーの問題構成の中心に据えられているのである。

では、この真理は何によって生み出されるのか。それは、上述した被統治者の合理性、すなわち諸個人の「自由」な活動を通じて形成される。この「自由」なるものは、もちろん純粹でむき出しの自由ではない。これは、ある種のタイプの合理性によって形式化された「自由」である。フーコーは、1979年講義において18世紀に現れる自由主義的合理性と、両大戦間期のドイツ<sup>13)</sup>に現れる新自由主義的合理性を取り扱っており、前者において「自由」は、「『自然的』メカニズム」（「自然発生的メカニズム」）にもとづい

13) フーコーは1979年講義において、ドイツの新自由主義だけでなく、フランスとアメリカの新自由主義も取り扱っている。フランスについては、新自由主義的政策の導入をめぐる議論について考察している。

て形式化され、後者において「自由」は、新自由主義的合理性に固有の「競争構造」にもとづいて形式化される。したがって、真理は、このように形式化された「自由」のメカニズムにもとづいて形成され、統治実践を規則づけることになる。

この真理を産出する「自然的」メカニズムや競争構造は、自然に存在するメカニズムではないし、もちろん放置されたものでもない。これらは、それぞれの統治実践に固有の介入の仕方でもって形成され、整備される。だから統治実践は、「自然的」メカニズムや競争構造を導くことを通じて、真理を形成しようと努める。したがって、フーコーが統治性研究において提起した問題構成を次のようにまとめることができる。18世紀以降に出現する統治実践は、諸主体の「自由」な活動のなかから形成される真理（規範）によって規則づけられ、測定・評価されるとともに、このように規則づけられた統治実践は、この統治の体制にとって最適な真理を形成するために、諸主体の「自由」な活動の領域やその諸条件に、直接的かつ間接的に介入することになる、と。この統治実践は、その中心的な機能として、もはや規律テクノロジーのように諸主体の「自由」な活動を制限しようとはせず、逆にそれを「自由」にさせようと努める。というのも、諸主体の活動を「自由」にさせることこそが、うまく統治するための原動力になるからである<sup>14)</sup>。

14) フーコーは、亡くなる2年前に発表した「主体と権力」において、統治の一般的な機能について次のように述べている。「統治は、合法的に構成された、政治的または経済的な従属形式を含むだけでなく、他の人々の活動の可能性に対して実行することを運命づけられた、多少ともよく考えられ、計算された活動様式をも含んでいる。この意味で、統治することは、他者の活動の可能な領域を構造化することである」(Michel Foucault, "The Subject and Power", in H.L.Dreyfus and P. Rabinow, *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, 2nd ed., Chicago: The University of Chicago Press, 1983, p.221/<<Le sujet et le pouvoir>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.237. (山田徹郎訳「主体と権力」『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を越えて』筑摩書房, 1996年, 301頁))。言い換えれば、「権力は自由な主体に対してだけ行使され、また自由な主体が自由である限りにおいてだけ行使される」(*ibid.*)。このように統治は、主体の「自由」な活動に依拠してはじめてうまく機能することができるのである。

フーコーは、このような問題構成のもとで、自由主義的合理性と新自由主義的合理性を解明しようと試みた。この問題構成を検討すればわかるように、統治実践と強く結びついたこの真理の形成こそが、自由主義的合理性であれ、新自由主義的合理性であれ、そして統治性の観点からフーコーが充分に展開しえなかった社会的自由主義的合理性であれ、ある種のタイプの合理性を保証する要になる。言い換えれば、真理が、いかなる場において、いかなる活動において、そしていかにして形成されるのかについて問うことは、ある種のタイプの合理性を根本的に特徴づけることになる。したがって、この真理の形成のあり方は、「真理の政治学」が展開される際の争点となり、その意味で政治的な賭金となるのである。

フーコーにとって「政治la politique」とは、まさにこのような政治的合理性を解明することであった。彼にとっての問題は、もはや伝統的な権力論の図式のなかで、権力と自由を単純に対立させることではなかった。彼にとっての問題は、ある種の「自由」、つまり統治の道具としての「自由」を産出している社会的メカニズムやその諸条件を、まさに合理性をもって明るみに出すことであった。だから権力を批判することは、政治的合理性を批判することであった。また、この政治的合理性の解明を通じてこそ、この合理性が要請する主体化の様式も明らかになる。彼が1980年代に取り組みことになる古典古代思想研究における「自己への配慮」（「自己の自己との関係」）の主題化も、この文脈のなかで捉まえられるべきであろう<sup>15)</sup>。まさに「問題にしなければならないのは、現在対峙している合理性の形式である」<sup>16)</sup>。彼は、

15) 拙稿「M. フーコーにおける『自己への配慮』——〈倫理-政治的〉な自律主体の形成を中心に」『社会学評論』第59巻第3号、2008年を参照。

16) M. Foucault, "Politics and Reason", in *Politics, Philosophy, Culture: Interviews and other writings of Michel Foucault, 1977-1984*, ed. L.D. Kitzman, London: Routledge, 1988, p.84 / <<"Omnes et singulatim": vers une critique de la raison politique>>, in *Dits et écrits*, IV, éd. s. dir. D. Defert et al., Paris: Gallimard, 1994, p.161. (北山晴一訳「全体的なものとの個人的なもの——政治的理性批判にむけて」『ミシェル・フーコー思考集成Ⅷ』筑摩書房、2001年、367頁)

もはやフォーディズム的合理性（網羅的な規律システム）のなかにとどま  
てはいない。

## 第2章 規律テクノロジー——<<normation>>として機能する「真理」

フーコーは、1978年講義を契機に、新たな権力論、いわゆる統治性研究  
を展開しはじめる。彼はこの講義において、これまで展開してきた権力論、  
特に規律テクノロジーに関する研究について、ある意味において「間違っ  
ていた」と指摘している<sup>17)</sup>。彼は、17世紀と18世紀の初頭に、主に学校、作  
業場、そして軍隊において開花し、そこから多くの制度において機能するこ  
とになるこの規律を、監視と矯正のメカニズムとしてつかむことによって、  
それを諸個人すべてに対し網羅的に機能するとともに、個人の振る舞いの最  
も微細な要素にまで働きかける権力として描いた。しかしながら彼は、特に  
18世紀以降に機能する規律に関しては、それを「自由を著しく制限した」  
ものとして描いた点、さらにはそれを「ある人物に付与された特権」として  
描いた点に関して自己批判をした<sup>18)</sup>。また彼は、J. ベンサムが考案したあの  
有名なパノプティコン（一望監視施設、つまり「諸個人の網羅的な監視の形  
式」を備えた建築学的形象）を、施設の中心に据えられた主権者が、すべ  
ての個人に対してエコノミックに主権を行使しうる一望監視メカニズムとして  
描いたが、この網羅的監視という特徴に関して、それが「最も古い主権者の  
最も古い夢」であり、ある意味において「全くの時代遅れである」と自己批  
判をした<sup>19)</sup>。

このような反省的考察は、18世紀の西洋社会に新たに設置された「安全

---

17) フーコーが規律テクノロジーを展開したテキストは、例えば『監視することと処  
罰すること——監獄の誕生』、さらには『性の歴史1 知への意志』や1976年講  
義録『社会を防衛しなければならない』などであるが、後者2つのテキストにつ  
いては、人口調整を機能とする権力（生権力）を提示していることから、そこに  
1978年以降に展開される統治性研究の萌芽を見出しうる。

18) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population*, *op.cit.*, p.50 (58-9頁).

19) *Ibid.*, p.68 (81頁).

装置dispositif de sécurité」(新たな統治テクノロジー)の機能という観点からなされた。この安全装置は、規律テクノロジーが自由を制限するという特徴をもつものに対して、フィジックなプロセス、つまり自然的プロセスを尊重すること、あるいはこう言ってよければ、統治実践の領域内部に「自由」を統合するという特徴をもつ。またこの安全装置は、規律が網羅的監視によってすべての個人を対象とするものに対して、人口に固有の現象を対象にするという特徴をもつ。このようにフーコーは、新たに見出した統治性という観点から、これまで展開してきた自らの権力論を再検討したのである。

規律は、自由を制限するテクノロジーである。フーコーは1978年講義において規律の特徴について次のように述べている。「規律は、定義上、あらゆるものを規制します。規律は何も逃れさせはしません。規律は放任しただけでなく、その原則とは、最も些細なことでさえも、それ自身に任せてはならないということです。規律に対する最も些細な違反は、それが些細であるだけにいっそうの入念さをもって見つけ出さなければなりません<sup>20)</sup>。このように規律は、活動的な身体のどんなに些細なことでさえも、恒常的な監視システムのなかで、コントロールしようとする。また彼は、規律について大いに展開した『監視することと処罰すること——監獄の誕生』において、規律を、活動的な身体の可能な限り細部にまで「微細な強制権」を行使し<sup>21)</sup>、身体の力を恒常的に従属させ、「従順な身体」をつくり出す方法として捉えている。このような細部への専念を一つの重要な機能とする規律は、

20) *Ibid.*, p.47 (55頁)。

21) フーコーは、規律による活動的な身体の細部への働きかけについて次のように述べている。「コントロールの規模。つまり身体を、それが不可分な統一体であるかのように、かたまりとして、大ざっぱに取り扱うことが問題なのではなく、細部において身体に働きかけること、身体に対して微細な強制権を行使すること、運動、身振り、姿勢、速さというまさに力学の水準でこそ、拘束を確実に行うことが問題なのである。つまりこのことは活動的な身体に対する無限小な権力の問題なのである」(M. Foucault, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris: Gallimard, 1975, pp.138-9. (田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社, 1977年, 142頁))。

一種の「政治的解剖学」と結びついている。この政治的解剖学において規律は、いくつかの技術と結びつきつつ、一つの個別性individualitéをつくり出す。その技術とは、身体を空間の編成のなかに位置づけつつ、それを観察可能にするものであり（「空間の配分」）、身体の動き、ないしは身体と身振りとの関係や、身体と客体との関係を綿密にコントロールするものであり（「活動のコード化」）、時間の流れを調整された各段階に編成し、そこに身体を配置し、試験でもってその段階の終局とするものであり（「時間の累積」）、そして諸身体の力を計画的に組み合わせてその力を増大させるために、上の諸技術を用いて装置を構築するものである（「諸力の構成」）。このように規律は、さまざまな技術を活用しつつ、すべての個人の身体の細部にまで恒常的に働きかけることによって、身体の力をコントロールしていく。この意味において規律は、まさに自由の制限として機能する。

では、この規律を規則づけている規範（真理）は、どのような働きをするのであろうか。フーコーは1978年講義において、権力がもつ「正常化normalisation」という機能に着目し、規律を特徴づけるために「規律的正常化normalisation disciplinaire」という概念を提示した。彼は、規律における規範（真理）の位置づけとその機能について次のように述べている。

規律的正常化は、まずはじめに、あるモデル、つまりある結果を考慮して構築された最適なモデルを提示し、そして正常なものle normalはまさしく規範に合致しうるものであり、また異常なものl'anormalはそれに合致しえないものであるということから、規律的正常化の働きは、人々、身振り、行為を、このモデルに合致したものにするよう試みることにあります。言い換えれば、規律的正常化において根本的であつ基本的であるものは、正常なるものと異常なるものではなく、規範normeであります。つまり、規範のもともとの命令的な特徴が存在し、そしてまさにこの提示された規範との関係によってこそ、正常なものとの決定と分割

が可能になるのです。<sup>22)</sup>

このように規律的正常化は、まず出発点に規範（真理）のモデルが位置づけられ、そこから、正常なものと異常なものとの分割へと至るものとして、定式化されている。この規範（真理）は、自由主義的合理性や新自由主義的合理性のように、諸主体の「自由」な活動から、言い換えれば「自由」のメカニズムから形成されるようなものではない。だからフーコーは、この自由主義的合理性や新自由主義的合理性において機能する<<normalisation>>（「正常化」）と区別して、規律主義的合理性において機能する<<normation>>（「規範化」）<sup>23)</sup>という概念を提示した<sup>24)</sup>。したがって、この<<normation>>は、規律に固有の機能であるとともに、規律のまさに「規則づけの原理」を構成するという意味で、彼の規律テクノロジー論（規律主義的合理性）を理解する上で、欠くことのできない重要な概念になる。

最後に、この規律について一つ付け加えておくと、フーコーは、この<<normation>>の機能を提示する以前の『監視することと処罰すること』において、この機能を、「正常化権力 *pouvoir de normalisation*」や「規範の権力 *pouvoir de la Norme*」として定式化した<sup>25)</sup>。規律において重要な役割を果たしているこの「正常化権力」は、正常なものと異常なものを分割するだけでなく、逸脱をなくすという矯正的功能（いわゆる「訓練」）をもっている。この矯正は、「褒賞—制裁 *gratification-sanction*」という2重システムにおいて機能することによって異常なものを正常なものへと導いていく。しかもこの正常化権力は、規律システムにおけるすべての個人を対象とし、すべての個人の正常化を目指す。彼が、規律という「個別化を行う権力」の端緒としてキリスト教文献のなかに見出した「司牧権力 *pouvoir pastoral*」の

22) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population*, op. cit., p.59 (71頁).

23) <<normation>>という語は、フーコーの造語。

24) *Ibid.*

25) M. Foucault, *Surveiller et punir*, op. cit., pp.180-6 (181-7頁).

機能に即して言えば、この正常化は、まさに「各人の救済」と結びついた「万人の救済」を目指すのである<sup>26)</sup>。

### 第3章 統治性——「自由」のメカニズムにもとづいた「真理の形成」

#### 第1節 「自然的」メカニズムにもとづいた「真理の形成」——自由主義的合理性

統治の規則づけの原理は、規律においては、<<normation>>の機能であった。この<<normation>>の機能は、規範（真理）としての最適なモデルがまず構築され、それを出発点として、すべての個人を対象にして身体の細部に働きかけつつ、正常なものと同様なものを分割するとともに、異常なものを正常なものへと矯正していくテクノロジーであった。統治を規則づけるこの<<normation>>の機能こそが、規律主義的合理性の要を構成するものであった。

フーコーは1978年以降、自らの権力論を再編し、統治性研究を展開した。彼は、この統治性研究において、18世紀以降の統治の規則づけの原理が、被統治者の合理性にもとづいて構成されることを明らかにした。より詳細に言えば、統治実践は、諸主体の「自由」な活動によって産出された真理にもとづいて規則づけられるとともに、この真理を基準に、この統治実践の有用性が測定・評価されるようになる。すなわち、彼の統治性研究においては、真理は、もはや構築された最適なモデルとして統治機能の出発点に位置づけられるのではなく、「自由」のメカニズムという動態から産出されるものとして位置づけられる。したがって、「自由」のメカニズムにもとづくこの「真理の形成」機能を捉えることは、フーコーの統治性研究を理解する上で、決定的に重要なことになる。

1978年と1979年の講義において、「真理の形成」は、主に「価格の形成」と「最適とみなされる平均値」の形成として考えられている。したがって自

26) M. Foucault, *Sécurité, territoire, population, op. cit.*, p.172 (209頁).

由主義的な統治実践は、18世紀以降に発展する政治経済学と統計学という知の形式と結びつきつつ、真理としての価格や最適とみなされる平均値によって規則づけられるとともに、この真理を基準にして、この統治実践の有用性が測定・評価されることになる。

では、このような自由主義的合理性において真理を形成するのものは何か。それは、交換メカニズムと結びついた「『自然的』メカニズム *mécanismes <<naturels>>*」(「自然発生的メカニズム *mécanismes spontanés*」)である。この「自然的」メカニズムが十分に機能するとき、真理の形成、すなわちある種の価格の形成が可能になる。この「自然的」メカニズムと真理の形成という2つの特徴をもった特権的な場所こそが、市場である。フーコーはこの市場の機能、つまり「自然的」メカニズムと真理の形成について次のように述べている。

このとき統治実践において、またそれと同時にこの統治実践についての熟考において発見されたこと、それは、価格が市場の自然的メカニズムに合致している限りで、その価格が、統治実践において間違いのない統治実践と間違った統治実践を識別することを可能にする真理基準 *étalon de vérité* を構成しようとする事なのです。言い換えれば、まさに市場の自然的メカニズムと自然価格の形成こそが、——それらにもとづいて、統治が行うこと、つまり統治が講じる措置や統治が課す規則を見るとき——統治実践を偽であるとしたり、真であるとしたりすることを可能にするのです。市場は、交換を通じて、それが生産、必要、供給、需要、価値、価格などを結びつけることを可能にする限りで、そうした意味において、真理形成の場所を、つまり統治実践にとっての、真であることや偽であることを審査する場所を構成するのです。<sup>27)</sup>

---

27) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique, op.cit.*, pp.33-4 (40頁).

このように市場の「自然的」メカニズムを十分に機能させることが、真理基準としての最適な価格（『自然』価格prix <<naturel>>）や「正常価格prix normal」を形成し、それによって統治実践が規則づけられるとともに、その統治実践の真偽が測定・評価されることになる。自由主義的な統治実践は、もはや規律のように、最適な真理（規範）モデルを出発点にして自由を制限しようとはしない。この統治実践は、市場の「自然的」メカニズムを十分に働かせるままにすることによって、「規則règleや規範」としての真理基準を産出しようと努める。真理は、まさに「自然的」メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムによってこそ産出されるのである。

この自由主義的な統治実践は、この真理基準にもとづいて、それが有用な統治であるのか、あるいは無用な統治であるのかを測定・評価する。すなわちこの統治実践は、「有用性の原理」にもとづいて、統治の介入が真であるのか、偽であるのかを測定・評価する。この「有用性の原理」は、「なすべきこととなすべからざることagenda / non agendaの分割」（J.ベンサム）、言い換えれば「介入しうる領域と介入しえない領域の間」の分割を打ち立てることになる。

市場の「自然的」メカニズムから産出された真理基準に規則づけられ、有用性の原理でもって機能する自由主義的な統治実践は、もはや国家理性を制限していたような根本的な法権利や根源的な法権利によって規則づけられない。この実践は、起源と結びついているような法権利によっては正当化されない。「どんな個人にも属する自然的ないし根源的な法権利」<sup>28)</sup>に規則づけられた統治実践は、「主体における統治行為に服従しなければならない部分と、決定的にきっぱりと確保される自由の部分」<sup>29)</sup>の間の分割、言い換えれば、主体における「絶対に確保される自由の部分と、強制されあるいは同意された服従の部分」<sup>30)</sup>の間の分割を打ち立てる。これに対して、自由主義的な

---

28) *Ibid.*, pp.40-1 (49頁).

29) *Ibid.*, p.13 (15頁).

30) *Ibid.*

統治実践は、起源に由来するような根源的な法権利による正当性にもとづくのではなく、統治実践の諸効果を考慮した有用性にもとづく。したがって、自由主義的な統治実践にとっての問題は、もはや根源的な法権利に由来する自然権 *droits naturels* ではなく、統治が取り扱う対象に固有の、しかも尊重すべき「自然性 *naturalité*」(「自然 *nature*」)なのである。

自由主義的な統治実践は、「自由」のメカニズムを自らの領域内部に統合することによってこそ、うまくかつ有効に機能することができる。だから、この統治実践は、自由を生産し、運営しなければならない。より正確に言うると、自由でありうるためにその諸条件を運営しなければならない。フーコーは、この自由を運営する際に引き起こされる危険 *danger* やリスクを2つの次元において考察している。一つは、自由主義的合理性を担う利害関心 *intérêt* の主体(個別的利害関心や集团的利害関心の主体)が引き起こす危険であり<sup>31)</sup>、もう一つが、自由の生産・運営の「供給過剰プロセス」において引き起こされる「破壊的諸効果」というリスクである。自由主義的統治は、このような危険やリスクを陶冶し、運営していかなければならない。というのもこの統治は、体制にとっての最適な真理を産出するためにこそ、「自然的」メカニズムを充分かつ健全に機能させなければならないからである。

最後に、真理の形成のもう一つの側面である「最適とみなされる平均値」

31) フーコーは、自由主義の条件として機能する安全戦略について次のように述べている。「安全 *sécurité* の問題、つまり個人的な利害関心に対して集团的な利害関心を守ること。逆も同様です。つまり、集团的な利害関心に由来する、個人的な利害関心に対する侵害として現れうるであろうものすべてに対して、個人的な利害関心を守らなければなりません。さらに経済的プロセスの自由が、危険、つまり企業にとっての危険、労働者たちにとっての危険ではないようにしなければなりません。労働者たちの自由が、企業や生産にとっての危険になってはなりません。諸個人の偶発的な出来事 *accidents*、つまり人生において人にふりかかりうるあらゆることが、それが病気であれ、あるいはそれが、いずれにせよ起こるもの、つまり老化であれ、個人にとっても社会にとっても危険を構成してはなりません。要するに、このような要請すべてに対して、——利害関心のメカニズム *la mécanique des intérêts* が、個人に対してにせよ、集団に対してにせよ、危険を引き起こさないように気をつけること——いわば自由主義の裏面であり、また条件そのものである安全戦略は、対応しなければならないのです。」(*ibid.*, p.67 (80頁))

の形成について考察していきたい。フーコーはこれに関して1978年講義の安全装置についての考察のなかで取り扱っている。安全装置は、18世紀の西洋社会において、規律にかわる、統治性の本質的な技術的道具として設置された。この装置は、重農主義physiocratieという「経済的統治」のテクノロジーと結びつき、フィジックなプロセス、つまり自然的なプロセスに即すことによって、人々を人口という水準で調整しようとする統治形式である。すなわちこの装置は、人々を放任し、事物を起るにまかせ、そして事物をなるにまかせることによって (laisser faire, laisser passer, et laisser aller), 人口をうまくかつ有効に統治しようとする。そこでこの装置は、この時期に発展する統計学と接続することによって、「新たな政治的人物」である「人口主体sujet-population」を切り出し、人口に固有の諸現象、特にその諸現象の恒常性において現れる、人口固有の規則性régularitésを取り扱うことになる。

ここで着目すべきは、安全装置が備えている「正常化normalisation」の技術である。これは、規律主義的合理性において機能する<<normation>> (規範化) とはその機能を異にする。規律においては、まずその出発点にモデルとしての規範 (真理) があり、その規範にもとづいて正常なものと異常なものが分割される。これに対して安全装置においては、逆に、まず正常性normalitésが標定され、そこから規範 (真理) が演繹される。すなわち安全装置による正常化機能とは、統計技術によって得られた正常性、例えば、年齢、地域、職業などのカテゴリーにおいて得られたいくつかの正常性から、「最適とみなされる平均値」である最も好ましいfavorable正常曲線を演繹することによって、この正常曲線に、それから逸脱した好ましくない正常曲線を導こうとする操作である。したがって、この正常化は、自然的なプロセスに即すことによって、人口に固有の諸現象を捉え、そこから統治を規則づける真理を掴み、そしてこの真理基準としての「最適とみなされる平均値」(「最も好ましい正常曲線」) へと人口を導こうとする技術なのである。

この安全装置は、もはや規律のように「万人の救済」を目指さない。

このように自由主義的合理性において、統治実践を規則づける真理は、「自然的」メカニズムから形成される。この真理は、もはや規律のように、統治実践の出発点に規範モデルとして位置づけられてはいない。真理は、「自然的」メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムという動態のなかから産出されることになる。自由主義的な統治実践において重要なことは、規律のように自由を制限することではなく、「自由」を十分に機能させることである。

## 第2節 競争構造にもとづいた「真理の形成」——新自由主義的合理性

自由主義的合理性において、統治を規則づける真理を産出するものは、「自然的」メカニズムという動態であった。そこで、自由主義的な統治実践は、体制にとって最適な真理を産出するために、この「自由」のメカニズムを自らに固有の仕方でもって運営することになる。ところが、この自由主義的合理性は、19世紀にはこのメカニズムの限界を見せはじめ、1870年代の大恐慌を契機に、自由主義的統治は、それが引き起こしたさまざまな社会・経済問題に取り組むために、経済プロセスに積極的に介入するようになった。それ以降、統治実践は「経済政策的実験の時代」へと転換していった。このような介入主義的な統治の限界を乗り越えるために、両大戦間期のドイツにおいて、つまりワイマル末期における議会の機能麻痺、ナチ党の大躍進、そして「経済国家」化などの政治経済的な状況のなかで、ドイツ新自由主義が胎動してくる<sup>32)</sup>。このドイツ新自由主義は、ナチ体制下ではA.リュストウやW.レ

32) ドイツ新自由主義の端緒は、1932年に象徴的な形で見出される。それは、ナチ党が第一党となった2ヶ月後の1932年9月に開催されたドイツ社会政策学会のドレスデン大会でのA.リュストウの報告（「自由な経済—強い国家」）である。小野は、この報告と、同年に出たW.オイケンの「国家の構造変化と資本主義の危機」論文とを合わせて、ドイツ新自由主義の創立宣言と見なしている（小野清美「ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治」『ゲシヒテ』第1号、2008年、18頁）。

ブケなどが亡命を強いられ、国内に留まったW.オイケンらがナチスに生命を脅かされつつ研究会を続けていたが、第二次世界大戦後の占領下においては、政治の表舞台に登場し、戦後の「秩序」構想に大きな役割を果たした。

フーコーは1979年講義において、このドイツの新自由主義的合理性を主要なテーマとして考察した。さらに彼は、この講義において、この「ドイツ的モデル」の伝播という観点から、フランスの経済政策における新自由主義的政策の導入の検討や、アメリカにおける人的資本理論（教育、家族）や犯罪性の分析について考察した<sup>33)</sup>。彼が、主要なテーマとしてドイツの新自由主義的合理性（「ドイツ的モデル」）を取り扱ったのは、それが「私たちの現存性の一部をなし、それを構造化している」からであり、私たちの社会メカニズムの一般的特徴を考察する上で欠くことのできない理論的モデルを提起しているからである。

フーコーは、ドイツ新自由主義を代表するオールド自由主義ordolibéralisme（フライブルク学派が中心）<sup>34)</sup>のいくつものテキストを横断しつつ、新自由主

33) フーコーは、このドイツ的モデルとアメリカ新自由主義との間の関係について、ドイツ的モデルの伝達役となったF.A.ハイエクらの果たした役割を研究する必要があると述べている。また雨宮は、この関係について次のように述べている。「オールド自由主義とアメリカの新自由主義との、そのロジックにおいて地続きの関係など、フーコーの思考は根底的であり、間然する所がない」（雨宮彦彰・J.シュトレープ『管理された市場経済の生成——介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、2009年、43頁）。

34) 「オールド」とはラテン語で秩序を指し、フライブルク学派の機関誌（『オールド——経済と社会の秩序のための年報』）の名前にも採用されているように、ドイツ新自由主義にとって、考え方の中心を構成する概念（理念）である。オイケンによると、秩序とは「人間と事物との本質に一致する秩序、すなわちそこに基準と均衡とが存在する秩序のことである」（W.オイケン（大野忠男訳）『経済政策原理』勁草書房、1967年、504-5頁）。この概念は、A.アウグスティヌスを出自とし、今日までヨーロッパにおいて受け継がれてきた遺産である。この概念は理念であり、それ故にそれは「不公正な既成秩序」や「具体的な状況の不条理」に対してこそ、大きな役割を果たす。「今日この理念は、工業化した経済のために、そこに欠けている経済、社会、法律および、国家の、機能的で人間にふさわしい秩序を見出そうとする痛切な必要に直面して、ふたたび生き返っている」（同上、505頁）。このように、この秩序概念は、レッセフェール自由主義のように実際に機能している自由がその結果として秩序を生み出すのではなく、秩序（「秩序政策」）の結果として自由が生まれるという考え方を含意しているのである。

義的合理性を自分なりに構成しようと試みた。彼がそこで着目するのが「競争構造structure concurrentielle」である。結論を先取りすれば、彼はこの競争構造こそが真理を形成すると考えた。競争構造とは、もちろん「自然的」メカニズム（交換メカニズム）のことではない。自由主義的合理性には、市場のメカニズムを「一種の自然の所与」、言い換えれば「自然発生的に産出されるもの」として考える「自然主義的素朴さ」があった。もちろん、19世紀末以降の自由主義的合理性においては競争が市場の原理としてみなされるようになるが、それは自由放任の枠組においてであった。新自由主義的合理性が重視する競争構造は、自然の所与でもなければ、自由放任でもない。それは「一つの内的論理をもち、それはそれ固有の構造をもっている」<sup>35)</sup>。つまり競争構造は、政治的かつ文化的に構築されたものである。したがって、競争は、「念入りにかつ人為的に整備されたいくつかの条件のもとではじめて」<sup>36)</sup>機能することになる<sup>37)</sup>。このように新自由主義的合理性は、真理を形成するものとして、それ固有の競争構造を自らの内部に位置づけることによって、市場の原理を、交換（等価性）から競争（不平等）へと転移させたのである。

この競争構造は、真理の一つの形態である価格を形成するとともに、それによって統治実践を規則づける。フーコーは、この真理の形成について次の

35) M. Foucault, *Naissance de la biopolitique, op.cit.*, p.124 (148頁)

36) *Ibid.*

37) フーコーは、この経済プロセス（競争メカニズム）を「規則régliéesづけられた諸活動の総体」として理解している。「その諸規則、それは、社会的ハビトゥス habitus socialであるかもしれないし、宗教的な掟であるかもしれないし、倫理であるかもしれないし、同業組合的な規則であるかもしれないし、それはまた法律であるかもしれない」(*ibid.*, pp.168-9 (201-2頁))。オールド自由主義は、特に、新自由主義的合理性において法の機能を重視しており、それについてフーコーは「法的なものは、経済的なものに形式を与える」(*ibid.*, p.168 (201頁))と述べている。つまり、法的なものは、経済プロセスに「計画化」、すなわち「明確でかつ規定された経済的目的」を与えるのではなく、「形式的な諸原則」を導入しなければならない（ドイツの伝統で言うところの「法治国家Rechtsstaat」の原則）。したがって、経済プロセスは「一つのゲーム」でなければならないし、また何よりも「国家は経済プロセスに目をつぶらなければならない」(*ibid.*, p.178 (213頁))。

ように述べている。

オールド自由主義者たちは、この古典的な考え方（市場の本質的なものが自由放任に基づいた19世紀的な競争であり不平等であるという考え方——引用者挿入）を再び取りあげ直し、また競争、しかも競争だけが経済的合理性を保証するという原理を再び取りあげ直すのです。競争は、何によって経済的合理性を保証するのでしょうか。それは、充実しかつ完全な競争が存在する限りで、経済的な規模を測定し、したがって選択を規則づけることを可能にする価格形成によってであります。<sup>38)</sup>

だから、最適な真理（価格）を形成するためには、何よりも競争メカニズムを十分に機能させることである。このように形成された真理基準こそが、統治を規則づけるとともに、経済的合理性を保証することになる。したがって、真理は、もはや自然性によって形式化された「自由」のメカニズムから産出されるのではなく、競争構造によって形式化された「自由」のメカニズムから産出されるのである。

さらにフーコーは、新自由主義的合理性の決定的に重要な特徴を提示する。それは、市場の原理としての競争構造が、統治を規則づけるだけでなく、社会をも形式化formalisationするということである。つまりそれは、市場における競争形式が、社会に拡張されるということである。この競争形式がどこまで拡張されるのかを知ることが、現在の新自由主義的合理性において賭けられていることである。この競争形式の社会への拡張に関して、伝統的な自由主義的合理性との間には「絶対的に重要な変容」がある。一方の、伝統的な自由主義的合理性における問題は、前節で述べたベンサム「なすべきこととなすべからざることの分割」に象徴されているように、「介入しうる領域と介入しえない領域の間」に分割を打ち立て、市場空間におい

38) *Ibid.*, p.122 (146頁)

て経済を自由なままにしておくことであった。これに対して他方の、新自由主義的合理性における問題は、このような分割を打ち立てることではなく、言い換えれば「触れることができないものと触れることを許されている別のものがあるかどうかを知るのではなく」<sup>39)</sup>、市場における競争形式を社会に拡張することによって、社会の組織を形式化することである。このように競争形式を社会へと拡張することが、新自由主義的合理性の決定的に重要な特徴を構成することになる。したがって、現在の新自由主義的合理性は、伝統的な自由主義的合理性の「回帰」でもなければ、その「再活性化」でもない。

この競争形式の社会への拡張は、もちろん市場の自律的な機能によって行われるわけではない。それは統治実践によって行われる。統治実践は、市場に介入するのではなく、社会に介入することになる。フーコーは「統治の介入の適用地点」について次のように述べている。

新自由主義、新自由主義的統治はまた、——このことこそが、新自由主義を、いわゆる厚生政策、あるいは[20年代から60年代にかけて]知られていたようなものと区別します——社会に対する市場の破壊的諸効果を修正する必要はありません。新自由主義的統治は、社会と経済のプロセスとの間に、いわば、対位法または障壁を構成する必要はありません。新自由主義的統治は、社会そのものに対して、その骨組みやその厚みのなかに介入しなければなりません。新自由主義的統治は、結局のところ、競争的メカニズムが、各々の瞬間に、また社会の厚みの各々の地点において、調整者の役割を演じるために、社会に対して介入しなければならないのです——しかもこのことにおいてこそ、この介入は、その目標、すなわち一般的な市場調整者を社会に対して構成するという目標を可能にすることになるのです。<sup>40)</sup>

---

39) *Ibid.*, p.139 (166頁)

40) *Ibid.*, p.151 (179-80頁)

このように、新自由主義的な統治実践は、競争メカニズムが市場の調整を保証するためだけではなく、このメカニズムが社会のさまざまな地点において一般的な調整者の役割を果たしうるために、社会に積極的に介入することになる。このような統治は、重農主義における「経済的統治gouvernement économique」としてではなく、まさに「社会への統治gouvernement de société」として特徴づけることができる。この社会への統治は、「市場にもとづいて調整régulée<sup>41)</sup>された社会」を目指す。この社会とは、商業社会ではなく、「競争的ダイナミクスに従属した社会」、つまり「企業モデルに従った社会」、いわゆる「企業社会」を指す。さらに、このような社会を担う主体は、新自由主義的合理性において、「交換する人間」としてのホモ・エコノミクスではなく、「企業と生産の人間」としてのホモ・エコノミクスとして構成される。この主体モデルは「企業」形式（「供給と需要モデル、投資—コスト—利益のモデル」）をモデルとした人間を指す。したがって、このように「『企業』形式を一般化すること」は、社会領域全体を経済化しようとする経済化政策を指し、まさにこのことこそが、新自由主義的合理性において賭けられているのである。

フーコーはまた、この「『企業』形式の一般化」をオールド自由主義者が考える社会政策のなかに見出している。彼は社会政策の任務について次のように述べている。

統治の任務は、一つの社会を組織することであり、市場の壊れやすいメカニズム、つまりこの壊れやすい競争メカニズムが、完全に、かつそれ固有の構造に従って、作用しうるような、オイケン、レプケ、そしてミュラー＝アルマックなどがそう呼ぶところの社会政策Gesellschaftspolitikを

---

41) フーコーは、1979年講義において<<régler>>と<<réguler>>とを使い分けているが、この使い分けが、語の使用における慣例上によるものなのか、内容上によるものなのかについては今後の課題である。

実施することでありました。それゆえ、社会政策は、市場の構成へと向けられた社会政策でした。それは、社会的プロセスの内部に、市場メカニズムの場所を設けるために、その社会的プロセスを引き受け、それを考慮しなければならぬ政策なのです。<sup>42)</sup>

このように新自由主義的合理性における社会政策は、「壊れやすい競争メカニズム」を十分に機能させるための一つの介入方式である<sup>43)</sup>。この社会政策は、厚生経済学が提示する「各々の消費財へのアクセスにおける相対的な均等化を目標として定める政策」<sup>44)</sup>ではなく、差異や不平等の効果を通じて、価格メカニズムを健全に働かせようとする政策である。すなわち、この社会政策は、「競争メカニズムすべてに固有のもの」である「差異の作用」を働かせるままにすることで、その「諸々の揺れ動き」を通じて、価格メカニズムを機能させつつ、社会を調整していこうとする政策である。だから、新自由主義的な「社会政策は、逆に、不平等を作用させるままにしておかなければならない」<sup>45)</sup>。また、差異の作用を働かせるままにするこの社会政策は、もちろん「消費と所得の社会化」ではなく、「民営化」をその道具として構成する。つまり社会政策は、もはや社会全体に対して諸個人の生存のリスクを守るように要請することはせず、諸個人が自らのリスクを引き受けられるような政策を実施しようとする（「社会政策の個人化」）。すなわち、これは、リスクに対する社会保障を個人保険に置き換えることを意味する。このような新自由主義的な社会政策が要請する主体モデルこそが、「企業」形式である。このように、新自由主義的な社会政策は、消費財へのアクセス

---

42) *Ibid.*, p.246 (296頁)

43) フーコーは、新自由主義的統治の介入の仕方、つまり「統治スタイル」について、もちろん社会政策以外にも考察している。例えば、反独占のための制度的枠組の構築や、「市場の存在諸条件」、つまりオールド自由主義者がそう呼ぶところの「枠組」の構築とそれに対する恒常的な配慮（「秩序政策」）などである。

44) *Ibid.*, p.147 (175頁)

45) *Ibid.*, p.148 (176頁)

における均等化を目指すためではなく、「壊れやすい競争メカニズム」を十分に機能させるために、実施されるのである。

これまで考察してきたように、新自由主義的合理性において、真理は、競争メカニズムという動態のなかから形成される。この競争メカニズムは、もはや「自然的」メカニズムにはもとづかない。これは、人為的にかつ積極的に構築される。しかもこの競争メカニズムは、統治の介入を通じて、社会に拡張していくとともに、「社会の最も細かい粒においてまで」、企業モデルに従った主体化を要請することになる。つまり、競争メカニズムは、私たちの社会の深部にまで浸食し、諸個人の「自由」な活動を形式化しようとする。このように、新自由主義的な統治実践は、競争メカニズムを充分にかつ健全に働かせることによって、体制にとっての最適な真理を産出しようとするのである。

### おわりに——「真理の政治学」の新たな展開に向けて

本稿では、1970年代におけるフーコー権力論の転換を考察してきた。この転換を捉えるための鍵は、「真理の形成」であった。真理は、新自由主義的合理性においては、規律主義的合理性のように統治機能の出発点に真理モデル（規範モデル）として位置づけられるのではなく、競争メカニズムによって形式化された「自由」のメカニズムという動態から形成される。この真理こそが、統治を規則づけ、測定・評価することになる。したがって、新自由主義的な統治実践は、自由を制限するのではなく、自らの領域内部に「自由」を統合しつつ、この「自由」のメカニズムを十分に機能させることによって、体制にとっての最適な真理を形成しようとするのである。

フーコーは、このように「真理の政治学」を展開した。これは、闘争や対決によって産出された真理の機能についての分析を指している。すなわち彼は、新自由主義的合理性を保証しうる真理の形成と機能を解明しようと試みることで、新たな政治的合理性の可能性を模索しているのである。新自由主

義的統治が競争形式を社会に拡張する限りで、「社会」が一つの重大な政治的賭金になるであろう。また、真理を産出する「社会（社会的なもの）」の形成や、それが競争構造による破壊的諸効果をどこまで調整しうるのかということが、政治的な最重要課題の一つになるであろう。その具体的形態は、新自由主義的合理性とは逆に、1970年代以降の経済のグローバル化に対応するような、個人保険から社会保険（強制保険）への置き換え、さらには政府主導ではなく、政府を含めた各社会層の代表によって共同に運営されるような社会保険を通じた連帯メカニズムの構築であるかもしれない。今日の私たちに賭けられているものは、新たな「自由」のメカニズムとそれを機能させる政治的合理性を構築することであると言える。

## The Transformation of Foucault's Theory of Power in the 1970s :

### The "Formation of Truth" in the Neoliberal Rationality

FUJITA Hirofumi

This paper aims to characterize the neoliberal rationality that Michel Foucault (1926–84) posed in his 1979 lectures, *Naissance de la biopolitique*, at the Collège de France, through analyzing the transformation of his theory of power in the 1970s. The key concept to grasp this transformation is a "formation of truth". To attain this aim, the following three issues have to be examined using Foucault's logic.

First, this paper clarifies that the governmental practices are regulated by a truth (a norm: a "normal price" and an average considered as optimal). This truth which makes a division between the normal and the abnormal is formed by the rational behavior of those who are governed. It was this conception that constituted his new theory of power which he developed in 1978 and 1979 lectures at the Collège de France.

Second, this paper specifies that the truth is formed by the "natural mechanism (the spontaneous mechanism)" which function in the market from the eighteenth century. This mechanism functions as a "laissez-faire". This truth formed by the natural mechanism assures liberal rationality.

Finally, this paper specifies that the truth is formed by the "competitive structure" which has an internal logic. This truth assures neoliberal rationality. This structure extends the competitive forms over the "society" (a "government of society"). In other words, neoliberal government produces a "society subject to the dynamic of competition".

By examining these points, I would like to demonstrate that the "formation of truth" is the most important concept to grasp the

transformation of Foucault's theory of power in the 1970s and to comprehend the neoliberal rationality.

Keywords : neoliberalism, liberalism, truth, competitive structure,  
natural mechanism

<研究ノート>

## 介護過程教育の課題

嶋田直美

キーワード：介護理論，介護過程教育，介護福祉士の専門性

- I. はじめに
- II. 研究方法
- III. 結果
- IV. 考察
- V. 結論

### I. はじめに

介護福祉士養成教育が開始され20数年が経過した。介護福祉士を取り巻く環境では、高齢者介護および障害者介護など福祉ニーズの多様化、介護の高度化問題が顕在化している。そこで介護福祉士養成においても、より質の向上を目指した教育が期待されることとなり、利用者の生活を支援する介護福祉士には、一人ひとりの利用者に対して行う日常生活の介護が専門的で根拠のある内容であることが求められている。介護福祉士の養成カリキュラムでは、1987年の資格創設時当初の1500時間から、2000年には1650時間へと教育時間が増加し、2007年には抜本的なカリキュラム改正が行われ「人

間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」という3つの領域区分合計1800時間が設けられた。そこで特に注目されるのは「介護」領域のうち、介護過程が履修科目として150時間追加され、教育強化が図られたことであった。

介護過程教育では、教育のねらいとして「他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする」と定められている。これは3領域で学習した知識や技術を統合する能力を養うこととされ、新カリキュラムにおける介護過程教育の位置づけでは従来の科目積み上げ式の教育ではなく、各科目の関連づけを意識した教育を行うことが不可欠の課題となる。また、介護の専門性の構築が議論される今日において、筋道を立てて根拠をもった介護実践を行うには、論理的な思考のプロセスを身につけることは不可欠であり、ここに介護過程教育の核心があるのではないだろうか。

介護過程については、これまでも先行研究によって検討が進められ、介護過程とは何かは極めて明確なものとなってきた。また、既に嶋田(2015)で明らかにしたように、介護過程教育研究はまだ発展途上であり、教授方法に関しては各養成校において試行錯誤の中にあると思われる。そこで本稿では、新カリキュラムが実施された2009年度以降に発表された介護過程に関する先行研究を対象として、これまで行われている介護過程に関する研究の動向から、介護過程教育をすすめていくうえでの課題を検討する。

## Ⅱ. 研究方法

### 1. 研究対象

新カリキュラム以降、主要出版社5社より発刊されている『介護過程』の教科書および、論文検索サイトCiNii Articlesを用いて「介護過程」をキーワードとして検索し、該当した181件のうち、2009年から2014年に発表された論文および研究ノート等50件を対象とした。

## 2. 研究対象

主要出版社より発刊されている教科書については、介護過程の定義について記述されている項目を取り上げ、内容の確認を行った。また50件の論文については、テーマと内容を確認し各研究の目的別に①理論的研究、②教育方法、③その他の3つに分類した。

## Ⅲ. 結果

### (1) 理論的研究

#### 1. 介護過程の定義

新カリキュラム以降に発刊された主要出版社5社の介護過程のテキストより、介護過程の定義について整理した。まずA社では「利用者が望むより良い生活、より良い人生を実現するという、介護の目的を達成するために行う専門知識を活用した客観的で科学的な思考過程をいう」<sup>1)</sup>、B社では「利用者一人ひとりが望む生活を実現するために、多角的な情報収集を行い、生活上のニーズや解決すべき課題を明確にし、介護計画を立案、実施、評価する一連の思考と実践の過程である」<sup>2)</sup>と定義している。またC社では「介護を必要とする利用者のあらゆる生活上の課題を発見して、その解決にあたるために系統的で理論的根拠を持った、課題解決のための思考の過程」<sup>3)</sup>としている。さらに、D社では介護過程とは何かを問い直し、介護過程の基本的概念として「介護過程は老い、病、心身の障害などに起因して日常生活に支障(困難)を生じている人びとへの生活支援の1つの領域で、生活支援における1つの役割・機能を担い、直接の人間関係を基盤として行われる介護サービス提供の全体像」<sup>4)</sup>と述べている。さらに、E社では介護過程は2つの意味を含むとして、「信頼関係を築いていくプロセス(過程)と、要介護

1) 介護福祉士養成講座編集委員会(2011), p2。

2) 石野育子編著(2013), p15。

3) 井上千津子・澤田信子・白澤政和・本間昭監修(2009), p140。

4) 黒澤貞夫編著(2007), p3。

者を全人的に理解し、そのニーズや課題に対してどのように援助・支援していくのかを考える思考の過程（プロセス）の2つのプロセスである<sup>5)</sup>としている。以上のように、新カリキュラム以降に発刊された主要出版社による介護過程のテキストに記述されている介護過程の定義について、①思考と実践の過程、②課題解決のための思考過程・信頼関係の構築過程と示されているなど、定義については一定程度の統一がなされつつあることを確認できた。

## 2. 介護福祉理論

介護福祉の概念について研究を進めた杉山（2013）は、「介護過程の展開ツールは、介護福祉とは何かということを具体化するツールである。介護福祉の概念は介護福祉の独自性であり、介護過程の展開ツールはその独自性を形にするツールである」と述べ、介護福祉の概念の確立に介護過程を重要視することを提言している。また川崎（2010）は、ケアワーク（介護）とその思考過程に視点を置いた研究を行い、「ケアワークを専門性や科学的であるといった視点からとらえようとするれば、介護計画に基づく支援の方向性とその展開について客観的妥当性が問われなければならない。この妥当性であるという結果を導きだすための一定の知識、技術、価値観、経験、思考方法といったものが必要となる」として、ケアワークにおける専門性を考える基本となる科学性や客観的妥当性については未だ探究過程にあることを指摘している。介護過程論を構築するための研究を進めた加藤（2014）は、「介護過程の定義としてそれを思考過程と規定することはできない。その理由として①理論としての介護過程とその現実的な基礎的である実際の介護実践との対応関係が不明確になる ②理論化された介護過程の構成要素として形式上は実施を位置づけているとはいえ、介護実践の展開としての実施と、介護過程全体が思考過程であるとの規定の論理的整合性が図れなくなってしまう」と

5) 川井太加子・野中ますみ編著（2014），p 125。

問題提起し、介護過程の理論化を図るためには、介護過程を「思考と実践のプロセス」といった介護実践の一連を基礎に捉える必要があるとしている。介護過程の構成要素は、①情報収集、②課題の明確化（アセスメント）、③介護計画立案、④実施、⑤評価といった5つの要素から成り立っており、これらのことから介護実践の一連のプロセスが介護過程であると言い切れるだろう。

これらの構成要素の中でもアセスメントの位置づけとその内容についての考察を進めた池田他（2012）は、「介護過程、アセスメントという抽象的な概念は、どうすれば実際の出来事のなかで活用・応用され、具体的に介護の対象者に対して実践化されていくことができるかが考慮されなければならない」と述べ、介護過程教育においてはアセスメント力の向上に向けての教材・教具の開発についての検討の必要性を言及している。また、わが国の介護保険制度で導入されているケアマネジメントと介護過程の関係性について考察を進めた大森他（2010）は、施設サービス計画書と介護過程における個別援助計画との連動について、「介護過程の仕組みを施設と在宅（居宅）とに明確に位置づけなければ、特に実践・実習の場としての活用度の高い施設サービスでは、介護過程なる手法や作業が埋没して、ただ学校現場だけの一人歩きの介護過程に陥りはしないだろうか」と指摘し、介護現場における介護過程の実践の場の不明確さについて問題提起している。

## （2）教育方法についての研究

今回の研究対象とした50件の文献の内、約80%（40件）が教育方法に関する研究であった。具体的な研究内容の内訳を、①授業・教授方法、②アセスメント関係、③実習関連、④教材開発の4項目に分類し、それぞれについて検討しよう。

### 1. 授業・教授方法

授業・教授方法についての研究一覧は表1に整理した。ここでは9件の

文献が確認されたが、その中でも介護過程授業に演習を用い学生の理解度を深める検討を行ったものが半数以上であった。根本他（2011）は、学生の介護過程を理解するプロセスを追うことを目的として授業でいくつかの事例を使い、介護過程の流れの理解や方法の習熟などを振り返った研究を行っている。また、横尾他（2009）はペーパーシミュレーションを用いて演習を行い、これらの演習が施設実習においてどのように学生の理解につながられたかを明らかにする研究を行っている。そして介護過程の演習授業においては事例検討を用いた授業展開が行われ、学生の理解度について検証を目的とした研究が行われている。また、介護過程という科目を通して学生の介護観構築に向けた研究を行った緒方他（2013）は、「専門職と呼ばれる職業には、

表1 授業・教授方法研究の目的一覧

	研究目的
1	介護過程の授業展開を振り返ることで、学生の力を引き出し伸ばすことができる授業展開を考える。
2	新カリキュラムを視野に入れて介護過程の展開の教授法についての検討。
3	介護過程という科目を教授する教育の意識も受講する学生の認識について調査し、今後の介護過程の展開に関する教授法が学生にとってより学び易いものとなり、さらにより質の高い介護観の構築に繋がる研究を行った。
4	学生がグループ討議の手法を身につけグループ間で相互学習することによりコミュニケーション能力を高め、重度の認知症高齢者へのICFの視点に立った介護過程の展開を体験できる演習方法の一つとして提示。
5	介護過程を実際に展開するために、介護過程と介護総合演習の授業を担当する教員が連携を図りながら教育しているが、情報収集からアセスメント、介護計画作成、評価に関して学生がどれくらい理解し実践できているか、介護過程の理解度・実践力を把握。
6	今後の介護過程の演習授業をどのように展開していくか授業研究の取り組みについての検討。
7	2年間にわたる「介護過程」の授業を振り返り、今後「介護過程」授業の目指すところを探る。
8	すべての科目において何らかの関連性がある「介護過程」についての科目間連携を検討。
9	新カリキュラム対応の介護過程の組み立てについての考え方、シラバス内容をたたき台として立案し、教育の資質向上の一助とした。

いずれもその職務を遂行するための職業過程というものがある。介護過程の展開に関する記録類はまだまだ統一性もなく発展途上の段階だと考えている。今後実習施設との連携も含め、介護過程の展開法、それにまつわる記録類の統一など課題は多い」と問題提起をし、介護観構築に向けての教授法についての検討を行っている。

## 2. アセスメント関係

アセスメント関係に関する研究については、表 2 で示すように 22 件が確認された。研究目的では、専門性の高い介護を行うために必要となるアセスメント能力を向上させるための研究と、具体的なアセスメントツールを開発しアセスメント能力の向上を測定するための研究に二分化されている。介護過程におけるアセスメントの要素には、①情報収集、②分析・解釈、③統合化、④課題の明確化の 4 項目が含まれる。学生の利用者に対する気づきを分析することにより感性と洞察力を養う教育方法の検討を行った小車他(2010)は、「食事や排泄といった生活場面で直接利用者に関わりながら、利用者の言動や状況についてあれこれと気づくことが介護の始まりとなる。つまり、どのようなことに気づくことができるかが利用者の理解を深め、生活

表 2 アセスメント関係研究の目的一覧

	研究内容
1	介護現場で求められるアセスメント能力・介護過程に基づき利用者の生活構築を目的とした課題を明確化する力・モニタリングの手法等を育てるために必要なもの、あるいは現在の学生に不足がちなものについて考えていく。
2	第 2 段階実習時に行った介護過程をもとに、担当した利用者のどのような介護ニーズに着目しているのか、その着眼点に焦点を当てる。
3	ICF の 5 要素と本人の思いを横軸に、活動・参加の中項目を縦軸にした ICF マトリクス情報整理シートを使用し、情報の有用性と今後の課題について検討。
4	対象理解を深めることを目的とした関連図の作成を授業に盛り込んで、この関連図の作成について学生はどのように捉え・感想を検討する。
5	介護過程の教授法の内容や、大学独自のアセスメントシートを作成し、学生のアセスメント能力に対してどのような影響を及ぼしたかを検討。

	研究内容
6	模擬演技を見た学生の「気づき」を分析することにより、学生が介護過程を習得する際の課題を検討。
7	2007年の指定科目にとったテキストを編纂した人たちはどう捉えたのかといった現状分析をし、日常生活支援にバージニアヘンダーソン理論を用いたアセスメント用紙を提案。
8	介護技術講習における介護計画作成の学習方法に焦点化し、1回だけの講義でも論理的に思考するスキルを受講生に習得させる教材の開発を検討。
9	「情報の関連図」が利用者の全体像を捉えるのに有効であることを明らかにし、筆者が2009年3月に修士論文で考案した「介護福祉ニーズに視点をおいた介護過程（介護過程の展開ツール）」に追加することを目的とする。
10	学外でのフィールドワークにおけるアセスメント（FA）と学内のグループ学習（GW）に協調学習を取り入れ、介護過程の基礎的なアセスメントにつながるかを自己評価および記録物から検討。
11	情報の解釈を助けるワークシートを作成し、限られた情報から「その人らしい生活」を解釈する視点を養うための教授方法について検討。
12	介護過程の展開用紙を独自に作成し、その専門性を高くすることを目的とする。
13	本学における過去4回の介護過程シートの変遷を整理し、介護過程の教育で何を課題としてきたかを振り返る。
14	アセスメント・トライ版とアセスメント・ベーシック版の2つのアセスメントシートを作成し、介護過程の理解および実践で活用できることを目的とする。
15	介護過程の事例研究を学生が理解しながら進めていけるような方法について検討する。
16	生活関連図を用いた介護過程展開の試験評価結果と介護実習後の自己評価結果を比較し、今後の生活関連図学習方法の課題を把握。
17	介護の視点で利用者の問題状況や可能性をアセスメントし、その分析を活かした利用者にとって効果的な介護計画の立案、実施ができるためには、教育方法をどのように改善しなければならないのか科目「介護過程Ⅲ」を客観的に評価する。
18	ペーパーシミュレーションを用いた介護過程の授業展開が、介護実習2段階、3段階においてどのように学生の理解につながられたかを明らかにする。
19	専門的なアセスメント力の強化を図るために、今回生活関連図という教材を独自に作成し、授業に取り入れその理解度を把握する試みを行う。
20	模擬演技とラベルワークから、学生が記述したラベルを分析し、学生の気づきの内容を検討。
21	学生がディマンズへの疑問からニーズを明らかにし、求められる支援を導き実践する能力を高めるために、効果的な教育方法の考察をする。
22	介護過程の30時間を振り返り、介護過程の習熟度を分析し、専門職業人として必要なアセスメント能力の強化を図るアプローチの効果を測定する。

上の解決すべき課題を明確にし、利用者に応じた介護方法を見出していく鍵となる」と述べている。

具体的にアセスメントシートを使って学生のアセスメント力向上を目指した研究では、横尾他（2009）が「生活関連図」という教材を独自に開発し、授業に取り入れている。ここでいう「生活関連図」は、看護領域において患者の健康障害を理解し、看護の方向性を見出すために記述する病態関連図を基盤にして、介護の利用者の状況や生活環境、介護に必要な問題点についてその概念をキーワードで表示し相互関連性を線で繋いで図式化したものである。また、杉山（2014）は、「情報の関連図」を考案し、前述の「生活関連図」と同様に情報を矢印や線で繋いで行き、利用者の全体像を捉えるためのツールとしてどちらも学生のアセスメント力向上には一定の効果を持っている。さらに佐藤他（2009）は、現在全国の介護福祉士養成校等で開催されている介護技術講習会の受講生に対し、4日間の講習会という限られた日数の中で、いかに論理的に思考するスキルを受講生に習得させることができるかということを目的として、ロジカルシンキングに基づくワークシートを活用した効果的な教材を開発する研究を行っている。また、柘崎（2009）は「アセスメントとは判断を導き出す過程である。よって、判断に至るプロセスの中に何を入れるか、どんな指標をもつかは判断の信頼妥当性のエビデンス（根拠・明証性）を示すものである」と述べ、アセスメント記録様式の検討を介護過程の教育方法という側面から検討している。また、介護過程の基礎的なアセスメント能力の修得につなげるための研究を行った武田（2010）は、「介護過程はひとつの思考過程であり、学習者が支援方法を判断するために、アセスメントを含む介護過程の展開能力を修得することが重要となる」と述べている。

### 3. 実習関連

介護過程と介護実習との関連性についての研究では、表3で示したよう

に4件あり、学内学習と施設で行われる実習での効果等を検討する研究が行われている。鍋島他(2011)は、介護過程の学習内容が介護実習でどれくらい実践できているかどうかを検証した結果、「介護施設における介護は、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき援助は展開されているが、さらに介護職として二次アセスメントを行い、介護計画を作成して介護を行ういわゆる介護過程の展開が実践されている施設が少ないのではなからうか。このことも介護職員の介護過程に関する理解の低さの一因ではないか」と述べ、介護過程の学内学習と介護現場での介護過程との乖離を問題提起している。また尾台他(2014)は、介護実習における学生の实習課題達成状況を明らかにして、実習内容を検討する基礎資料にするための研究を行った結果、学内でのペーパーシミュレーションの事例での理解が、介護実習ではさらに確実な知識にしていけることができていることを明らかにしている。

表3 実習関連研究の目的一覧

	研究内容
1	実習Ⅱを体験することが学生の自己効力感に影響するのか、さらにはどの構成要素に反映されるのかを検討。
2	学生の介護実習をより効果的に実施するためには、事前の指導が重要であると仮定し、介護過程に関するアンケートを実施し、その内容を分析。
3	本学における介護過程の教育方法について、実習指導者および学生に対するアンケート調査の結果から、その効果と問題点を考察。
4	実習施設の協力から実習指導の内容分析を行い、結果を今後の介護福祉実習指導および養成校と指導者の連携の資料として活かす。

#### 4. 教材開発

教材開発に取り組んだ研究は2件(表4)あり、実際にe-learning (electronic learning) による介護過程の学内授業と介護実習での介護過程の実際が統合できるような教材開発を目指したのが横山他(2010)である。介護過程教授のためのICT (Information and Communication(s) Technology) を活用した教育プログラムを独自に構築し、授業、評価、実習前のe-

learningを活用した協調学習の教育評価の分析から、教育成果と授業改善に向けての検証を行っている。そこで教材をICT化することにより、介護過程の講義、演習、実習、事例研究が連動・体系化して指導できることになったことを発表している。

表 4 教材開発研究の目的一覧

	研究内容
1	e-learningによる介護過程の学内授業と、実習現場での介護過程の実際が統合できるような教材を目指した教育プログラムを開発して、授業改善に取り組んだ。本稿はこの教育プログラム実践報告であり、プログラムの評価を行う。
2	ファカルティ・ディベロプメントとして、介護福祉士養成に必修の領域「介護過程」の教材のICT (Information and Communication(s) Technology) 化に取り組んだ。

#### IV. 考察

介護過程の定義について主要出版社から発刊されているテキストでは、思考過程と定義しているものや、思考過程と実践過程のすべてを含む過程と定義しているものなど、表現の仕方に差はあるものの一定程度の統一はされつつある。介護実践の一連の流れは、まず利用者の日常生活に対する困りごとや問題点から生活の課題点を抽出し、介護計画を立案する。そして計画を実践した結果について問題点や課題が解決しているかどうかなど利用者の反応等について評価を行う。そして、その評価により計画についての必要な修正を行うという介護のプロセス全体が介護過程であり、そこには思考することが常に求められているのである。これらのことから介護過程は思考過程と実践過程のすべてを含む一連の流れと定義することができるだろう。

新カリキュラムの「介護」領域において、教育内容に含まれた「生活支援技術」の学習のねらいでは「尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習

得する学習とする」と示されている。そこで想定される教育内容の例としてICFの考え方が導入された。ICFは2001年に世界保健機関（WHO）によって発表された国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）で、障害を人が「生きる」こと全体の中に位置づけて、人間の生きることの全体像を分析的かつ総合的にみていくための枠組みとして発表されたものである。そこで新カリキュラムでは、生活支援の考え方にICFの視点に基づくアセスメントを実施することを挙げているが、ICFの視点でのアセスメントについて研究を進めた論文は少ない。また、ICFの他にマズローの「ニード論」等を示しているテキストもあるが、介護独自の理論は開発されていないと言わざるをえない。介護過程の構成要素とアセスメントの位置づけについて研究を進めた池田他（2012）は、介護過程の考え方は看護やソーシャルワークにおける社会福祉援助技術、ケアマネジメントなど他分野から考え方等を導入していることを指摘している。この要因の一つとして、介護が専門職として誕生してからまだ20数年しか経っておらず、介護過程の拠り所となる介護理論研究が十分に開発されていない現状があるためではないだろうか。しかし、専門職にとって理論を持つということは、実践を行う上において判断を裏づけることになり、その職の専門性を構築することに繋がるのである。独自の介護理論が確立されていない状況において、介護に対する考え方や見方を体系的に理論づけるためにも今後はICFの考え方を含む介護理論研究の充実が求められるだろう。介護福祉の基盤となる介護理論研究を充実させることができるならば、それらの理論に基づいた介護実践を根拠ある介護過程展開とすることが可能となり、さらには介護の専門性の構築に繋がるのではないだろうか。

また、介護過程の教育方法について小車他（2010）は、教員による模擬演技授業を実施し「利用者の状態と関連づけるができる医学的な専門知識の習得、社会背景や性格、価値観や障害の受け止め方等の心理を感じ取る感性を高め、推察する洞察力を養う教育、具体的な介護方法をイメージできる教育

方法の工夫が課題である」と指摘した。利用者の言動や状況についてあれこれと「気づく」ことが介護の始まりとなり、どのようなことに「気づく」ことができるかが利用者の理解を深め、生活上の解決すべき課題を明確にし、利用者に応じた介護方法を見出していく鍵となると述べている。社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に、介護福祉士は「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行う」と定義されているように、介護の対象となる人の心身の状況に応じた対応を行うには、アセスメント力を向上させることが必要となり、そのためには、介護福祉士の利用者に対する「気づき」などの観察力を向上させる教育が必要である。アセスメント力向上について横尾（2013）は「アセスメント力を向上させるためには、専門知識の理解や、実習体験などの事例を想起させながら、解釈を深め、問題解決能力を高めていくことが大切である」と述べているように、介護過程の教育は学内学習のみならず、介護実習という実際の介護現場において学生が直接的に利用者に関わり、介護過程の一連のプロセスを体験していく中でアセスメント力をはじめとする能力を身につけていくことが必要であろう。そのためにも介護実習においては、養成校と実習施設との更なる連携および協働が求められることとなり、介護実習を通しての介護過程研究もさらに進められることが望まれる。

また、介護過程におけるアセスメントでは、利用者に関する多面的な情報収集からそれらの情報を整理し、それぞれの情報の意味を解釈したうえで、情報を統合化していくという一連の作業を通して課題を明確化していく。このことについて、稲田他（2009）は「介護過程の展開は、アセスメントシートの様式を単に埋めるという作業ではなく、学生自身が利用者のニーズにあった介護を考える過程の道筋を明文化し、実践していくことである。また、その過程が論理的で根拠があることが必要である。論理的で根拠があるためには、アセスメントできる基礎知識、視点をもつことが重要である」と

述べている。このことから利用者に関する多角的な情報の分析力を養うための専門的知識を身につけておくことはアセスメントを行う上において不可欠な条件となり、ただ単なる介護過程の方法論だけの教授では介護過程教育は進まないといえるだろう。これらアセスメントツールの開発に向けては、「ワークシート」や「生活関連図」「情報の関連図」など学生のアセスメント力を向上させるためのいわゆる教材開発や検討など利用者理解の方法として一定の有効性も報告されている。このようにアセスメント教育が介護過程教育においては重要であるということは全研究者の見解で一致している。すなわち、アセスメントの一連の過程をどのように導いていくかということが介護過程教育のなかでは重要な位置を占めており、アセスメントシートといわれるツールの開発は介護過程教育を進めていくうえでの重要な課題となるだろう。

なお、わが国では前述のようにICTを活用した教育の推進が図られている。ICTの特長として、①時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるという時間的・空間的制約を超えること、②距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるという双方向性を有すること、③多様で大量の情報を収集・編集・共有・分析・表示することができるなど、カスタマイズが容易であることが挙げられている。これらのICTの特長を生かした介護過程教育プログラムの開発も進められているが、まだまだ数の上では少数であり、今後はさらにICTの特長を生かした教育プログラムを積極的に開発し、それらの教育効果などの検証に関する研究なども進めていく必要があるだろう。

新カリキュラムに定められている教育内容の領域「介護」の目的は、①介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う、②自立支援の観点から介護実践できる能力を養う、③利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う、④他職種との協働やケアマネジメ

ントの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う、⑤リスクケアマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養うこととされている。専門性のある介護を実践するためには、根拠のある介護を展開しなければならない。そのためには新カリキュラムで示された「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」などの3領域で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開する能力を養うことが求められている。具体的には介護理論に基づいて各科目の関連づけを意識した教育を行うことが不可欠であり、アセスメント力を養うための論理的思考の習得を目指す。そして、学生自身が学んだ知識・技術を施設実習で駆使し、そこでの利用者との関わりの中で、絶えず思考を行い判断と評価に基づいた考察ができるという課題解決能力を習得できるよう教育内容や方法を研究開発していくことが介護過程教育に求められている課題である。

## V. 結論

本稿では、介護過程教育のあり方についての文献を検討することによって、介護過程教育の今後の課題を明らかにすることを試みた。その結果、①ICFの考え方を含む介護福祉の基盤となる介護理論研究の充実、②施設介護実習を通しての介護過程研究の充実、③アセスメントシートといわれるツールの開発、④介護理論に基づいて各科目の関連づけを意識した教育の実施という4つの課題が明らかになった。介護福祉士養成教育において、学生が論理的思考のプロセスを身につけることは介護過程教育の最大の課題となる。各利用者に応じた個別ケア実践を行うためには、まず利用者の状況を多側面から捉え、情報間の関連性から現状を理解するというアセスメント力を向上させることが重要となり、介護過程教育においても重点的に力を入れていく必要があるだろう。しかし学内学習のみでアセスメント力を向上させることには限界があり、今後は介護過程教育と介護実習のさらなる協調学習が求められるだろう。また、そのためには施設ケアの中で介護過程に沿った実

践が行われるよう体系づくりが必要である。介護過程教育はまさに資質の向上に向けての人材養成の一つであり、その教育に携わる筆者也、介護福祉士の専門性構築のために介護過程研究を今後さらに進めていきたい。

#### 参考文献・資料

- 石野育子編著（2013）『介護過程』、メヂカルフレンド社。
- 池田明子・住野好久（2012）「介護過程における構成要素とアセスメントの位置づけに関する研究」、『新見公立大学紀要』第33巻。
- 井上千津子・澤田信子・白澤政和・本間昭監修（2009）『介護過程』、ミネルヴァ書房。
- 稲田弘子・渡邊一平・栗栖照雄（2009）「アセスメントに重点を置いた介護過程の教授法の検討」、『介護福祉学』第16巻第1号。
- 上田敏著（2010）『ICFの理解と活用』、きょうざれん。
- 大森六郎・齋藤富美子（2010）「介護保険制度におけるケアマネジメントと介護過程の関連性について」、『旭川大学女子短期大学部紀要』第40号。
- 緒方まゆみ・相川正江（2013）「介護過程の展開の教授法に関する一考察」、『精華女子短期大学研究紀要』第39号。
- 小車淑子・木村裕子・吉村小百合（2010）「介護過程の習得における課題」、『九州生活福祉支援研究会研究論文集』第4巻1号。
- 尾台安子・赤沢昌子・丸山順子（2014）「介護過程展開における実習課題の達成度と実習の充実感との関係—個別援助技術実習と介護総合実習の比較検討」、『松本短期大学研究紀要』第23号。
- 介護福祉士養成講座編集委員会（2011）『介護過程』、中央法規。
- 加藤直英（2014）「介護過程の理論的枠組みに関する基礎的研究」、『目白大学短期大学部研究紀要』第50号。
- 川井太加子・野中ますみ編者（2014）『介護の基本／介護過程』、日本介護福祉士養成施設協会編。
- 川崎昭博（2010）「生活支援としてのケアワークとその思考過程について—介護過程についての一考察」、『龍谷大学論集』第474号。
- 黒澤貞夫編著：小櫃芳江・鈴木聖子・関根良子・吉賀成子共著（2007）『ICFを取り入れた介護過程の展開』、建帛社。

- 佐藤真・中澤秀一（2009）「介護過程における論理的な思考スキルの育成を目指した教材開発—ロジカルシンキングに基づくワークシートの活用」、『兵庫教育大学研究紀要』第 35 号。
- 嶋田直美（2015）「介護福祉士養成教育の中心問題」、『桃山学院大学社会学論集』第 48 巻第 2 号。
- 杉山せつ子（2013）「介護福祉の概念に関する研究—介護過程に焦点をあてて」、『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』第 11 号。
- 杉山せつ子（2014）「介護過程の展開における情報の関連図の教育的効果に関する研究—全体像の把握に焦点を当てて」、『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』第 12 号。
- 武田啓子（2010）「介護過程授業実践—アセスメントの修得過程」、『日本認知科学会第 27 回大会発表論文集』第 27 巻。
- 鍋島恵美子・光野裕美子・馬場由美子・小川智子（2011）「介護実習Ⅱにおける介護過程の展開」、『永原学園西九州大学短期大学部紀要』第 42 号。
- 根本曜子・古川繁子（2011）「介護過程授業研究（2 年目の取り組み）リアクションペーパーから見る学生の理解過程」、『植草学園短期大学紀要』第 12 号。
- 柗崎京子（2009）「介護過程シートの変遷—1990～2008 年介護過程の導入から、思考過程を一引き・実践方法を根拠づけるアセスメントシートの検討まで」、『共栄学園短期大学研究紀要』第 25 号。
- 横尾成美・橋本美香（2009）「生活関連図を用いた介護過程の取り組み—生活関連図の理解度」、『山形短期大学教育研究』第 3 号。
- 横尾成美（2013）「介護過程におけるアセスメント力向上を目指した教育の方法に関する考察—教育目標の分類体系（タキノミー）と介護過程の展開—」、『東北文科大学・東北文科大学短期大学部紀要』第 3 号。
- 横山正子・木村あい・西田実継・黒田しづえ・藤本悦子（2010）「e-learningを活用した介護過程教授のための授業改善の成果」、『神戸女子大学健康福祉学部紀要』第 2 巻。

## &lt;書 評&gt;

NHKドラマ番組部監修，NHK出版編

## 『朝ドラの55年：全93作品完全保存版』

(NHK出版，2015年，256頁)

軽 部 恵 子

本書は、NHK連続テレビ小説（以下、「朝ドラ」と略す。）を1961（昭和36）年の第1作から2015（平成27）年後期の第93作まで紹介したものである。巻頭インタビュー特集の扉には、「朝ドラは移りゆく時代の空気や人々の生活感を映しつつ、さまざまな作品を生み出してきた」と書かれている。まさに、評者が本書を取り上げた理由である。

朝ドラは昭和の30余年間と平成の四半世紀あまり、朝の8時台に出勤前の時計代わりとして、政治・経済・文化の変化を反映する鏡として、日本社会に多大な影響を及ぼしてきた。

朝ドラの時代設定は様々である。明治・大正・昭和を俯瞰するもの、戦中を舞台とするもの、昭和の現代劇であったもの、平成を舞台にするものなどである。女の生涯を1年かけて描いた「おしん」（1983年度放送）は、明治・大正・昭和を生き抜いた女性実業家の物語であった。1990年代に入ると現代に設定したものが増えてきたが、2000年代後半から昭和の話が増えてきた。最新作「あさが来た」は朝ドラ史上初めて、幕末から物語が始まっている。

朝ドラの主人公には圧倒的に女性が多い。実在の人物もいれば、まったく

架空の人物も含まれる。視聴者にとって、実在の人物をモデルにした方が興味をそそられる。たとえば、『赤毛のアン』シリーズの翻訳者として知られる村岡花子が2014年前期のヒロインとなり、「赤毛のアン」ブームを再燃させた。2014年後期は、ニッカウキスキー創設者の竹鶴政孝と、その妻リタをモデルにした。朝ドラ史上、外国人がヒロインとなったのは初めてである。2015年後期は、大同生命の創設者で、日本女子大学の創設に尽力した明治の女性実業家、広岡浅子がモデルとなっている。

本書の特徴は、単に歴代ドラマのストーリーを紹介するだけではない。巻頭にとくに人気を博したドラマのヒロインたちのインタビューが掲載されている。ジェンダーを研究してきた筆者にとって、感慨深い点が少なくない。たとえば、デザイナーの小篠綾子（コシノ三姉妹の母）を主人公にした「カーネーション」（2011年後期）のヒロインのオーディションには、尾野真千子が合格した。30歳目前だった。ヒロインは20代半ばの女性が多くなる中、演じるヒロインの年齢が幅広かったとは言え、異例であった。2015年は男女雇用機会均等法が施行されて30周年にあたるが、均等法以前の日本の職場では、30歳を過ぎた女性は既婚でも未婚でも、退職を強く勧奨されたものであった。

1985年前期は、沢口靖子主演「滞つくし」が大人気を博した。ヒロインは醤油醸造元の資産家の娘だが、妾の子である。当時まだ堅かったNHKとしては、かなり異例の設定だった。長年、日本では、非嫡出子の相続分が嫡出子の半分であったが、ようやく2013（平成25）年12月に民法の一部を改正する法律が成立した。ちなみに、シングルマザーも朝ドラのヒロインとなったが、それは2000年前期の「私の青空」であった。

漫画家の水木しげるも朝ドラに登場した。武良布枝が書いた『ゲゲゲの女房』を元にした朝ドラ「ゲゲゲの女房」は、漫画家の妻が主人公だったが、夫の才能を信じ、戦争で左腕を喪失した夫を支える献身的な姿で感動を呼んだ。ドラマは民放の番組が特集を組んで取り上げるほど人気となった。な

お、周知のように、水木は、妖怪ものだけでなく、自身の戦争体験を元にした漫画『総員玉碎せよ!』、『水木しげるのラバウル戦記』、『敗走記』などで戦争の無意味さを訴え続けたことでも知られる。2015年11月、水木は、惜しまれながら93歳で亡くなった。

本書で最も役に立つと評者が感じたのは、ドラマの完全ダイジェストが1960年代から1990年代、2000年以降のものと年代ごとに分けられ、各セクションの冒頭に主なテレビ番組と主な出来事を記した年表を配したことである。1960年はまだテレビの黎明期と言える年で、前年の1959年に皇太子ご成婚でテレビの契約件数が飛躍的に増えた直後であった。テレビが人々に娯楽を提供し、生活に影響を与えてきたかは、懐かしいテレビ番組名と時代のできごとが教えてくれる。

思い起こせば、1960年はアメリカ大統領選挙のディベートがテレビ放映された初めての年であった。ニクソンとケネディの第1回討論会をラジオで聴いた人はニクソンが勝ったと判定し、テレビで討論会を見た人はケネディ優勢と思った。それは、不鮮明な白黒画面の中で、薄い灰色のスーツを着た病み上がりのニクソンはぼやけて見えたが、若いケネディはダークスーツを着て、輪郭がはっきりしていたことなどが要因である。日本の政見放送は厳格な様式に則り制作されるが、政権のイメージ作りにテレビが欠かせない媒体であることに変わらない。

それから、朝ドラのヒロインたちは様々な職業に就き、社会が考える「女性」の枠組みを乗り越えている。とくに均等法が施行された1986年以降は、その傾向が顕著といえよう。1986年前期に放映された「はね駒（こんま）」は、明治・大正期に活躍した女性新聞記者の草分け、磯村春子をモデルにした。1987年前期の「チョッちゃん」は、黒柳徹子の母、朝が書いた自伝『チョッちゃんが行くわよ』を原作とした。天真爛漫なチョッちゃんは、社会がはめようとする枠に全くとらわれない。黒柳徹子もテレビの黎明期から活躍し、様々な障害を乗り越えてきた人だが、自身の母にはかなわないであ

ろう。1999年後期の「あすか」では和菓子職人が、2002年後期の「まんてん」では宇宙飛行士が、2004年後期の「わかば」では大工が登場する。

一方、日本のジェンダーギャップ指数は相変わらず低迷している。2015年11月に世界経済フォーラム（WEF）が発表したランキングでは、調査対象となった145カ国のうち、日本は101位であった。前年よりランクが3つ上昇したものの、女性議員の比率、男性との賃金格差などから低迷を続けている。朝ドラの中でヒロインたちが輝くのは、現実の女性たちが十分輝いていないせいかな。そう言えば、2015年後期の「あさが来た」の主題歌「365日の紙飛行機」では、ヒロインの夢が「やりたいこと 好きなように 自由にできる夢」であるとAKB48が歌っている。ドラマは、人々が抱く夢の半歩先を描くから受けるのかもしれない。

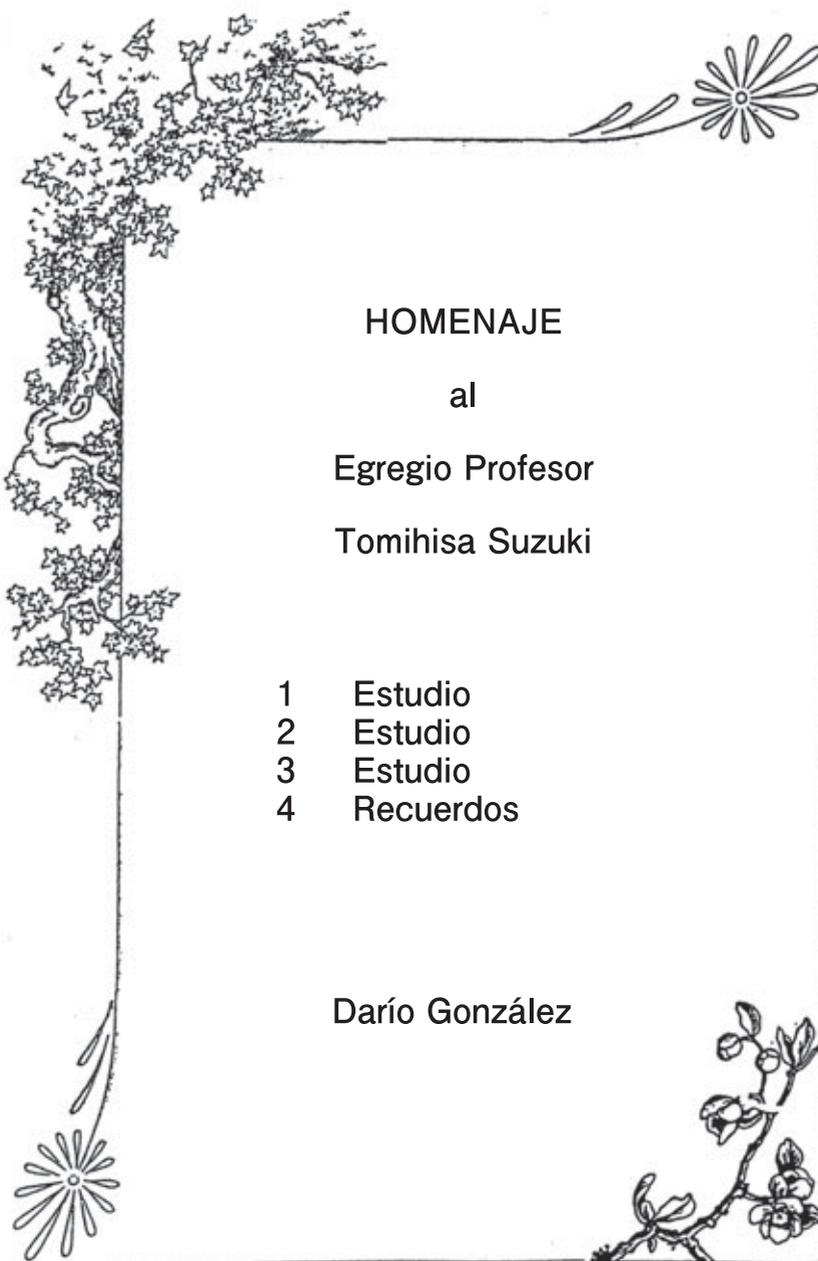
以上、本書はいろいろな読み方を提供してくれる。昭和と平成を懐かしみたい人はもちろん、55年間の世相の変化を俯瞰したい人、そして日本女性の歩んだ道をドラマの設定から探りたい人などに、本書をぜひ推奨したい。

# FLŌRĪLĒGUM MUSICUM

Darío González

*Piano Solo*





HOMENAJE

al

Egregio Profesor

Tomihisa Suzuki

- 1 Estudio
- 2 Estudio
- 3 Estudio
- 4 Recuerdos

Daño González

## Contents

Foreword .....IWAO Keisuke ( 1 )

### Articles:

- Giddens' Studies on Marx's Works :  
Structure and Change of Modern Societies  
.....MIYAMOTO Koji ( 7 )
- A Consideration of Learning about Volunteering  
—Based on the Analysis of Essays by  
Students Taking Theory of Volunteerism Class  
.....ISHIDA Yasunori ( 35 )  
FUKUYAMA Masakazu  
KANEMOTO Takuya
- The Social Determinants of Attitudes towards Nuclear Energy :  
Examination for the Value Mediated Mechanism  
.....SAKAGUCHI Yusuke ( 47 )
- Re-reading "Proletarian Tanka Poetics" :  
Its Limits and Possibilities  
.....MATSUZAWA Shunji ( 69 )
- Historical Origin of 'Economic Growth'  
.....TAKEUCHI Masumi ( 87 )
- Issues in Building the Social Support System for the Disabled :  
Based on a Case Study in Karlstad, Sweden  
.....KIYOHARA Mai ( 119 )
- The Transformation of Foucault's Theory of Power in the 1970s :  
The "Formation of Truth" in the Neoliberal Rationality  
.....FUJITA Hirofumi ( 145 )

**Note:**

Issues in Education and Training of the Care Process

.....SHIMADA Naomi (177)

**Book Review:**

NHK Drama Department (editorial supervisor), NHK Publishing ed.

*Fifty-five Years of "Asadora"* (NHK Publishing, 2015, 256p.)

.....KARUBE Keiko (195)

**Music dedicated to Professor SUZUKI Tomihisa :**

FLŌRĪLĒGUM MUSICUM

.....GONZÁLEZ Darío (199)

**Brief Biography of Professor SUZUKI Tomihisa** ..... (207)

**Bibliography of the Writings of Professor SUZUKI Tomihisa** ..... (209)